

おおた障がい施策推進プラン (案)

大田区障害者計画
第7期大田区障害福祉計画
第3期大田区障害児福祉計画
大田区発達障がい児・者支援計画

令和6年度～令和8年度

大田区

區長挨撈

目 次

目 次	1
第1章 計画策定の概要	1
1 計画策定の趣旨と背景.....	3
(1) 障害者権利条約の批准と国内法制度の整備	3
(2) 地域共生社会※の実現に向けた国内法制度の整備.....	4
(3) 障害福祉サービス等の充実に向けた見直し	4
(4) 本計画の策定趣旨	5
2 計画の位置づけ	6
3 他の計画等との関係.....	7
4 基本理念.....	8
5 理念の実現に向けて	9
(1) 基本目標	9
(2) 取組の横断的な視点	10
6 計画の期間.....	12
7 計画策定の体制	12
第2章 大田区の障がい者の状況と施策の課題	14
1 大田区の障がい者の状況	16
(1) 身体障害者手帳所持者の状況	16
(2) 愛の手帳所持者の状況	18
(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況	19
(4) 自立支援医療費(精神通院医療)申請者の状況.....	20
(5) 難病医療費等助成申請者の状況	21
(6) 発達障がい者の状況 ^注	22
2 前計画における主な取組.....	27
(1) 基本目標1「自分らしく いきいきと 暮らせるまち」.....	27
(2) 基本目標2「認めあい つながり 暮らせるまち」.....	31
(3) 基本目標3「安全・安心に 暮らせるまち」.....	33
3 実態調査等に基づく障がい者施策の課題	35
(1) 障がい者施策の課題抽出方法	35
(2) 大田区障がい者施策の課題.....	36
第3章 施策の展開.....	64
1 施策の体系.....	66
2 個別施策.....	69
1-1 障害福祉サービス等の充実	70
1-2 希望する暮らしの実現.....	75
1-3 社会参加・社会活動の充実.....	77

1-4 保健・医療支援体制の充実.....	82
1-5 障がい児支援の充実.....	83
1-6 障がい特性に応じた支援の充実	86
2-1 相談支援体制の充実・強化.....	89
2-2 障がいへの理解促進	92
3-1 防災・防犯対策の推進	97
3-2 権利を守るまちの実現.....	101
第4章 障害福祉サービス等の推進.....	106
1 障害福祉サービス等の提供体制の確保に向けて.....	108
(1) 地域生活支援拠点等の機能の充実.....	108
(2) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	110
(3) 福祉施設から一般就労への移行等	111
(4) 障がい児支援体制の整備等.....	112
(5) 発達障がい者支援事業の推進	113
(6) 相談支援体制の充実・強化	114
(7) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム [※] の構築	116
(8) 障害福祉サービス等の質の向上.....	117
2 サービス見込量と確保のための方策.....	118
(1) 訪問系サービス	118
(2) 日中活動系サービス.....	120
(3) 居住系サービス	124
(4) 相談支援	125
(5) 児童福祉サービス.....	126
(6) 地域生活支援事業	128
第5章 計画の推進に向けて	132
1 計画の推進体制	134
(1) 関係機関等との連携・協働の推進.....	134
(2) 社会資源の適切かつ効果的な活用	134
2 計画の進行管理	135
3 計画のモニタリング [※]	136
第6章 参考資料.....	138
1 大田区障がい者実態調査の概要.....	140
(1) 調査の目的	140
(2) 調査対象	140
(3) 調査期間	140
(4) 調査方法	140
(5) 回収結果	140
2 大田区障がい施策推進会議の検討経過.....	141

3 大田区障がい施策推進会議設置要綱	142
4 大田区障がい施策推進会議委員名簿	144
5 庁内検討委員会委員名簿	145
6 計画策定に係る根拠法令等	146
(1) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）	146
(2) 障害者総合支援法（平成17年法律第123号）	146
(3) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)	147
(4) 障害福祉サービス等及び障害児通所支援 [※] 等の円滑な実施を確保するための 基本的な指針(令和5年こども家庭庁・厚生労働省告示第1号)	147
7 用語の説明	156

ピックアップ 一覧

①大田区立障がい者総合サポートセンターを紹介します♪	26
②大田区福祉人材育成・交流センターとは	73
③障がい者雇用の促進について	78
④大田区立障がい者就労支援センター (障がい者総合サポートセンター内)の事業を紹介します♪	78
⑤「おおむすび」の取組について	79
⑥障がい者スポーツの紹介	81
⑦特別支援教育について	85
⑧発達障がい者支援の取組について	87
⑨重層的支援体制整備事業における包括的相談支援の強化について	89
⑩障がいへの理解促進・心のバリアフリーについて	93
⑪意思疎通支援・情報保障の促進について	95
⑫災害時のいざというときの備えが大切です	98
⑬要配慮者の方の避難所について	99
⑭成年後見制度等権利擁護支援について	103

○ 「障害」と「障がい」の表記について

法令等に基づくもの、名詞や一般的に漢字で表記した方が分かりやすいものは、「障害」を使用し、それ以外は「障がい」と表記しています。

○ 「子ども」と「こども」の表記について

法令等に基づくもの、名詞や一般的に漢字で表記した方が分かりやすいものは、「子ども」を使用し、それ以外は「こども」と表記しています。

○ 「障がい者」の定義について

本計画における「障がい者」とは、障害者基本法第2条の規定に基づく「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）があるものであって、障害及び社会的障壁※により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」であり、障害者手帳の所持者に限られず、高次脳機能障がい※者や難病患者も含まれます。

なお、「障がい者」には、18歳未満の方も含んでいますが、「障がい児」と表記している場合は、18歳以上の方は含んでいません。

○ 「大田区障がい施策推進会議」の表記について

「大田区障がい者施策推進会議設置要綱」を令和5年11月14日に改正し、会議の名称を、「大田区障がい者施策推進会議」から「大田区障がい施策推進会議」に変更しました。

本プランでは、過去についての記述も含め、「大田区障がい施策推進会議」に表記を統一しています。

第1章

計画策定の概要

1 計画策定の趣旨と背景

(1) 障害者権利条約の批准と国内法制度の整備

- ◆ 我が国では、国際条約である「障害者の権利に関する条約」が、平成26年に発効しました。この条約は、障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的としています。令和4年9月に、国連の障害者権利委員会から日本における条約の実施状況に関する評価として、勧告(総括所見)が出されました。自立した生活および地域生活への包容や教育などに対し、改善が求められています。
- ◆ 条約批准後、平成30年3月に国が策定した「第4次障害者基本計画」では、各分野に共通する横断的視点として、「社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティ[※]の向上」や「当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援」等を、前期計画よりもさらに推進していく必要性が述べられていました。加えて、「障がいのある女性、こども及び高齢者の複合的困難[※]に配慮したきめ細かい支援」の必要性が、新たな視点として挙げられていました。
- ◆ 東京都では、平成30年10月1日に、「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」を施行し、事業者の合理的配慮[※]の提供を「義務」としました。令和3年5月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(以下「障害者差別解消法[※]」という。)」の改正法が成立し、法律においても、令和6年4月1日から事業者における合理的配慮[※]の提供が、「努力義務」から「義務」へと改められることとなりました。
- ◆ 令和4年5月に、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律(以下「障害者情報アクセシビリティ[※]・コミュニケーション施策推進法[※]」という。)」が、施行されました。この法律の基本理念には、①障がいの種類・程度に応じた手段を選択できるようにすること、②日常生活・社会生活を営んでいる地域にかかわらず等しく情報取得等ができるようにすること、③障がい者でない者と同一内容の情報を同一時点において取得できるようにすること、④高度情報通信ネットワークの利用や情報通信技術を活用することが掲げられています。
- ◆ 令和5年3月に国が策定した「第5次障害者基本計画」では、基本理念に「障害者の社会参加を制約する社会的障壁[※]を除去する」ことなどが掲げられ、「社会モデル」がより前面に打ち出されています。また、各分野の施策の方向性においては、改正された障害者差別解消法[※]等に基づき差別解消・権利擁護を推進するとともに、障害者情報アクセシビリティ[※]・コミュニケーション施策推進法[※]に基づき、情報アクセシビリティ[※]の向上や意思疎通支援[※]の充実を図ることなどが掲げられています。さらに、精神科病院に入院中の患者の権利擁護や、ヤングケアラー[※]を含む家族支援など、共生社会の実現に向けた方向性が示されています。

(2) 地域共生社会※の実現に向けた国内法制度等の整備

- ◆ 平成30年4月に改正社会福祉法が施行されました。このことにより、障がい者、子ども、高齢者等、全ての人々が地域、暮らし、生きがいとともに創り、高めあうことができる「地域共生社会※」の実現に向け、必要な支援を包括的に提供できる体制の整備等が自治体に求められました。さらに、令和2年6月の社会福祉法の改正により、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、属性を問わない「包括的相談支援」、多様な社会参加に向けた「参加支援※」及び「地域づくり支援※」の3つの支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業※¹が創設され、令和3年4月から施行されています。
- ◆ 一方で、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム※の構築に向けた取組が進められています。国が主体となって開催された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム※の構築に係る検討会」が令和3年3月に取りまとめた報告書では、精神障がい者に加えて精神保健(メンタルヘルス)上の課題を抱える人を対象として、精神医療の提供体制、居住支援、社会参加、当事者・ピアサポーター※による支援、家族支援、人材育成等の充実を通じて、包括的・重層的な連携による支援体制の構築が重要であることなど、基本的な考え方や要素等について整理されました。これを踏まえて令和3年10月からは、より具体的かつ実効的な体制について検討を行う場として「地域で安心して暮らせる精神保健医療福祉体制の実現に向けた検討会」が開催されました。令和4年6月に取りまとめた報告書では、精神保健医療福祉上のニーズを有する方が、多様なサービスを身近な地域で切れ目なく受けられる体制の整備や、権利擁護に関する取組を、より一層推進していくことなどの方向性が挙げられました。
- ◆ 令和3年9月に「医療的ケア※児及びその家族に対する支援に関する法律(以下「医療的ケア※児支援法」という。)」が施行されました。この法律では、医療的ケア※が必要な子どもの保育・教育体制の拡充、日常生活の支援、相談体制の整備、情報共有の促進、広報・啓発、人材確保等について、地方自治体が自主的・主体的に施策を実施する責務を有することが、明確化されました。

(3) 障害福祉サービス等の充実に向けた見直し

- ◆ 令和4年12月に障害者総合支援法や関連する障害者雇用促進法※、精神保健福祉法、児童福祉法等の改正が行われました。このことにより、共同生活援助(グループホーム)※の支援内容の明確化、基幹相談支援センター※の設置の努力義務化、新しいサービスとして就労アセスメント※手法に基づく就労選択支援の創設、就労移行支援・就労定着支援のサービス対象者の明確化、精神障がい者等の希望やニーズに応じた支援体制の整備などの見直しが行われました。
- ◆ 令和6年度から令和8年度までを期間とする第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画を策定するに当たって、「地域共生社会※の実現に向けた取組」、「地域における相談支援体制の充実強化」、「障害福祉人材の確保・定着」、「障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進」等の視点が国から示されるとともに、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援※等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の見直しが行われました。

注1:重層的支援体制整備事業については、社会福祉法106条の5に基づき、「大田区重層的支援体制整備事業実施計画」を策定し、取り組んでいます。包括的相談支援の詳細については、90ページの「PICK UP」に掲載しています。

(4) 本計画の策定趣旨

以上から、障がい者施策の推進に当たっては、障がいへの理解促進、本人の意思を尊重したサービス等の提供、多様な地域生活課題[※]に対応するため地域の関係機関が連携した、包括的・重層的な支援体制の充実・強化等が求められています。本計画は、このような背景を踏まえるとともに、大田区の上位計画である大田区基本構想[※]や大田区地域福祉計画等と整合性を図りながら、区が今後3年間で推進していく障がい者施策を定めるものです。

～SDGs[※]の取組との関係:「誰一人取り残さない」社会の実現に向けて～

本計画は、SDGs[※]の17の目標のうち、「1 貧困をなくそう」、「3 すべての人に健康と福祉を」、「4 質の高い教育をみんなに」、「8 働きがいも経済成長も」、「10 人や国の不平等をなくそう」、「11 住み続けられるまちづくりを」、「17 パートナーシップで目標を達成しよう」と特に関連します。



区では、令和4年3月に「大田区におけるSDGs[※]推進のための基本方針」を策定し、令和4年4月には「大田区SDGs[※]推進会議」を設置するなど、取組を推進してきました。さらに、大田区は、令和5年度に、SDGs[※]の達成に向けて優れた取組を提案する都市として、内閣府から「SDGs未来都市[※]」に選定されるとともに、その中でも特に優れた先導的な取組を行う「自治体SDGsモデル事業[※]」にも選定されました。

本計画を着実に推進し、多様な主体との連携により包括的な支援体制を整備することで、SDGs[※]で掲げる「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂[※]性のある社会の実現をめざします。



2 計画の位置づけ

本計画は、「大田区障害者計画」、「第7期大田区障害福祉計画」、「第3期大田区障害児福祉計画」、「大田区発達障がい児・者支援計画」を一体的に策定するものであり、区の障がい分野における施策の具体的な方向性等を定めています。

① 大田区障害者計画

障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」であり、障がい者のための施策に関する基本的な事項を定めています。

② 第7期大田区障害福祉計画

障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」であり、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標、サービスの種類ごとの必要な見込量等を定めています。

③ 第3期大田区障害児福祉計画

児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」であり、障害児通所支援[※]及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標、サービスの種類ごとの必要な見込量等を定めています。

④ 大田区発達障がい児・者支援計画

区の発達障がい分野における施策を推進するため、策定している計画です。

平成26年度から平成29年度の計画では、「早期発見・早期支援の推進」、「ライフステージに応じた切れ目のない支援」、「地域支援力の向上と人材育成・啓発の促進」、「施策を推進する基盤整備」の4つを目標に、保健・医療、福祉、教育、就労の枠組みを越えた計画的な施策を展開してきました。

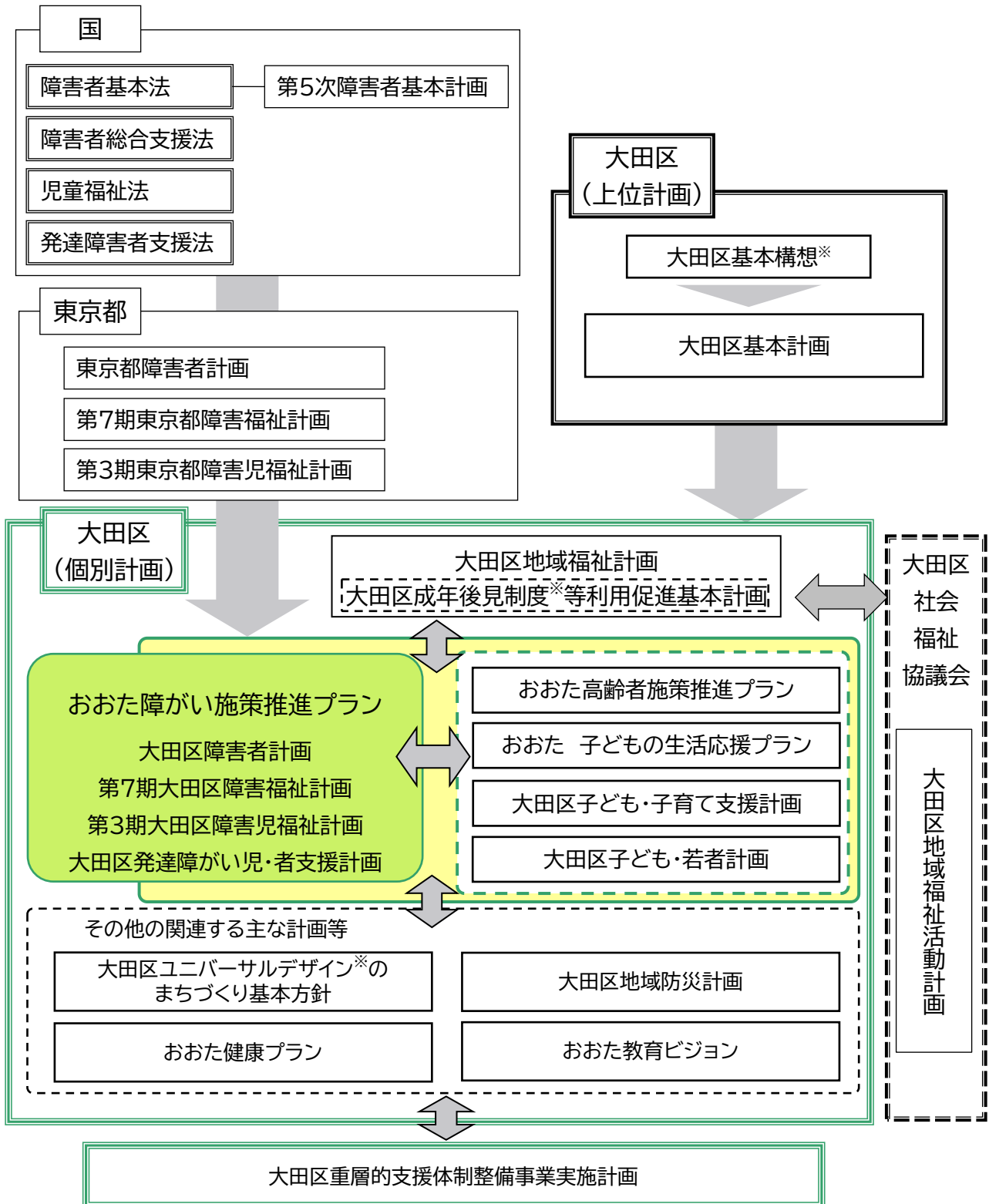
平成30年度以降の計画では、「おおた障がい施策推進プラン」として、「大田区障害者計画」、「大田区障害福祉計画」、「大田区障害児福祉計画」と一体的に策定しています。

本計画においても、これまでの計画の理念や目標を踏まえながら、上記①から③の法定計画と一体的な策定を行い、障がい種別の枠組みを越えた施策の推進に取り組んでいきます。

3 他の計画等との関係

本計画は、「大田区基本構想[※]」に掲げる将来像の実現に向けた個別計画であり、「大田区地域福祉計画」や「おおた高齢者施策推進プラン」など、関連する各分野の計画等と整合を図っています。

図表 1-1 他の計画等との関係概念図



4 基本理念

障がい者が 地域で自分らしく 安心して暮らせるまちをつくります

- ◆ 大田区基本構想[※]では、2040年ごろの大田区のめざすべき将来像として、「心やすらぎ 未来へはばたく 笑顔のまち 大田区」を掲げています。また、大田区に関わる全ての人々に共通する考え方として、①「地域力[※]を高める」、②「多様な個性が輝く」、③「豊かなまちを未来へつなげる」の3つの基本理念が示されています。
- ◆ 大田区地域福祉計画では、基本理念として「ともに支えあい 地域力[※]ではぐくむ安心して暮らせるまち」を掲げています。これは、地域活動が活発な大田区で、地域住民や多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、一人ひとりの暮らしと生きがいがあるような地域をともに創っていく大田区らしい地域共生社会[※]の姿をめざしたものです。また、地域で暮らす皆さん自身が安心して暮らせるよう、行政のみならず、地域福祉の推進の主体となる地域住民、団体、企業等が主体的に取り組を進めていくことをめざしたものです。
- ◆ 以上を踏まえ、本計画の基本理念を、「障がい者が地域で自分らしく安心して暮らせるまちをつくります」とします。この基本理念は、障がい者が住み慣れた地域で必要とするサービスを自らの意思により選択し、自分の個性や強みを活かしながら社会活動や経済活動に参加し、安心して暮らせる包摂[※]型の社会をめざして設定したものです。

5 理念の実現に向けて

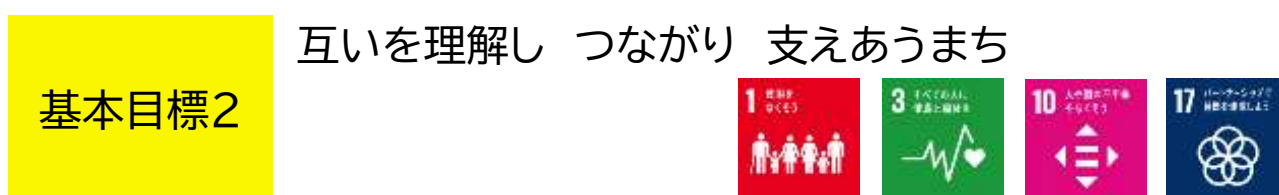
(1) 基本目標

基本理念の実現に向けて、次の3つの基本目標に基づき施策を展開していきます。



障がい者が、必要なサービスを利用しながら、自らの個性や強みを生かし、自らの意思で選択・決定をし、自分らしく地域で暮らし続けられるまちを目標とします。

多様なニーズに応じたサービスの質・量の確保に取り組むとともに、人材確保・育成・定着支援、就労や余暇活動、保健・医療、保育、教育等の各分野が連携した支援等、自分らしい暮らしの実現に向けた取組を推進していきます。



誰もが、お互いに人格と個性を理解し尊重しあいながら、それぞれが役割をもち、支えあって認めあい、孤立を生まない地域づくりを目標とします。

包括的な相談支援体制の充実、地域のネットワークによる連携した支援、障がいを理由とする差別の解消、意思疎通支援[※]や情報保障[※]の促進、地域との交流の促進等、障がいのある人もない人も地域の中でつながり、支えあう共生社会の実現に向けた取組を推進していきます。



障がい者が、人としての尊厳や権利が守られる中で、安全・安心に生活できることを目標とします。

災害時に備えた自助・共助・公助[※]の取組に加え、障がい者虐待の防止、防犯対策、本人の自己決定権を尊重した成年後見制度等の権利擁護支援、ユニバーサルデザイン[※]のまちづくりなど、安全・安心で快適な暮らしの実現に向けた取組を推進していきます。

(2) 取組の横断的な視点

計画の推進に当たっては、次の3つの視点に基づき取組を進めていきます。

視点1 孤立を生まない・多様性を認めあう地域づくり

孤立を生まないためには、障がいのある人もない人も、お互いにその人らしさを理解し認めあいながら共生する地域づくりに加えて、地域における他者とのつながりを作る機会を増やしていくことが重要です。

障がいを理由とする不当な差別的取扱いを無くし、建設的な対話と合理的配慮[※]の提供を通じて、社会的障壁[※]が除去されるよう障がい理解を促進していきます。また障がい有無にかかわらず、お互いに交流できる機会を提供していきます。

視点2 地域の多様な主体の参加の推進

区では従来から、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、世代や分野を超えてつながりあい、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会をめざし、大田区の強みである「地域力[※]」を活かして、大田区らしい地域共生社会[※]の実現を推進しています。

障がい者、家族、関係団体に加えて、大田区社会福祉協議会[※]を核として、地域のプラットフォームを活用しながら地域住民、自治会・町会、区内事業者等が、それぞれの強みを活かして支えあいの地域づくりに参加できるよう、連携・協働による取組を進めていきます。

視点3 分野横断の包括的支援体制の強化

8050問題[※]や、親亡き後の不安、生活困窮、ヤングケアラー[※]等、困りごとや課題は複雑化・複合化しています。既存の相談支援機関の機能を最大限活用し、区民の様々な相談を包括的に受け止める体制を強化します。

また、福祉人材の資質の向上を図るとともに、一つの機関では解決が難しい事例には、分野横断の多機関連携によるチーム支援を強化していきます。

以上の基本理念と3つの基本目標、そして3つの視点を踏まえた本計画がめざす姿のイメージ図を、次ページのとおり作成しました。

基本理念

「障がい者が地域で自分らしく安心して暮らせるまち」の実現に向けて

基本目標

基本目標1 自分らしく いきいきと 暮らし続けられるまち

基本目標2 互いを理解し つながり 支えあうまち

基本目標3 尊厳や権利が守られ 安全・安心に 生活できるまち

視点

視点1 孤立を生まない・多様性を認めあう地域づくり

視点2 地域の多様な主体の参加の推進

視点3 分野横断の包括的支援体制の強化

ライフステージ
ごとの支援

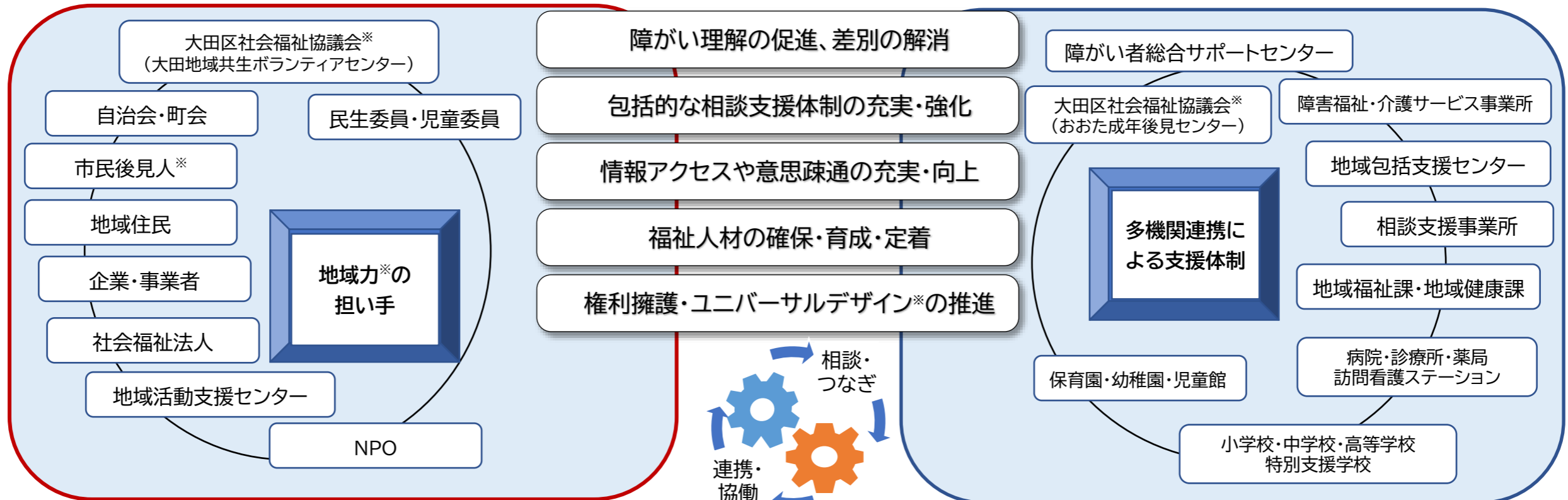


支援

相談

支援

相談・
支援体制
の充実

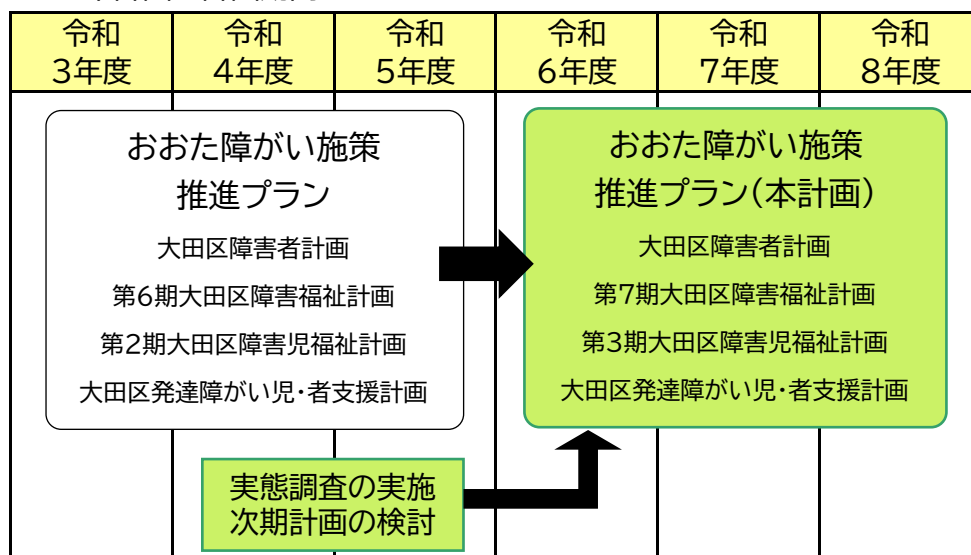


「大田区障がい施策推進会議」において、計画の進捗状況の評価及び検証を実施します。それを踏まえ、計画の改善・見直しの検討を行います。
 計画の推進に当たっては、様々な部局が連携し、分野横断的に取組を進めるとともに、事業者等と適切な役割分担を行い、地域のネットワークを強化しながら、連携・協働して施策を推進していきます。

6 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

図表 1-2 本計画の計画期間



7 計画策定の体制

本計画の策定に当たっては、大学教授、弁護士等の学識経験者、福祉、保健・医療、教育、地域、雇用の各分野の関係団体等の代表者、公募区民で構成される「大田区障がい施策推進会議」において検討を行いました。

区においては、関連する部局の管理職で構成する「庁内検討委員会」を開催し、検討・調整を行いました。

また、区内の障がい者及び事業者に対し実態調査を行ったほか、広く区民の意見を反映させるため、パブリックコメント^{*}と区民説明会を実施しました。

第2章

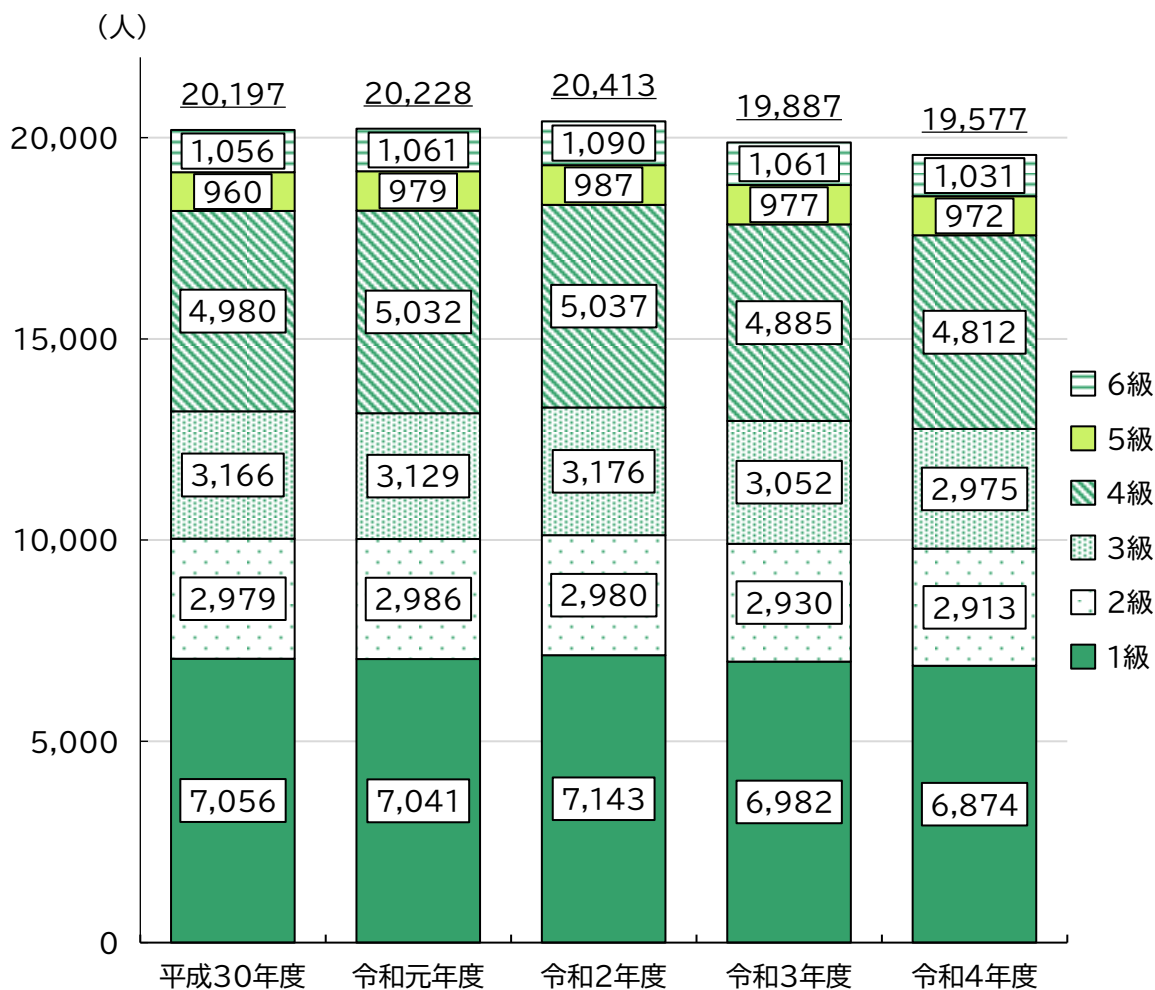
大田区の障がい者の状況と 施策の課題

1 大田区の障がい者の状況

(1) 身体障害者手帳所持者の状況

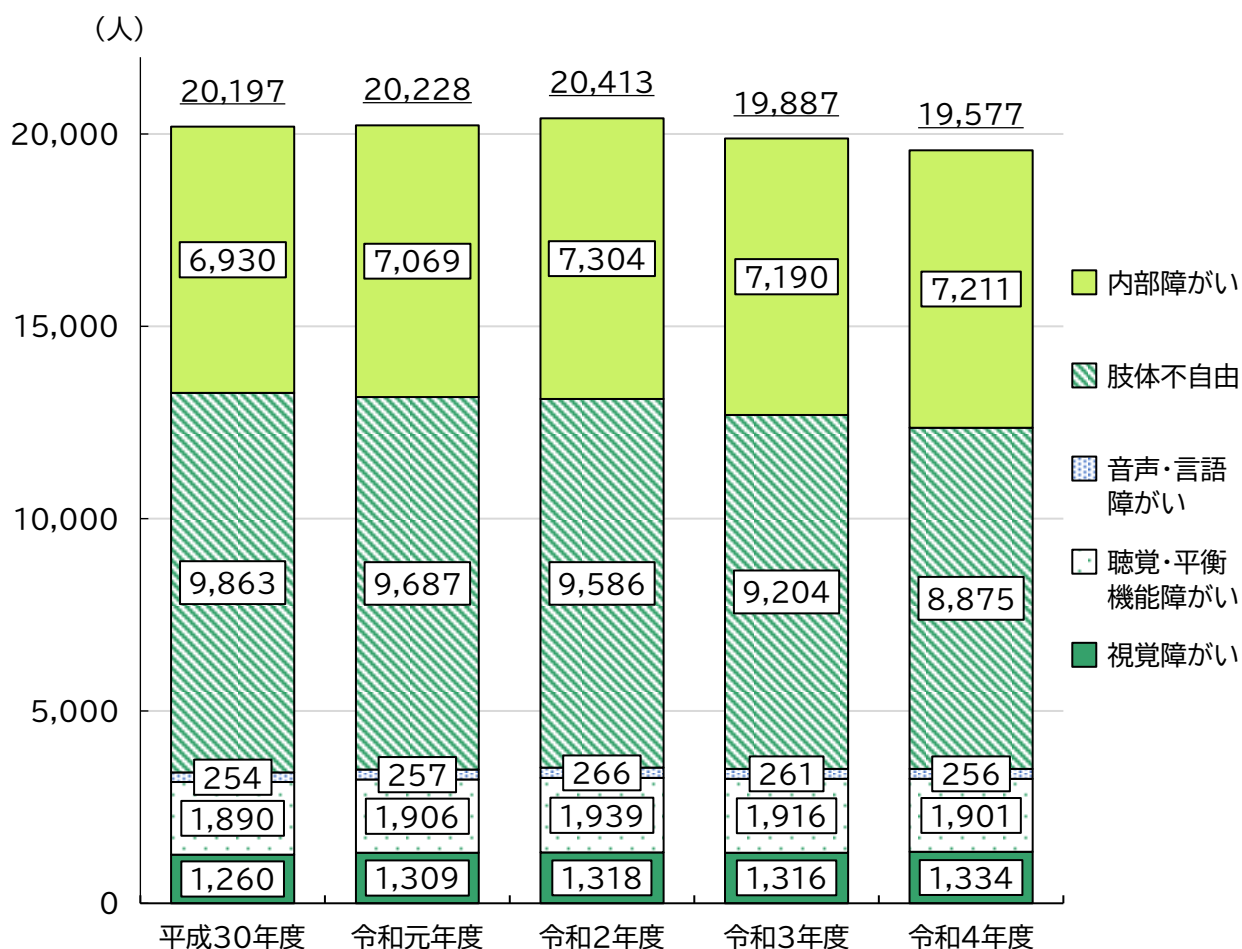
- ◆ 身体障害者手帳所持者は約20,000人で推移しており、令和4年度は19,577人となっています。
- ◆ 等級別にみると、平成30年度から令和4年度までのいずれにおいても「1級」が最も多くなっています。また、部位別にみると、平成30年度から令和4年度までのいずれにおいても「肢体不自由」が最も多く、次いで「内部障がい」が多くなっています。
- ◆ 年齢別にみると、令和4年度において、18歳以上が98.2%を占めています。

図表 2-1 身体障害者手帳所持者数の推移【等級別】



※各年度3月31日現在

図表 2-2 身体障害者手帳所持者数の推移【部位別】



※各年度3月31日現在

図表 2-3 身体障害者手帳所持者数【年齢別】

令和4年度	総数	18歳未満	18歳以上
身体障害者手帳所持者数(人)	19,577	355	19,222
総数に占める割合(%)	100.0	1.8	98.2

※令和5年3月31日現在

■ 身体障害者手帳

身体障がいのある人が、身体障害者福祉法に定める障がいに該当すると認められた場合に、本人(15歳未満の場合は保護者)の申請に基づいて交付されます。各種のサービスを受けるために必要です。

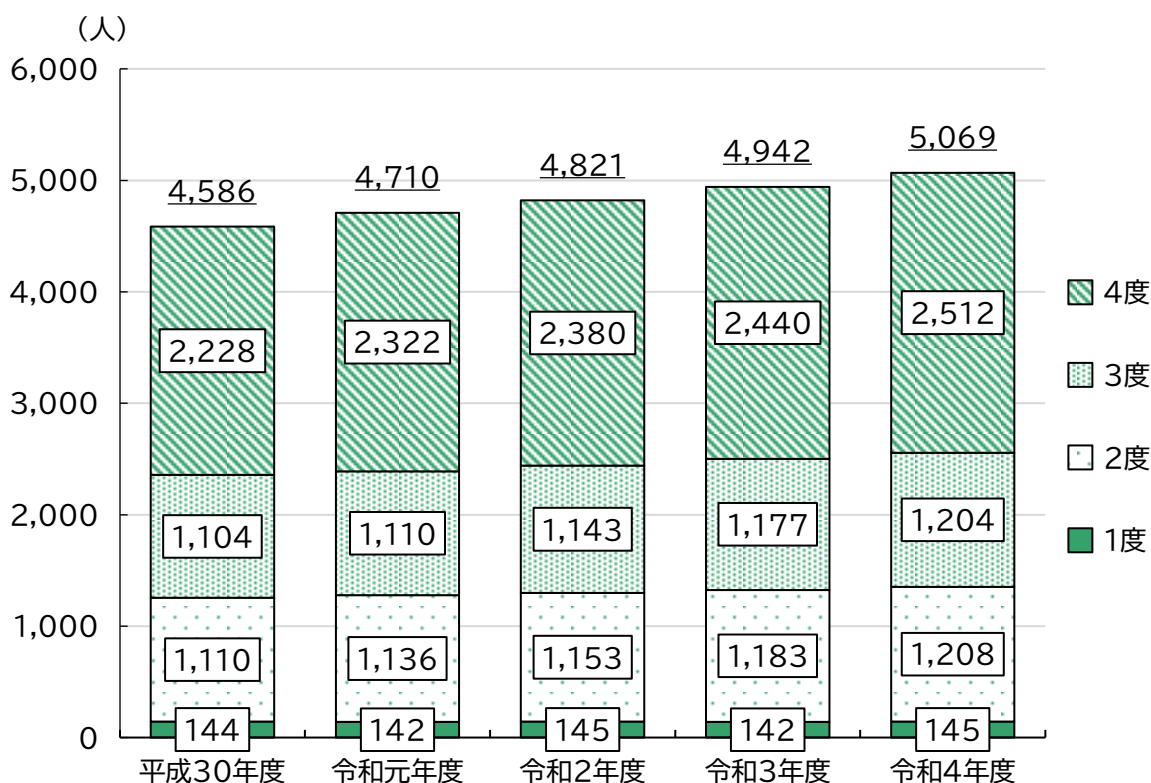
障がいの程度により1級から7級(1級が最重度)にわかれています。

7級(肢体不自由のみ該当)の障がい1つだけで手帳の交付はされませんが、7級の障がいが2つ以上重複する場合や、6級以上の障がいと重複する場合は、手帳が交付されます。

(2) 愛の手帳所持者の状況

- ◆ 愛の手帳所持者は、平成30年度から令和4年度にかけて483人増加し、令和4年度には5,069人となっています。
- ◆ 等級別にみると、平成30年度から令和4年度までのいずれにおいても「4度」が最も多くなっており、平成30年度から令和4年度にかけて284人増加しています。
- ◆ 年齢別にみると、令和4年度において、18歳以上が77.5%を占めています。

図表 2-4 愛の手帳所持者数の推移【等級別】



※各年度3月31日現在

図表 2-5 愛の手帳所持者数【年齢別】

令和4年度	総数	18歳未満	18歳以上
愛の手帳所持者数(人)	5,069	1,140	3,929
総数に占める割合(%)	100.0	22.5	77.5

※令和5年度3月31日現在

■ 愛の手帳

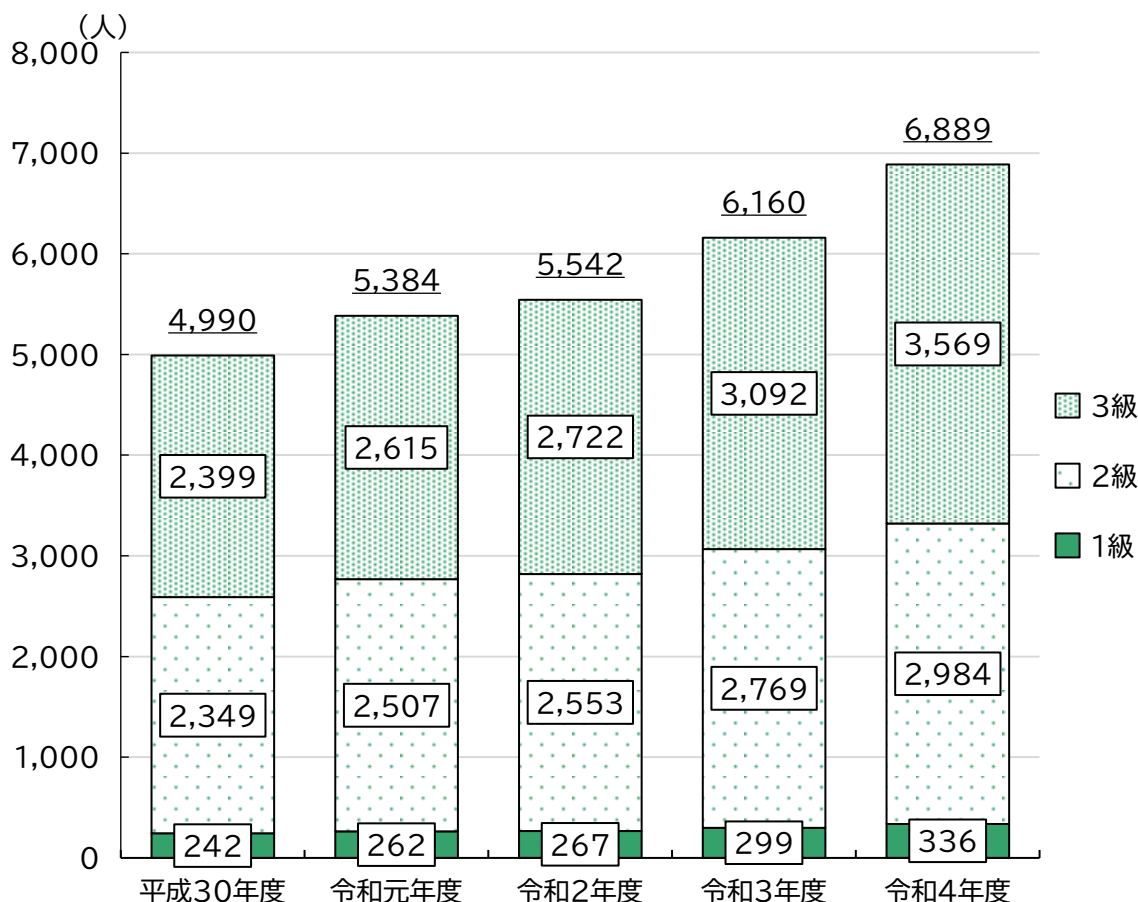
知的障がいのある人が、様々なサービスを受けるために必要な手帳として、東京都が独自に設けています。国の制度として「療育手帳」があり、愛の手帳はこの制度の適用を受けています。

障がいの程度を総合的に判定し、1度から4度(1度が最重度)に該当すると認められた場合に交付されます。

(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

- ◆ 精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向にあり、平成30年度から令和4年度にかけて1,899人増加し、令和4年度には6,889人となっています。
- ◆ 等級別にみると、平成30年度から令和4年度までのいずれにおいても「3級」が最も多くなっており、平成30年度から令和4年度にかけて1,170人増加しています。

図表 2-6 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移【等級別】



※各年度3月31日現在

■ 精神障害者保健福祉手帳

精神障がいのため、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方が対象です。入院・在宅による区別や年齢制限はありません。

障がいの程度により1級から3級(1級が最重度)にわかれています。

有効期間(2年間)があるため、継続するためには2年ごとに更新の手続きが必要になります。

(4) 自立支援医療費(精神通院医療)申請者の状況

- ◆ 自立支援医療費(精神通院医療)申請者は増加傾向にあり、平成30年度から令和4年度にかけて4,370人増加し、令和4年度には19,589人となっています。
- ◆ なお、令和2年度の自立支援医療費(精神通院医療)申請者数が大幅に減少していますが、これは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、特例的に有効期間を1年延長する措置がとられたことが影響しています。

図表 2-7 自立支援医療費(精神通院医療)申請者数の推移



※各年度3月31日現在

■ 自立支援医療費制度(精神通院医療)

精神疾患(てんかんを含む)のため、通院による医療を継続して受ける必要がある方の医療費の自己負担を軽減する公費負担医療制度です。

自己負担は原則1割ですが、利用者本人の収入や世帯の所得、疾患等に応じて、月額自己負担上限額が設定されています。

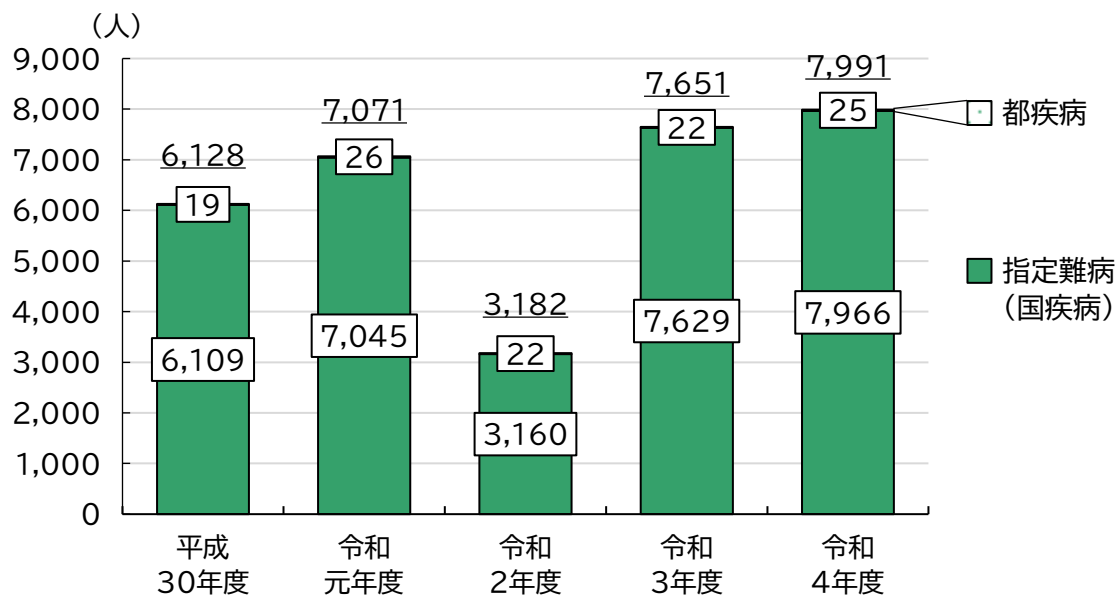
ただし、所得によって対象とならない場合や、一定の要件を満たす方に全額が助成される場合もあります。

有効期間(1年間)があるため、継続するためには1年ごとに更新の手続きが必要になります。

(5) 難病医療費等助成申請者の状況

- ◆ 難病医療費等助成申請者は増加傾向にあり、平成30年度から令和4年度にかけて1,863人増加し、令和4年度には7,991人となっています。
- ◆ なお、令和2年度の難病医療費等助成申請者数が大幅に減少していますが、これは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、特例的に有効期間を1年延長する措置がとられたことが影響しています。

図表 2-8 難病医療費等助成申請者数の推移



※各年度3月31日現在

■ 難病医療費等助成制度

国又は都の指定する疾病に罹患している方で、一定の要件を満たす場合に、その治療にかかる医療費等の一部を公費で負担する制度です。

平成26年5月に「難病の患者に対する医療等に関する法律(以下「難病法」という。)」が成立し、平成27年1月1日から、110疾病を指定難病として、新たな難病医療費助成制度が始まりました。

その後、平成27年7月1日に196疾病が追加、さらに平成29年4月1日に24疾病、平成30年4月1日に6疾病(うち、5疾病については既存の指定難病に統合)、令和元年7月1日に2疾病が追加されました。そして、令和3年11月1日に6疾病が追加(うち、1疾病については既存の指定難病に統合)され、338疾病が医療費助成の対象となっています。

難病法の改正により、令和5年10月1日から、医療費助成の開始日を「申請日」から「指定医が重症度分類を満たしていることを診断した日」等まで遡ることが可能となりました。(遡りの限度は申請日から原則1か月)

東京都においては、令和3年11月1日現在、難病法に基づく指定難病に加え、8疾病が医療費助成の対象となっています。

また、障害者総合支援法の対象疾病に罹患している方で、必要と認められた場合には、障害者手帳の有無にかかわらず、障害福祉サービス等を利用することができます。

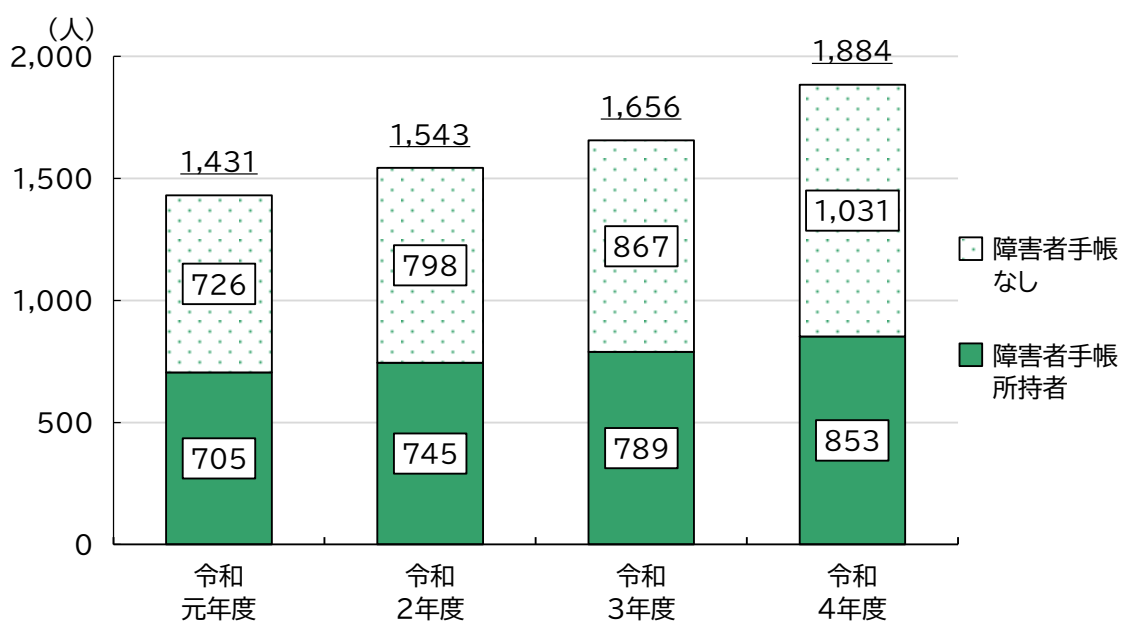
障害者総合支援法の対象疾病は、令和3年11月1日現在、366疾病となっています(難病法に基づく指定難病は全て対象疾病に含まれています)。

(6) 発達障がい者の状況^{注2}

① 通所受給者証所持者の状況

- ◆ 障害児通所支援^{*}(児童発達支援、放課後等デイサービスなど)の利用に際して交付される通所受給者証の所持者は増加傾向にあり、令和元年度から令和4年度にかけて453人増加し、令和4年度には1,884人となっています。
- ◆ 令和4年度の通所受給者証所持者のうち、障害者手帳を所持していない児童は1,031人となっています。障害者手帳を所持せずに障害児通所支援^{*}を利用されている方の多くは、発達障がい等により、支援が必要な方であると推察されます。

図表 2-9 通所受給者証所持者数の推移



※各年度3月31日現在

■ 通所受給者証

障がい児を対象とした児童福祉法に基づくサービスには、通所による支援(障害児通所支援^{*})と入所による支援(障害児入所支援)があります。

障害児通所支援^{*}を利用する場合は、障害児支援利用計画^{*}案を作成し、区へ提出する必要があります。利用計画^{*}案の作成に当たっては、相談支援事業所に相談のうえ作成する場合や、保護者が作成する場合があります。

利用計画^{*}案に基づき、サービスの支給が決定すると、「通所受給者証」が交付されます。その後、障害児通所支援^{*}事業所と利用契約を締結し、障害児通所支援^{*}サービスを利用できるようになります。

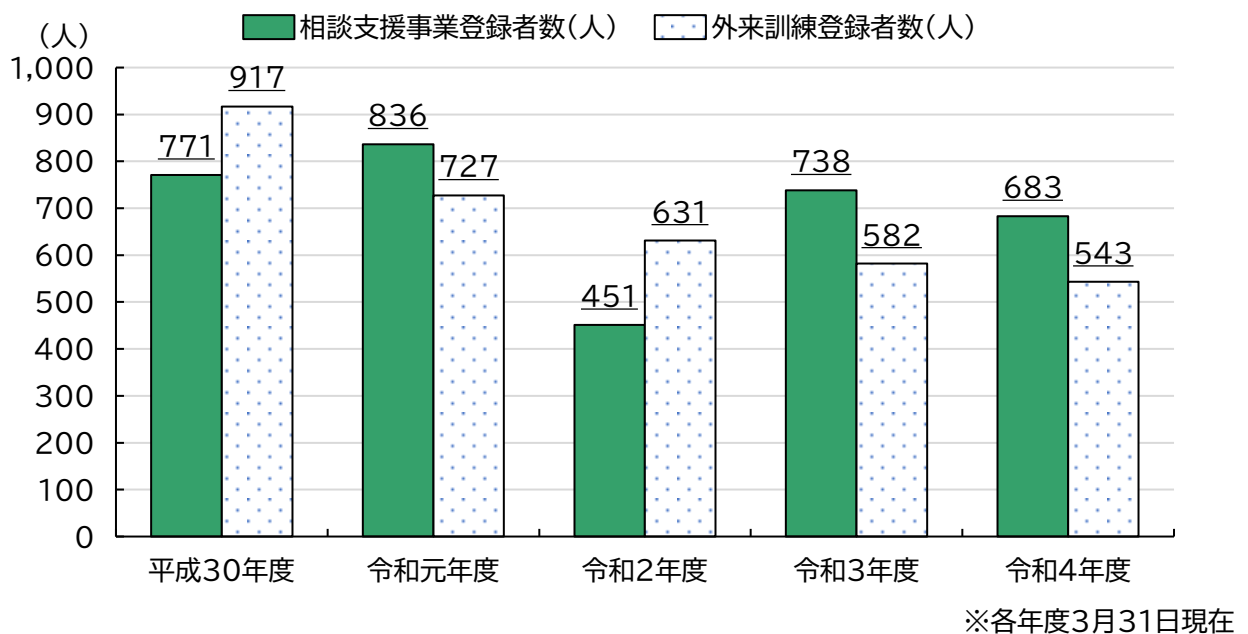
なお、障害児入所支援については、現在は東京都が主体となって実施しています。

注2:発達障がいは、知的な遅れを伴う場合と伴わない場合があることや、障がい特性の表出時期が異なることから、障害者手帳の有無によってのみでは判断できないため、支援の対象となる方の人数を正確に把握することは困難です。そのため、発達障がい者の状況を捉えるための参考値であり、発達障がい者の正確な人数を示すものではありません。

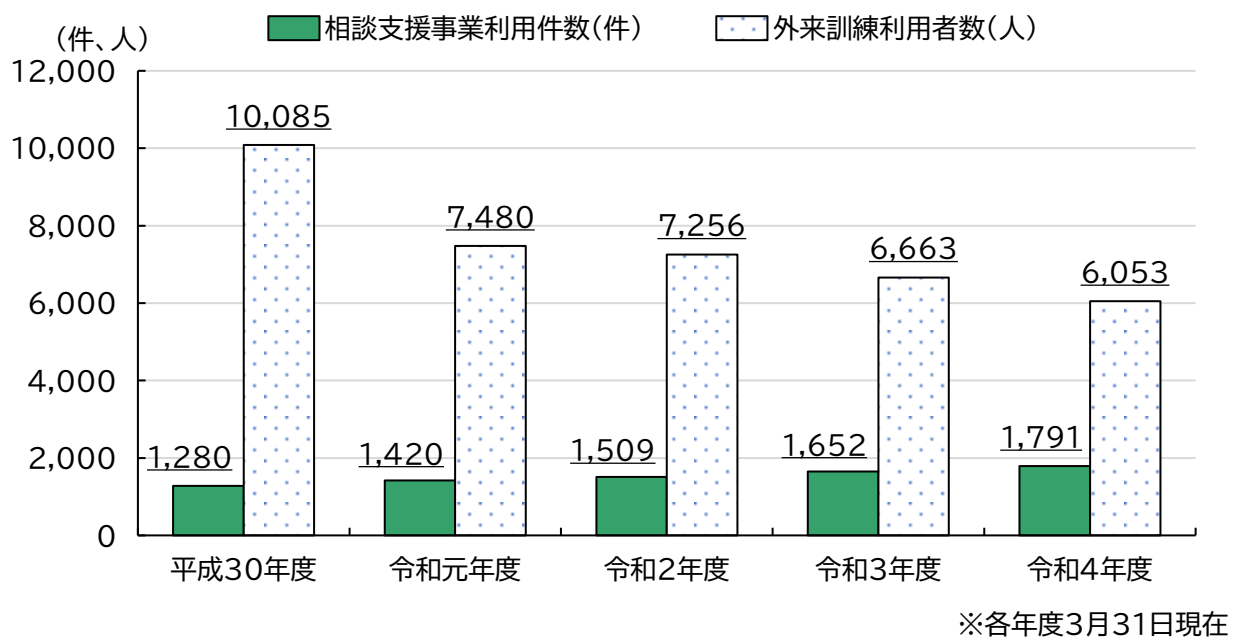
② こども発達センターわかばの家の状況

- ◆ こども発達センターわかばの家では、心身に発達の遅れや偏り、またその疑いがある就学前の乳幼児とその保護者に対して相談等の事業を行っています。
- ◆ 相談支援事業は、年度により変動はあるものの、令和4年度末時点の登録者数は683人であり、延べ利用数は1,791件となっています。
- ◆ また、幼稚園や保育園に通いながら、月1回の療育*訓練を受ける外来訓練の令和4年度末時点の登録者数は543人であり、延べ利用数は6,053人となっています。

図表 2-10 相談支援事業と外来訓練の登録者数



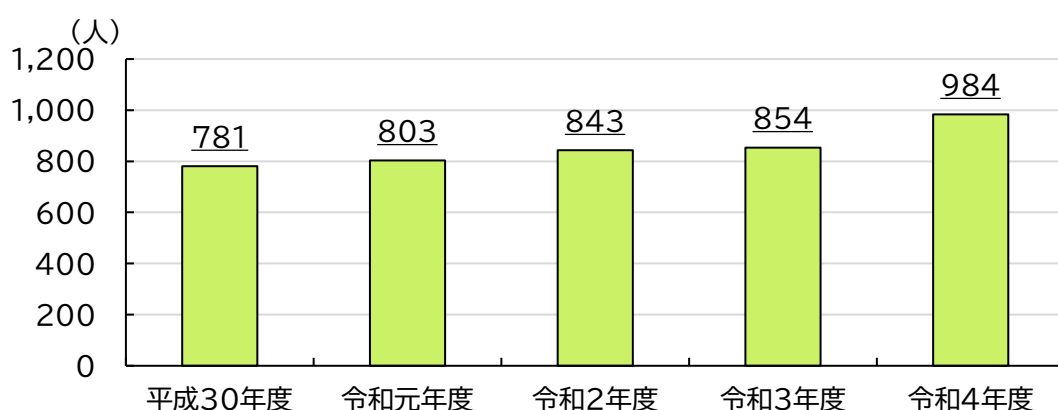
図表 2-11 相談支援事業と外来訓練の延べ利用数



③ 特別支援学級・特別支援教室※等の状況

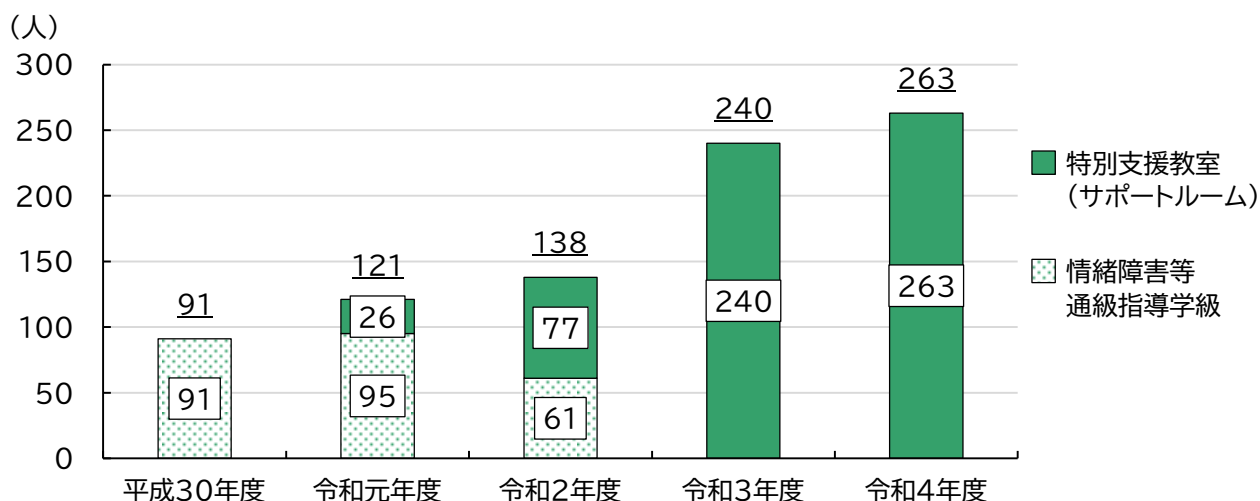
- ◆ 区立の小中学校では、障がいのある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、それに対応した適切な指導や支援を行うために、特別支援学級・特別支援教室※等を設置しています。
- ◆ 小学校では、平成28年度から区内全校に特別支援教室(サポートルーム)※を設置し、発達障がい等のある児童に対する個別的な指導を行っており、令和4年度は984人の児童が利用しています。
- ◆ 中学校では、令和元年度から特別支援教室(サポートルーム)※のモデル事業を開始し、令和3年度に区内全校における特別支援教室(サポートルーム)※の設置が完了しました。令和4年度は、263人の生徒が利用しています。

図表 2-12 小学校における特別支援教室(サポートルーム)※の児童数



※各年度5月1日現在

図表 2-13 中学校における情緒障害※等通級指導学級※と特別支援教室(サポートルーム)※の生徒数



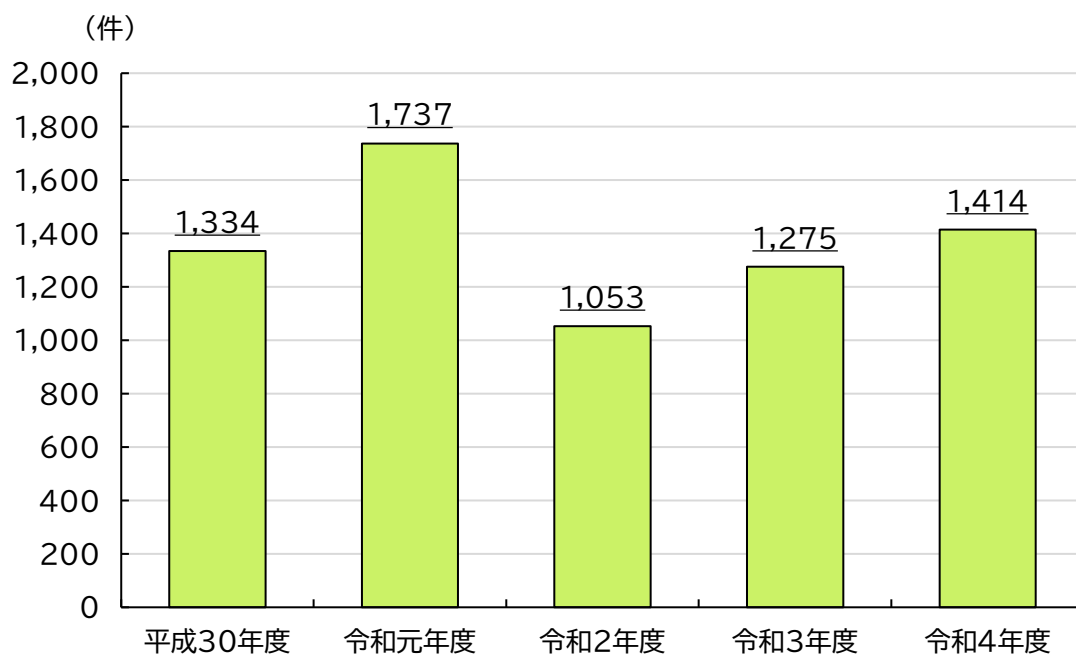
※各年度5月1日現在

※令和元年度・2年度は、一部の学校において、特別支援教室(サポートルーム)をモデル事業として実施

④ 障がい者総合サポートセンターの状況

- ◆ 基幹相談支援センター※である障がい者総合サポートセンター相談支援部門では、様々な障がいに応じた相談支援を行っています。発達障がいについては、学齢期以降の相談支援を行っています。
- ◆ 障がい者総合サポートセンター相談支援部門における発達障がいの相談件数は令和4年度には1,414件となっており、平成30年度から80件増加しています。なお、令和元年度をピークに、令和2年度から減少している理由としては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、障がい者総合サポートセンターの利用を区民が控えていたほか、平成31年3月に障がい者総合サポートセンターを増築し、学齢期の発達障がい児を対象とした相談支援の機能等を持ったB棟を開設したことから、相談が分散したことが考えられます。

図表 2-14 障がい者総合サポートセンター相談支援部門における発達障がいの相談件数



※各年度 3月31日現在

PICK UP!

①大田区立障がい者総合サポートセンターを紹介します♪



A 棟

相談支援

区の相談支援の中核として、様々な関係機関と連携し、困りごとの解決に向けてサポートします。そのほか、人材育成研修、手話通訳者の派遣等を行っています。

居住支援

障がいのある方が地域で暮らしていくための訓練を行っています。

地域交流支援

声の図書室では、音声や点字で読書を楽しめます。また、余暇活動支援や、障がい理解啓発のための支援、ボランティアや当事者団体の活動支援等を行っています。

就労支援

関係機関と連携しながら、就労に向けた支援や、就労後の支援を行っています。

「大田区立障がい者総合サポートセンター（愛称:さぼーとぴあ）」は、障がい者の暮らしを総合的に支える拠点として、様々な事業を行っているぴよん。



©大田区

B 棟

短期入所

重症心身障がい児・者を対象とする宿泊と日帰り事業を実施しています。医療的ケアが必要な方にも対応しており、音楽・製作・行事など、日中の療育にも力を入れています。

発達障がい児支援

学齢期のお子さんが安定した生活を送ることができるよう専門のスタッフによる相談支援、療育等を行っています。

新井宿地区

福祉と文化と医療のまちのスペシャルデー

新井宿地区には、障がい者総合サポートセンター（さぼーとぴあ）、新井宿福祉園、大田文化の森、大森赤十字病院などの地域の拠点施設があります。

毎年、11月3日に新井宿自治会連合会と各施設が連携して「新井宿地区 福祉と文化と医療のまちのスペシャルデー」を開催し、障がい理解の促進や、思いやりのあるまちづくりに取り組んでいます。

さぼーとぴあ会場では、手話体験や、ボッチャ 体験、こども向けお楽しみコーナーなどを行っています。

新井宿福祉園会場では、自主生産品の販売や、利用者が企画したじゃんけん大会などを行っています。



スペシャルデー当日の様子

2 前計画における主な取組

(1) 基本目標1 「自分らしく いきいきと 暮らせるまち」

① 日中活動の場の整備

- ◆ 令和3年度に、医療的ケア*を含む重症心身障がい者*が利用可能なグループホーム*が開設しました。
- ◆ 生活介護施設の定員を増やすため、大田生活実習所、南六郷福祉園・くすのき園、新井宿福祉園の改築・改修工事を実施しています。令和5年度は、設計作業や改修、建設工事の着工を進めました。
- ◆ 送迎バスの日中の駐車場として、令和5年度に旧南前堀敷地の整備が竣工しました。
- ◆ 令和4年度に、区有地を貸し付けて、重度の知的障がい者が利用可能なグループホーム*を設置運営する社会福祉法人を選定しました。

② 緊急時の受入体制の充実

- ◆ つばさホーム前の浦では、令和3年4月から短期入所事業を開始しています。
- ◆ 令和5年度から大田生活実習所の東棟建設工事を実施しており、令和7年度から短期入所事業を実施する予定です。
- ◆ 南六郷福祉園・くすのき園の改修、増築に向けて実施設計作業を進めており、令和8年度から短期入所事業を実施する予定です。

③ サービスの質の確保・向上

- ◆ 福祉人材の確保・育成・定着支援のため、令和4年度に「大田区福祉人材育成・交流センター」の機能を設置しました。当センターでは、区内福祉従事者向け研修等の実施や、福祉人材向けeラーニング研修の基盤整備を行い、福祉従事者に必要なコンテンツを配信しています。
また、福祉の仕事に関する相談・面接会である「ふくしのしごと市」を実施しています。
- ◆ 障がい者総合サポートセンターでは、福祉人材の育成のため、人材育成研修のほか、知的障害者(児)移動支援従事者養成研修等を実施しています。
- ◆ 福祉サービス事業所に対し実地指導を実施し、サービスの質の確保及び利用者処遇の向上を図るための支援を行っています。
- ◆ 区内の事業者に対し、福祉サービス第三者評価*の受診費用の補助を実施しました。
- ◆ 障害認定審査会について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえて開催方法を検討し、オンラインで開催しました。

④ 居住の場の確保・充実

- ◆ 令和3年度に、医療的ケア※を含む重症心身障がい者※が利用可能なグループホーム※が開設しました。【再掲】
- ◆ 区内で新規にグループホーム※を開設する事業所に、相談及び整備費用を補助しています。
- ◆ 障がい者グループホーム※連絡会を開催し、課題の共有や情報発信に関する検討を行っています。
- ◆ 障がい者や高齢者、住宅確保要支援者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、「居住支援協議会」を開催しています。また、令和4年度には「家主・不動産事業者向け居住支援ハンドブック」を作成し、令和5年度は、「入居者向け居住支援ハンドブック」を作成しました。さらに、居住支援セミナーや個別相談会、協力不動産事業者向けの説明会などを行っています。

⑤ 地域生活移行支援の充実

- ◆ 精神障がい者の地域生活を支援するため、支援対象者及びその家族などの状態に応じて、必要な支援が適切に提供される体制整備の推進を目的とした、多職種チームによるアウトリーチ支援※事業を行っています。
- ◆ 措置入院※等により非自発的に病院に入院している方を対象とした、退院支援の事業(退院後支援ガイドライン対応事業)を行っています。また、医療機関へ退院支援に関するリーフレットを送付し、事業の周知を図っています。

⑥ 就労支援の充実

- ◆ 障がい者就労支援センターを中核として、ハローワーク、特別支援学校、障がい者施設等の関係機関と連携し、就労支援に取り組んでいます。連携に当たっては、「大田区障がい者就労促進担当者会議」、「大田区移行支援事業所連絡会」、「大田区職場体験実習実行委員会及び連絡会議」を定期的に開催し、ネットワーク事業を実施しています。
- ◆ 区内施設の自主生産品等の共通ブランドである「おおむすび」について、区ホームページやケーブルTV、区設掲示板等での広報を強化しました。また、販売場所の拡大に向けて、「小さな村g7」への委託販売の開拓などを行いました。
- ◆ 障がいのある方を区の会計年度任用職員(オフィス・サポーター)として雇用し、多様な働き方を提供しています。

⑦ 余暇活動の充実

- ◆ 障がい者総合サポートセンターにおいて、人々の交流や余暇を充実させるため、余暇活動支援事業と、「若草・コスモス青年学級」を実施しました。
- ◆ 障がい者スポーツの普及や理解促進、障がい者のスポーツと親しむ機会の提供のため、障がい者スポーツ教室を年12回実施しました。

⑧ 保健・医療の充実

- ◆ 長期入院患者の退院や地域生活への移行の推進、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム[※]の構築のため、「精神保健福祉地域支援推進会議」を設置し、開催しています。
- ◆ 難病患者を支える体制の構築に向けて、「難病対策地域協議会」を開催しています。
- ◆ 医療的ケア[※]の必要な方の支援を充実させるため、各分野の支援機関の連携、情報交換、連絡等を行う場として、「医療的ケア[※]児・者支援関係機関会議」を年2回開催しています。また、全体会議のほかに専門部会を令和4年2月に設置し、令和4年度は医療的ケア[※]児に対する福祉サービスの課題について検討を行いました。
- ◆ 保育園での医療的ケア[※]児の受入れについては、令和4年度に血糖値測定と酸素管理のケアを拡充しました。また、受入れ枠を、令和4年度に1園、令和5年度に1園拡充しました。
- ◆ 学童保育室においては、令和3年度から医療的ケア[※]児の受入れを開始しました。

⑨ 教育の充実

- ◆ 保護者を対象とした幼児教育相談や就学相談、幼稚園等への訪問相談を実施しています。
- ◆ 令和3年度に、全ての中学校に特別支援教室(サポートルーム)の設置が完了しました。
- ◆ 特別支援学級(知的障害固定学級)は、令和3年度に石川台中学校、令和5年度には南蒲小学校と六郷小学校に新設し、令和5年5月1日現在、小学校に16校、中学校には10校設置しています。
- ◆ 特別支援学級(自閉症・情緒障害[※]固定学級)は、令和6年度に大森東小学校、令和7年度に嶺町小学校と蒲田中学校に開設予定です。
- ◆ 特別支援学級(通級指導学級[※])は、弱視、難聴、言語障害として、令和5年5月1日現在、小学校に4校、中学校に1校設置しています。
- ◆ 発達障がいのある児童の保護者に向けたペアレント・トレーニング[※]を実施しています。
- ◆ 巡回指導教員の専門性や通常の学級における発達障がいの可能性のある児童への学級担任等の指導の質を高めるために、発達支援アドバイザーが、区内全校に訪問し、助言や指導の補助を実施しています。
- ◆ 大田区のエリア・ネットワークの拠点となる、矢口特別支援学校の特別支援教育コーディネーターが、区立の小・中学校からの要請に応じて、授業の観察や、支援検討のサポート、研修会の講師派遣、出前授業などを行っています。また、障がいや特別支援教育に関する相談支援などを実施しています。
- ◆ 矢口特別支援学校のセンター的機能による計画的・継続的支援により、特別支援学級の専門性向上を図っています。令和5年度は、大森第五小学校の特別支援学級を対象に、指導方法の助言や、教員の専門性向上に関する支援などを行っています。

⑩ 保育の充実

- ◆ こどもたちの望ましい発達を促すため、医師・心理士による保育園等への巡回相談を実施しています。
- ◆ 保育園での医療的ケア※児の受入れについては、令和4年度に血糖値測定と酸素管理のケアを拡充しました。また、受入れ枠を、令和4年度に1園、令和5年度に1園拡充しました。【再掲】
- ◆ 学童保育室においては、令和3年度から医療的ケア※児の受入れを開始しました。【再掲】また、心理職員による巡回相談、職員向けの支援力向上研修を実施しています。

⑪ 発達障がい者支援の充実

- ◆ 保健所では、乳幼児発達健康診査等を実施しています。
- ◆ 関係機関との連携強化のため、「児童発達支援地域ネットワーク会議」を実施しています。
- ◆ 発達障がいのある児童の保護者に向けたペアレント・トレーニング※を実施しています。【再掲】
- ◆ 巡回指導教員の専門性や、通常の学級における発達障がいの可能性のある児童への、学級担任等の指導の質を高めるために、発達支援アドバイザーが区内全校に訪問し、助言や指導の補助を実施しています。【再掲】
- ◆ 発達障がいの理解啓発等のため、保護者や区民の方々、関連施設の職員向けに講演会を開催しています。また、ライフステージごとの啓発パンフレットを配布しています。

⑫ 高次脳機能障がい※者支援の充実

- ◆ 障がい者総合サポートセンターでは、高次脳機能障がい※者支援員※を配置しています。
- ◆ 関係機関との連携強化のため、東京都の区市町村高次脳機能障害※者支援促進事業と連携し、「大田区高次脳機能障害※者支援者連絡会」などを開催しています。
- ◆ 高次脳機能障がい※の理解を促進するため、出前講座を実施しています。

(2) 基本目標2 「認めあい つながり 暮らせるまち」

① 相談支援の充実

- ◆ 令和5年度から重層的支援体制整備事業^{*}を実施し、包括的相談支援体制の構築を推進しています。また、複合課題^{*}を抱えた世帯を支援するため、「重層的支援会議」等を実施し、関係支援機関との連携強化に取り組んでいます。
- ◆ 基幹相談支援センター^{*}である障がい者総合サポートセンターを核として、相談支援事業者等と連携し、相談支援体制の構築を進めています。なお、相談支援事業所の連絡会を定期的で開催し、連携の強化に取り組んでいます。
- ◆ 地域福祉課や地域健康課において、本人や家族等からの相談に応じ、問題解決のための支援や予防的支援を実施しています。
- ◆ 志茂田福祉センターでは、8050問題^{*}に直面している本人や家族の意向を聞き取り、現状と課題を関係機関で共有することに努めています。また、様々な分野の機関と連携強化を図り、当事者の安心・安全な生活基盤づくりに取り組んでいます。
- ◆ 障がい者総合サポートセンターでは、ピアサポートの理解啓発を目的としたピアサポート講座を開催しています。また、身体・知的・精神障害者相談員^{*}研修を開催しています。この研修には区職員も参加し、相談員との交流を図っています。

② 地域ネットワークの充実

- ◆ 地域の関係機関とのネットワーク構築のため、相談・就労・居住等の様々なネットワーク会議等を開催しています。
- ◆ 「自立支援協議会^{*}」は、本会のほかに、3つの専門部会(相談支援部会、地域生活部会、防災・あんしん部会)を設けており、地域の障がい福祉の課題について具体的なテーマに基づき検討を行っています。

③ 障がいを理由とする差別の解消の推進

- ◆ 「障がい者差別解消支援地域協議会」を年2回開催しています。令和4年度には、タクシー事業者を招き、「公共交通機関の合理的配慮^{*}などの取組」について紹介いただき、意見交換を行いました。また、令和5年度は、協議会の委員として民間事業所も参加し、様々な場面での合理的配慮^{*}などの取組について紹介いただき、意見交換を行いました。
- ◆ 啓発用パンフレットの音声版を作成しました。また、区内小学4年生児童に、児童向けパンフレットを配布したほか、出張授業を行っています。
- ◆ 区内小中学校を対象に、区内障がい者関係団体が主体となり、障がい理解学習の支援を実施しています。また、「心のバリアフリー^{*}ハンドブック」の配布による普及啓発活動を実施しています。

- ◆ 職員向けに、合理的配慮[※]の提供などの障害者差別解消法[※]の趣旨や、区職員に求められる役割等を学ぶことを目的とした「福祉理解スキルアップ講座」を実施しています。
- ◆ 令和2年9月に「大田区手話言語及び障害者の意思疎通に関する条例」を制定しました。当条例のパンフレットを作成し、民生・児童委員や商店街連合会、公共交通機関等に配付し、周知、啓発を行いました。
- ◆ 令和3年度に、筆談ボード、コミュニケーション支援ボード(指さしシート)[※]及び「耳マーク[※]」を各課の窓口へ設置いたしました。
- ◆ 令和4年3月に、職員向け「障がいのある人に対する情報保障[※]のためのガイドライン」を作成しました。
- ◆ 令和4年12月1日号及び令和5年11月21日号のおおた区報一面で、合理的配慮[※]の考え方を紹介しました。

④ 地域との交流の充実

- ◆ 地域社会における共生、差別の禁止等について区民の関心と理解が深まることを目的として、「おおたみんなのつどいプロジェクト」を実施しました。
- ◆ 志茂田福祉センターでは、小学校への出前授業、中学校での自主生産品販売会の実施及び、近隣の自治会・町会行事への自主生産品販売会の実施等、積極的に地域活動に参加しました。
- ◆ 新型コロナウイルス感染症の感染防止を図りながら、各障がい施設において「施設まつり」を開催しています。
- ◆ 障がい理解や、芸術文化活動の機会として、「障がい者巡回パネル展」や「障がい者文化展」を実施し、大田区公式チャンネルでも出展作品の一部を紹介しています。

(3) 基本目標3 「安全・安心に 暮らせるまち」

① 災害時相互支援体制の整備

- ◆ 避難行動要支援者名簿^{*}の活用がさらに進むよう、手帳交付時などの機会に避難行動要支援者名簿^{*}についても周知・説明しています。また、自治会・町会、民生委員向けの活用の手引などの更新を行いました。
- ◆ 要配慮者^{*}向けの事業として、感震ブレーカーと家具転倒防止器具の支給・取り付けを行っています。このうち、感震ブレーカーの申請書には、避難行動要支援者名簿^{*}の情報提供同意書を同封しており、登録勸奨の強化につなげています。
- ◆ 令和4年度から避難行動要支援者を対象とした個別避難計画^{*}について、区ホームページで計画書の様式や作成の手引を公表しています。
- ◆ 個別避難計画^{*}を作成する対象者として、障がいの状況及び生活状況から、風水害においてリスクの高い方をリストアップし、計画作成に向けた事前ヒアリングを実施しています。
- ◆ 要配慮者^{*}とその家族及び支援者を対象としたマイ・タイムライン^{*}講習会や防災講話などの機会を通じて、自助^{*}や共助^{*}の重要性を普及啓発しています。

② 福祉避難所^{*}の体制整備

- ◆ 災害時備蓄品の確認や、福祉避難所^{*}マニュアルを検証しながら開設訓練や運営訓練を実施しています。
- ◆ 学校避難所(水害時緊急避難場所)に要配慮者^{*}スペースを設置しました。また、学校避難所の運営マニュアルを作成し、配置職員向け業務説明会を行いました。

③ 防犯対策の充実

- ◆ つばさホーム前の浦のグループホーム^{*}及び短期入所の事業開始に伴い、防犯対策を強化しました。
- ◆ 施設の利用者の安全確保を図ることを目的として、防犯カメラや非常通報システムの防犯設備の設置に当たり補助を行う「障害者(児)施設防犯設備整備事業」を実施しました。
- ◆ 関係部署で連携し、「詐欺被害撲滅のつどい」や障がい者が被害に遭いやすい消費者トラブルと、その対処法についての講座などを開催しています。
- ◆ 特殊詐欺^{*}被害防止のための啓発チラシをイベント等の機会に配布しています。
- ◆ 警察からの情報を基に、区民安全・安心メールを通じて、電話を使用した詐欺であるアポ電^{*}の入電状況等を配信し、注意喚起をしています。

④ 障がい者虐待防止等の推進

- ◆ 障がい者虐待・権利侵害の未然防止、早期発見、早期対応のため、事業所向け虐待防止法研修を実施し、研修等を通じて障がい者虐待防止パンフレットを配布しています。
- ◆ 障害者虐待防止センター*において、関係機関や弁護士等の専門家と連携し、虐待通報への対応を行っています。
- ◆ 障がい者虐待の受付時だけでなく、通常の相談業務、窓口対応時や家庭訪問でも虐待の未然防止、早期発見に努めています。
- ◆ 相談を受ける職員が適切な対応を行えるよう、庁内向けに「障害者虐待防止・対応研修」を実施しています。

⑤ 成年後見制度*等利用支援の充実

- ◆ おおた成年後見センター(大田区社会福祉協議会*)と連携して、「成年後見制度*利用促進中核機関*」を設置しています。成年後見制度*等の周知・広報活動や、本人の権利擁護において、支援者が対応に悩むケースなどに対して、様々な専門職を交えた場で支援方針を助言する「権利擁護支援検討会議」を開催しています。
- ◆ 令和3年度に、成年後見制度*等の利用を促進することを目的とした「成年後見制度*等利用促進協議会」を設置し、開催しています。
- ◆ 令和3年5月に「支援者のための権利擁護支援・成年後見制度*活用の手引き」を作成し、令和5年4月に改訂したほか、「区長申立に関するマニュアル」を作成しました。
- ◆ 大田区社会福祉協議会*と連携して「おいじたく*」に関する総合的窓口を開設し、相続、遺言、不動産等の具体的な相談に応じるための専門家による相談会を実施しています。
- ◆ 令和2年度に作成したおいじたく*パンフレット(概要編)に加え、令和3年度はおいじたく*パンフレット(行動編)を作成しました。

⑥ ユニバーサルデザイン*のまちづくりの推進

- ◆ ユニバーサルデザイン*のまちづくりに関心のある区民に、「おおたユニバーサルデザイン*のまちづくりパートナー(UD パートナー)」として登録していただき、道路・公園・建物・窓口サービスなどの点検活動を行っています。
- ◆ 区内小中学校を対象に、区内障がい者関係団体が主体となり、障がい理解学習の支援を実施しています。また、「心のバリアフリー*ハンドブック」の配布による普及啓発活動を実施しています。【再掲】
- ◆ 令和3年度は、バリアフリー*基本構想の改定に向けて区民参加による街なかのバリアを調査するまち歩き点検等を実施しました。令和4年度は、区民・事業者・区(行政)等との連携・協力のもと、「大田区バリアフリー*基本構想 おおた街なか“すいすい”プラン」を改定しました。
- ◆ 令和元年度策定の「大田区移動等円滑化促進方針 おおた街なか“すいすい”方針」の計画期間後半に向けて、令和5年度から6年度の2年間に、移動等円滑化促進地区の選定やバリアフリー*化の方針の見直し等、中間まとめを行います。

3 実態調査等に基づく障がい者施策の課題

(1) 障がい者施策の課題抽出方法

本計画の策定に当たって、令和4年度大田区障がい者実態調査や前計画の事業評価等に基づき、区における障がい施策の課題を抽出した上で、大田区障がい施策推進会議の意見等を踏まえて、本計画において取り組むべき施策課題を設定しました。

① 令和4年度大田区障がい者実態調査(以下「実態調査」という。)^{注3}

障がい者及び障害福祉サービス等の提供事業者を対象として、生活状況やサービスの利用状況等を把握するためにアンケート調査を実施しました。

② 前計画の事業評価

前計画に基づいて実施した事業や取組に関する事業評価を行い、施策の進捗状況を確認しました。

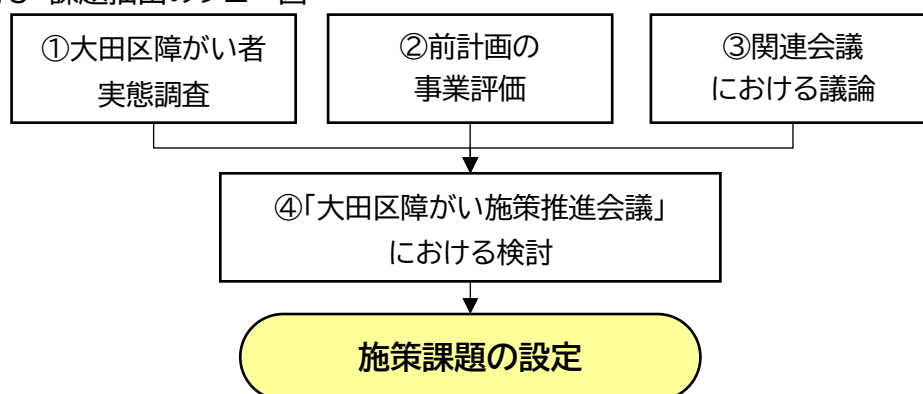
③ 障がい施策に関連する大田区の会議

大田区においては、障がい施策に関連する会議として、後述する「大田区障がい施策推進会議」のほか、「大田区自立支援協議会^{*}」や「大田区精神保健福祉地域支援推進会議」、「大田区医療的ケア^{*}児・者支援関係機関会議」等があります。これらの会議において提起された施策課題についても確認を行いました。

④ 大田区障がい施策推進会議における検討

学識経験者、福祉、保健・医療、教育、地域、雇用の各分野の関係団体の代表者、公募区民で構成される「大田区障がい施策推進会議(以下「推進会議」という。)」において、実態調査や事業評価、施策課題について検討を行いました。

図表 2-15 課題抽出のフロー図



注3:実態調査結果の分析に当たっては、障がい種別ごとに回答傾向を分析しました。その際の障がい種別の略称は、実態調査に従い、[身体]は身体障がい者、[知的]は知的障がい者、[精神]は精神障がい者、[難病]は難病患者、[発達]は発達障がい者、[高次]は高次脳機能障がい^{*}者としています。

(2) 大田区障がい者施策の課題

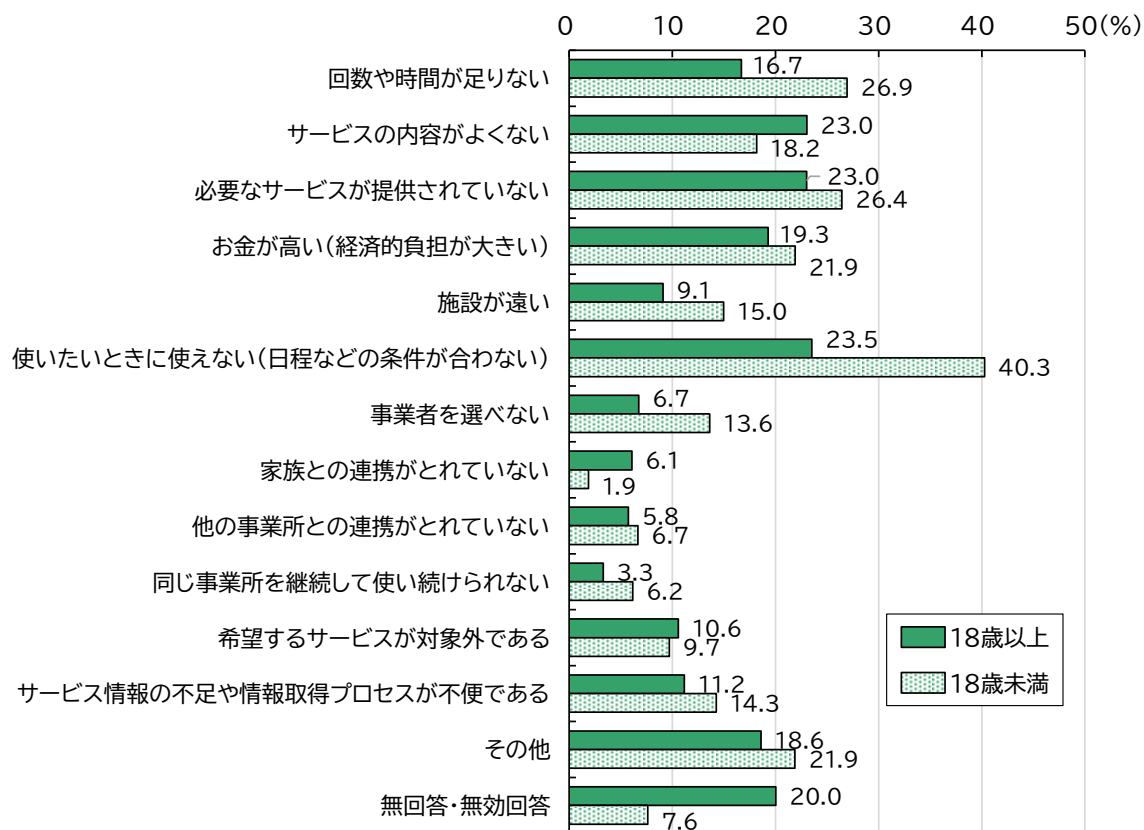
1-1 障害福祉サービス等の充実に向けた課題

課題

障害福祉サービス等の質・量の両面からの充実を図ることが求められています

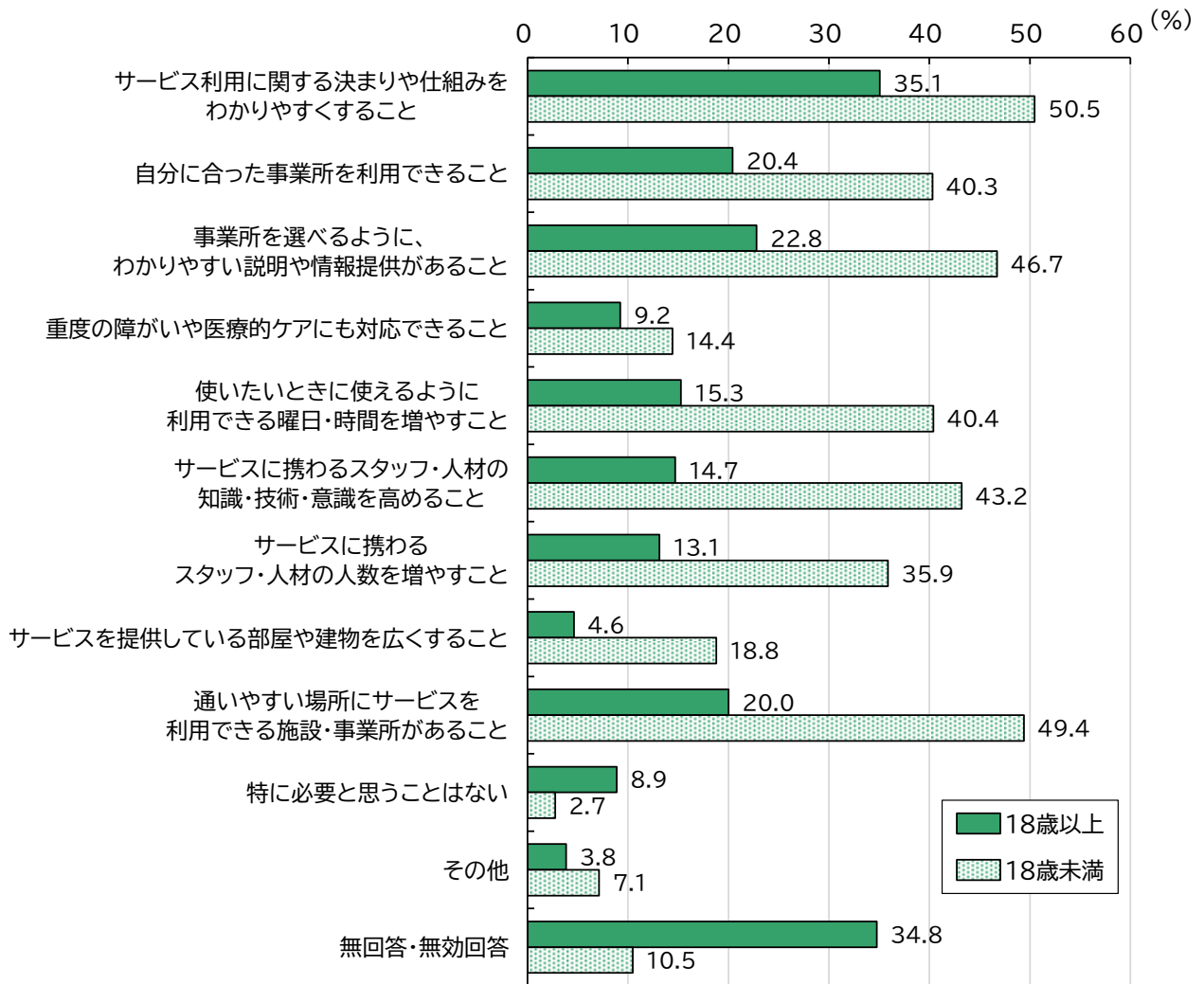
- ◆ 実態調査結果によると、障害福祉サービスの種類別に満足度をみたと、18歳以上・18歳未満ともに「地域生活支援事業」や「任意事業」の満足度が低くなっていました。その他、18歳以上では、「日中活動系サービス」、18歳未満では、「児童福祉サービス」の満足度が低くなっていました。
- ◆ 障害福祉サービス等で不満に感じる点として、18歳以上・18歳未満ともに「使いたいときに使えない(日程などの条件が合わない)」が最も多くなっています。その他、18歳以上では、「サービスの内容がよくない」、「必要なサービスが提供されていない」が上位になっており、18歳未満では、「回数や時間が足りない」、「必要なサービスが提供されていない」が上位になっています。
- ◆ また、サービスを使いやすくするために必要なこととして、18歳未満では、「通いやすい場所にサービスを利用できる施設・事業所があること」が上位になっていました。
- ◆ 障がい者の状況では、愛の手帳や精神障害者保健福祉手帳、通所受給者証の所持者、自立支援医療費(精神通院医療)申請者、難病医療費等助成申請者等が増加傾向となっており、多様なニーズに対応できるよう障害福祉サービス等の質・量の両面からの充実が必要です。

図表 2-16 障害福祉サービス等で不満に感じる点(18歳以上・18歳未満、複数回答)



(出典)大田区障がい者実態調査(令和4年度)

図表 2-17 サービスを利用しやすくするために必要だと思うこと
 (18歳以上・18歳未満、複数回答)



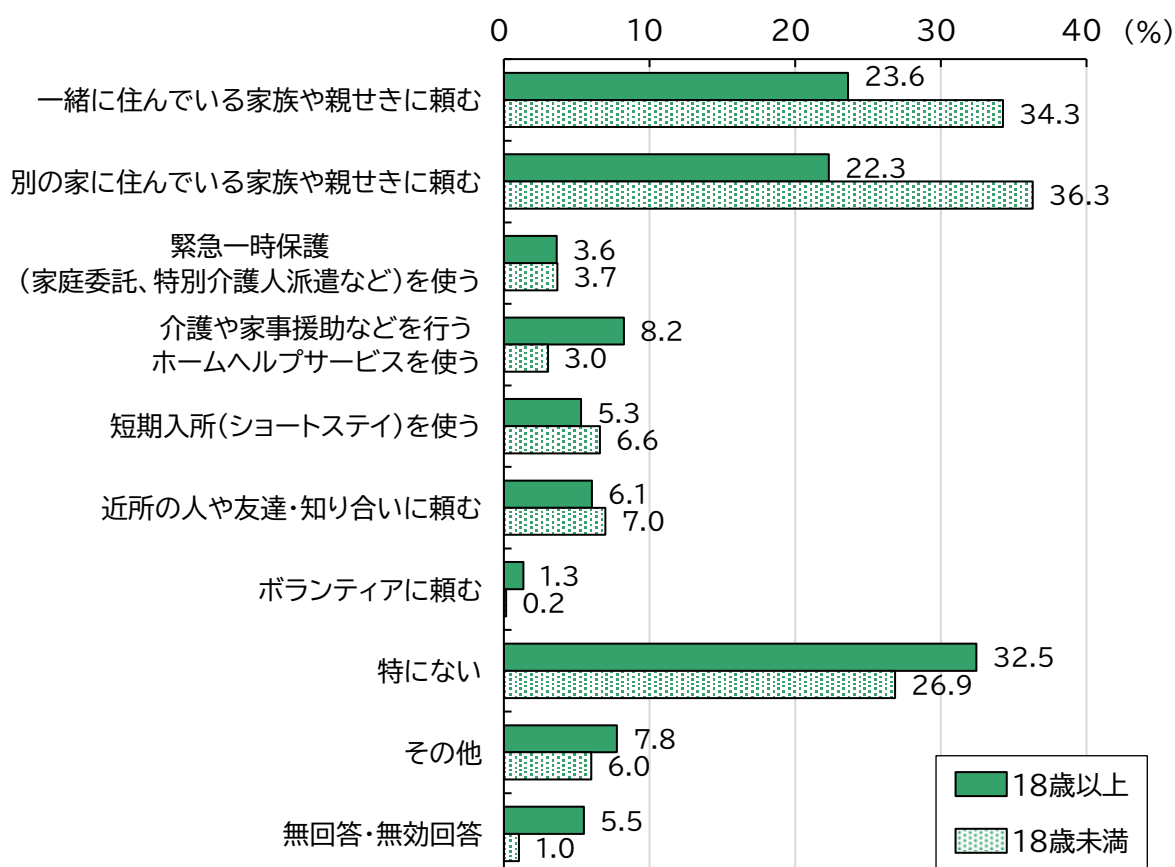
(出典)大田区障がい者実態調査(令和4年度)

課題

本人や介護者の高齢化が進み、親亡き後の不安がある中、緊急時等の支援体制の整備が求められています

- ◆ 実態調査結果によると、介助者や支援者が不在の時の対応方法として、18歳以上・18歳未満ともに、「一緒に住んでいる家族や親せきに頼む」や「別の家に住んでいる家族や親せきに頼む」が多くなっており、「短期入所を使う」は18歳以上で5.3%、18歳未満で6.6%、「緊急一時保護を使う」は18歳以上で3.6%、18歳未満で3.7%となっています。なお、「特にない」の割合も比較的高くなっており、頼める人がいない方が一定数いる可能性が示唆されています。
- ◆ 実態調査において、生活における不安や困っていることを尋ねたところ、18歳以上・18歳未満ともに、「親が亡くなった後のこと」が最も多くなっていました。また、家族に対する支援サービスとして充実させるべきこととして、「短期入所の充実」は18歳以上で12.6%、18歳未満で22.5%、「緊急一時保護の充実」は18歳以上で10.9%、18歳未満で23.2%となっていました。
- ◆ 推進会議においても、親亡き後や親に何かあった時の緊急時の受入体制を、相談支援体制の充実・強化と連動し、充実させていくことが必要との意見がありました。

図表 2-18 介助者や支援者が不在の時の対応(18歳以上・18歳未満、複数回答)



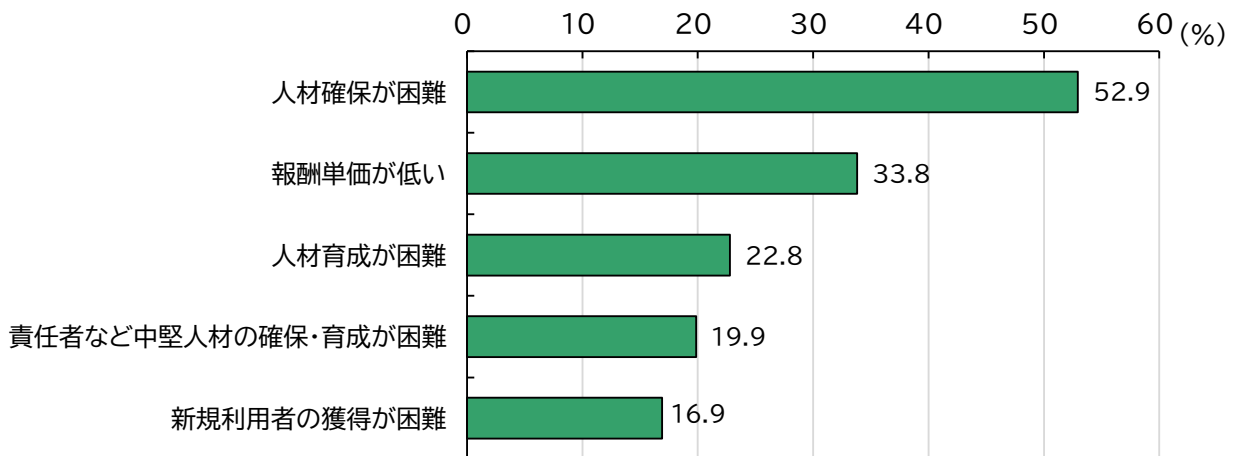
(出典)大田区障がい者実態調査(令和4年度)

課題

福祉人材の確保・育成・定着を支援し、サービスの質を向上させることが求められています

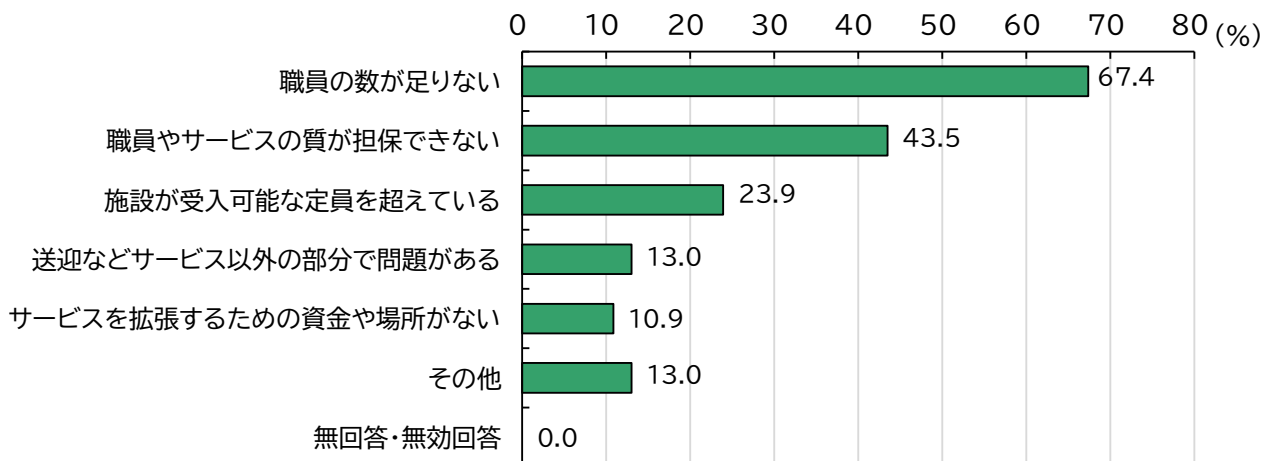
- ◆ 実態調査結果によると、障害福祉サービス等を提供する事業所が事業を運営する上での課題として、「人材確保が困難」が52.9%と最も高く、次いで「報酬単価が低い」が33.8%、「人材育成が困難」が22.8%、「責任者など中堅人材の確保・育成が困難」が19.9%などとなり、人材の確保・育成に関する課題が多くなっています。
- ◆ また、これまでサービスの提供を断ったことがある事業所が対応できていない理由としては、「職員の数が足りない」が67.4%と顕著に高くなっています。
- ◆ なお、サービスを利用しやすくするために必要だと思うこととして、「サービスに携わるスタッフ・人材の知識・技術・意識を高めること」と回答した割合は、18歳以上では14.7%、18歳未満では43.2%となっていました。

図表 2-19 障害福祉サービス事業所が事業を運営する上での課題(事業所、3つまで複数回答)



※割合の大きかった上位5項目のみ抜粋して掲載しています。
(出典)大田区障がい者実態調査(令和4年度)

図表 2-20 サービス提供依頼に対応できていない理由(事業所、複数回答)



(出典)大田区障がい者実態調査(令和4年度)

1-2 希望する暮らしの実現に向けた課題

課題

本人が希望する暮らし方の実現を地域で支える仕組みづくりが求められています

- ◆ 実態調査結果によると、将来(5～10年後)に希望する暮らし方として、18歳以上の全体では、「家族と暮らしたい」が45.5%、「一人で暮らしたい」が14.2%となっています。また18歳未満の全体では、「家族と暮らしたい」が71.2%、「一人で暮らしたい」が8.8%となっています。
- ◆ 障がい種別にみると、18歳以上の多くの障がい種別で、「家族と暮らしたい」、「一人で暮らしたい」が多くなっていますが、[知的]では、「グループホーム※などで暮らしたい」が19.3%となっています。なお、18歳未満では、いずれの障がい種別でも、「家族と暮らしたい」と「一人で暮らしたい」が上位となっています。
- ◆ また、一人で暮らす場合や、施設や病院から出るときに不安に思うこととして、18歳以上・18歳未満ともに、「困ったときの相談場所」や「日常生活を支援するサービス」が上位を占めていました。
- ◆ 障がい者の地域生活を支援するため、グループホーム※での援助の質の維持・向上や、横のつながりを作っていく取組が必要です。

図表 2-21 将来の暮らし方(18歳以上、18歳未満、単一回答)

	18歳以上(%)						
	全体	身体	知的	精神	難病	発達	高次
家族と暮らしたい	45.5	46.1	34.8	37.4	59.7	38.7	56.6
一人で暮らしたい	14.2	14.7	6.9	20.6	10.3	19.3	9.3
グループホームなどで暮らしたい	4.9	2.8	19.3	4.9	1.1	8.7	5.5
施設で暮らしたい	4.4	3.8	10.9	2.8	3.2	5.9	5.0
わからない	17.9	19.6	12.8	20.5	13.9	13.2	14.6
その他	2.0	1.9	1.4	3.5	1.7	3.2	4.3
無回答・無効回答	11.0	11.0	13.9	10.4	10.2	11.0	4.8
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

	18歳未満(%)						
	全体	身体	知的	精神	難病	発達	高次
家族と暮らしたい	71.2	69.3	71.4	50.6	32.8	73.6	69.6
一人で暮らしたい	8.8	6.9	8.2	17.3	36.2	7.8	15.2
グループホームなどで暮らしたい	2.6	0.9	4.9	0.0	0.0	2.5	0.0
施設で暮らしたい	0.7	0.8	1.1	0.0	0.0	0.9	0.0
わからない	11.3	13.8	9.3	28.1	20.9	10.2	15.2
その他	0.6	1.6	0.3	0.0	10.1	0.0	0.0
無回答・無効回答	4.9	6.7	4.9	3.9	0.0	5.0	0.0
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

※上位3項目に網掛けをしています。
(出典)大田区障がい者実態調査(令和4年度)

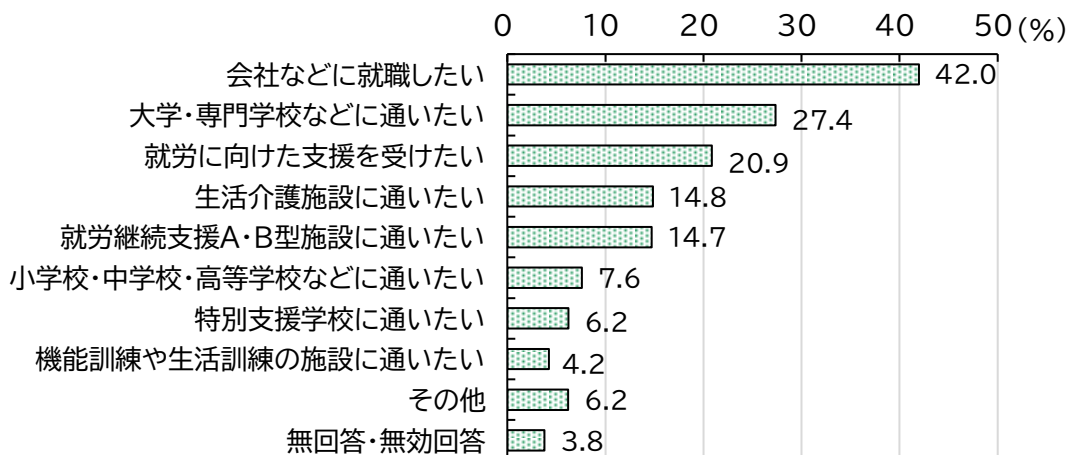
1-3 社会参加・社会活動の充実に向けた課題

課題

働くことを希望している人の就労支援や職場等における障がい理解を一層促進することが求められています

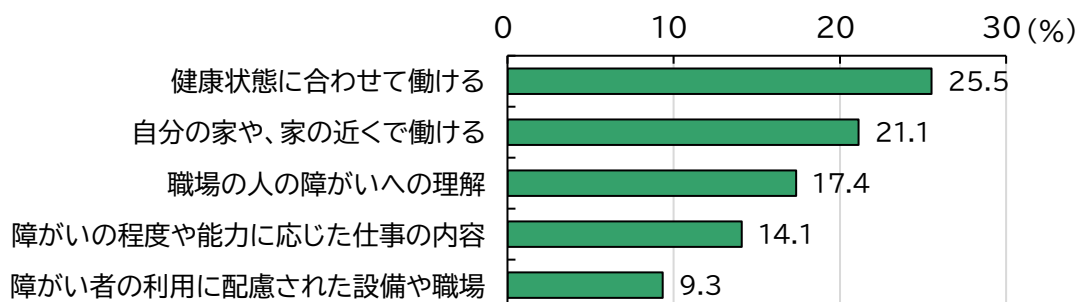
- ◆ 実態調査結果によると、13歳以上18歳未満の当事者の今後の進路や設計の希望は、「会社などに就職したい」が42.0%と最も高く、次いで「大学・専門学校などに通いたい」が27.4%、「就労に向けた支援を受けたい」が20.9%となっています。
- ◆ 実態調査において、18歳以上の当事者が平日の日中に主にどこで過ごしているかを尋ねたところ、「会社などで働いている、または、自分で商売(自営業)などを行っている(在宅勤務含む)」が32.3%と最も高く、仕事・就学・家事等をしていない人は24.4%となっていました。
- ◆ また、障がい者が就労する上で大切だと思うこととして、「健康状態に合わせて働ける」が25.5%と最も高く、「自分の家や、家の近くで働ける」が21.1%、「職場の人の障がいへの理解」が17.4%、「障がいの程度や能力に応じた仕事の内容」が14.1%となっています。
- ◆ 法定雇用率が引き上げられ、働き方が多様化する中、関係機関と連携を取りながら就労促進・定着に努めることや、障がいの特性に合わせた業務の割り振りが必要です。

図表 2-22 今後の進路や生活設計の希望(18歳未満、3つまで複数回答)



※13歳以上18歳未満のみ集計。
(出典)大田区障がい者実態調査(令和4年度)

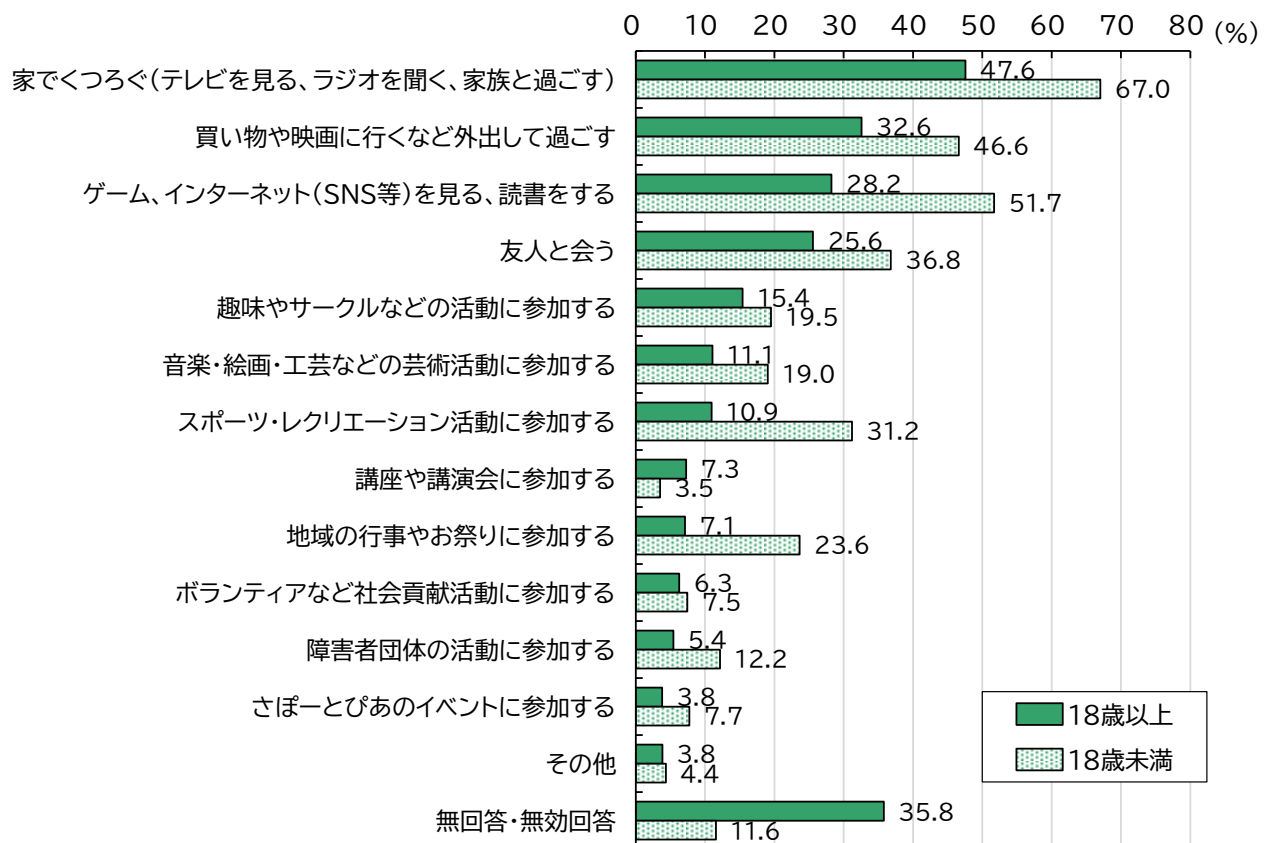
図表 2-23 障がい者が就労する上で大切だと思うこと(18歳以上、2つまで複数回答)



※上位5項目のみ掲載。
(出典)大田区障がい者実態調査(令和4年度)

- ◆ 実態調査結果によると、今後の余暇の過ごし方として、18歳以上では、「趣味やサークルなどの活動に参加する」が15.4%、「音楽・絵画・公営などの芸術活動に参加する」が11.1%、「スポーツ・レクリエーション活動に参加する」が10.9%となっています。一方、18歳未満では、「スポーツ・レクリエーション活動に参加する」が31.2%、「地域の行事やお祭りに参加する」が23.6%などとなっており、様々な余暇活動が希望されています。
- ◆ なお、実態調査結果において、現在の余暇の過ごし方と、今後希望する余暇の過ごし方を比較すると、18歳以上・18歳未満ともに「家でくつろぐ(テレビを見る、ラジオを聞く、家族と過ごす)」や「ゲーム、インターネット(SNS等)を見る、読書をする」の回答割合が減少し、代わって「友人と会う」、「音楽・絵画・工芸などの芸術活動に参加する」、「趣味やサークルなどの活動に参加する」の割合が増加していました。
- ◆ さぼーとぴあで利用できるサービスのうち、どのようなサービスを利用したいかを尋ねたところ、「ダンスや料理講座等に参加したい」が18歳以上では5.4%に対し、18歳未満が23.0%、「障がい者スポーツを体験したい」が18歳以上では5.4%に対し、18歳未満が18.9%となっており、特に18歳未満で、地域の交流の場への参加希望が見受けられました。
- ◆ ボランティアの高齢化や担い手不足などの問題に直面しており、誰もが参加できる包括的(インクルーシブ[※])な事業となるよう検討していくことが必要です。

図表 2-24 今後の余暇の過ごし方の希望(18歳以上・18歳未満、複数回答)



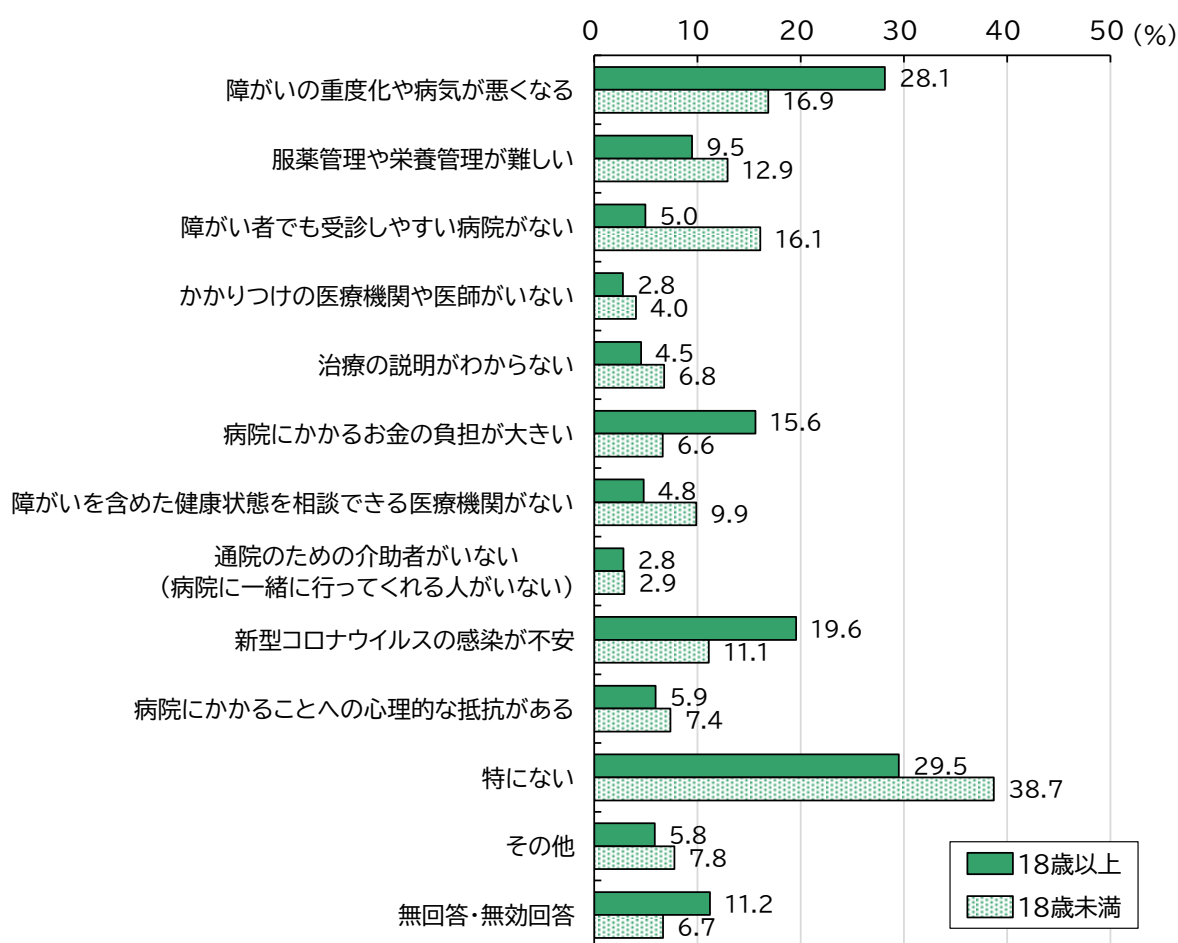
(出典)大田区障がい者実態調査(令和4年度)

1-4 保健・医療支援体制の充実に向けた課題

課題 安心して相談・受診できる健康・医療支援体制の充実が求められています

- ◆ 実態調査結果によると、健康や医療に関する不安・困りごととして、「特にない」を除くと、「障がいの重度化や病気が悪くなる」が年齢を問わず最も多くなっています。18歳以上では、「新型コロナウイルスの感染が不安」19.6%や、「病院にかかるお金の負担が大きい」15.6%が上位となっています。18歳未満では、「障がい者でも受診しやすい病院がない」16.1%、「服薬管理や栄養管理が難しい」12.9%が上位となっています。

図表 2-25 健康や医療に関する不安・困りごと(18歳以上・18歳未満、複数回答)



(出典)大田区障がい者実態調査(令和4年度)

課題

医療的ケア児・者等への適切な情報提供やサービスの充実
及び人材の確保が求められています

- ◆ 実態調査結果によると、医療的ケア[※]児の福祉情報の入手方法は、医療的ケア[※]児ではない障がい児と比較して、「友達・知り合いから」のほか、「相談支援専門員[※]から」や「医療機関の相談窓口で」が多くなっています。
- ◆ 医療的ケア[※]児のサービス利用計画[※]の作成者は、医療的ケア[※]児ではない障がい児と比較して、「相談支援事業所」が多くなっていました。
- ◆ また、医療的ケア[※]児が今後利用を希望するサービスは、医療的ケア[※]児ではない障がい児と比較して、「居宅介護」や「重度訪問介護」といった訪問系サービスのほか、「短期入所」や「日常生活用具給付等事業」「訪問入浴サービス」などが高くなっていました。なお、さぽーとぴあで使いたいサービスとして、「短期入所を使いたい」が、医療的ケア[※]児ではない障がい児と比較して高くなっていました。
- ◆ 大田区子ども・子育て会議においては、医療的ケア[※]児支援法に基づき、保育における医療的ケア[※]児の受入れ拡充に向けた検討が必要との指摘がありました。
- ◆ 大田区医療的ケア[※]児・者支援関係機関会議においては、医療的ケア[※]児・者支援に携わる人材について、看護師の積極的配置や、資格取得者が十分に力を発揮できるような環境の整備が必要との声も聞かれました。

図表 2-26 医療的ケア[※]児の福祉情報の入手方法(18歳未満、複数回答)

	①医療的ケア児	②医療的ケア児ではない	①-②の差
区役所の職員から	24.7%	25.1%	▲ 0.4
友達・知り合いから	52.6%	38.1%	▲ 14.5
区報で	15.3%	22.9%	▲ 7.7
インターネットのホームページで	36.9%	54.5%	▲ 17.6
SNS等(LINE、Twitter等)	15.8%	13.4%	▲ 2.4
福祉施設の掲示板などで	3.0%	9.8%	▲ 6.8
相談支援専門員から	33.2%	24.6%	▲ 8.6
医療機関の相談窓口で	22.4%	11.6%	▲ 10.8
障がい者団体や家族会から	13.8%	11.6%	▲ 2.2
テレビ・ラジオなどで	1.7%	4.7%	▲ 3.0
新聞や地域情報紙などで	5.2%	5.7%	▲ 0.5
その他	7.6%	5.4%	▲ 2.1
無回答	8.6%	7.2%	▲ 1.4

※①-②が 5pt 以上の場合に網掛けをしています。

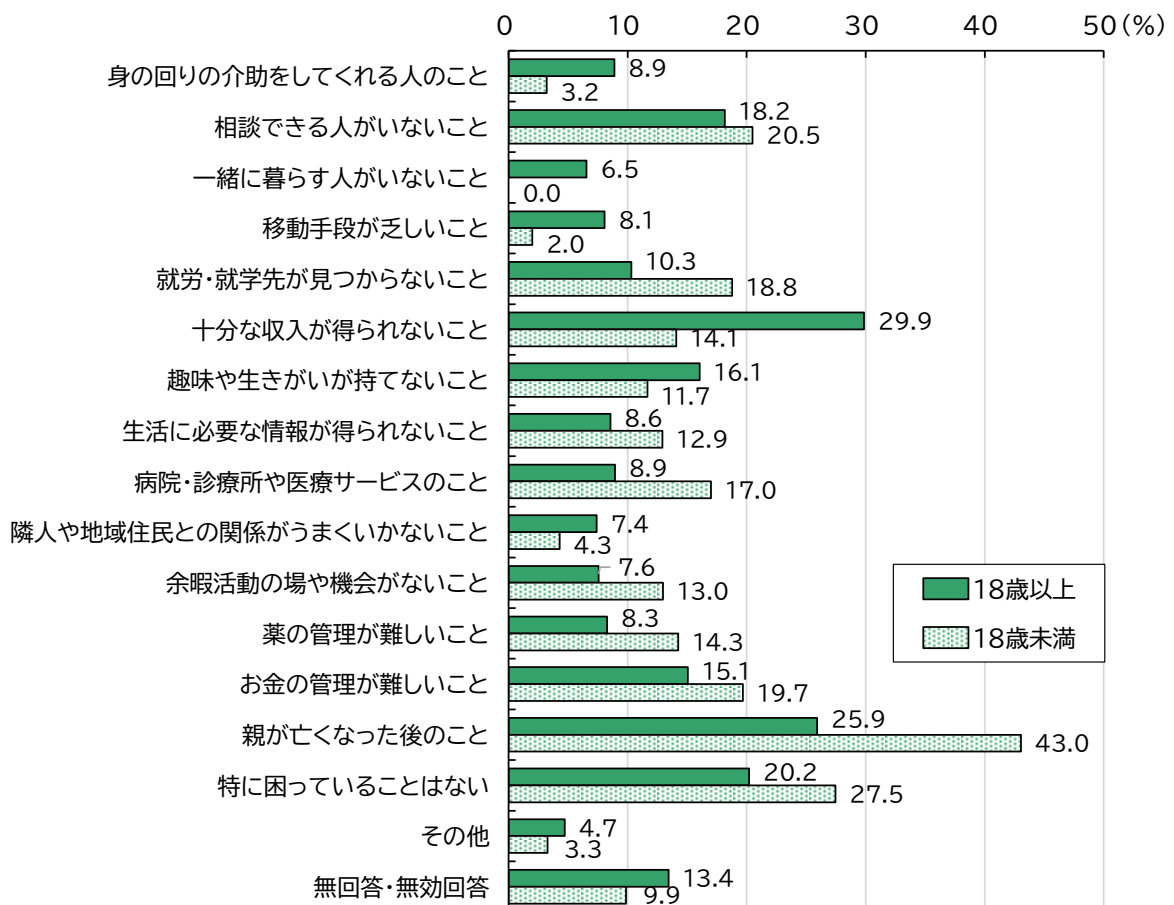
(出典)大田区障がい者実態調査(令和4年度)

課題

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム[※]の構築に向け、関係機関が課題を共有し、連携することが求められています

- ◆ 実態調査結果によると、[精神]の方の日常生活での困りごと・相談したいことの特徴として、「十分な収入が得られないこと」、「親が亡くなった後のこと」、「相談できる人がいないこと」、「趣味や生きがいが持てないこと」が上位を占めています。このことから、[精神]の方の日常生活を支えていく上では、困りごとを相談しやすくすることのほか、収入確保のため就労や様々な経済的支援制度に結びつけること、余暇活動の充実による多様な形での社会参加・社会活動を後押しすることが重要と考えられます。
- ◆ また、[精神]の方が日常生活の困りごとを相談しやすくするためには、「身近な場所で相談できること」、「どこで、どんな相談ができるかわかりやすいこと」、「対応する人が障がい特性を理解していること」が上位を占めていました。相談窓口を充実させ、その情報を積極的に発信し周知を図るとともに、相談に対応する人材を育成し、相談対応の質の向上を図ることが重要と考えられます。
- ◆ 大田区精神保健福祉地域支援推進会議では、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム[※]の構築に向けて、入院中から情報提供をするための仕組みづくりや、退院後の生活を支える多機関連携体制の構築に加えて、親や当事者の高齢化が進んでいることを踏まえたサービスの充実や福祉人材の育成などが重要との意見がありました。

図表 2-27 日常生活での困りごと・相談したいこと(18歳以上・18歳未満、複数回答)



※[精神]のみ集計

(出典)大田区障がい者実態調査(令和4年度)

1-5 障がい児支援の充実に向けた課題

課題

保育・医療・行政等の機関が連携し、家族を含む世帯全体のニーズに対応していくことが求められています

- ◆ 実態調査結果によると、6歳未満の障がい児においては、障害福祉サービスの利用計画※を作成しているのは「家族」と回答した割合は72.4%となっており、ほかの年齢層の障がい児と比較して非常に高くなっていました。また、計画相談事業所を使わない理由としては、「計画相談支援を利用するための手続きが大変そうだったから」が32.4%で最も高くなっていました。
- ◆ 6歳未満の障がい児について、相談できる相手としては、「家族・友達・知り合い」が80.1%と最も高くなっていました。一方で、「保育園や幼稚園、学校の先生」や「医療関係者(医師・看護師など)」が、ほかの年齢層の障がい児と比較して多いのが特徴となっています。
- ◆ そして、日常生活での困りごとなどを相談しやすくするため必要なこととして、6歳未満の障がい児においては、「同じ障がいをもつ方に相談できること」、「専門的な相談や助言ができる人材がいること」、「定期的に相談できること」が、ほかの年齢層と比較して多くなっていました。なお、家族に対する支援サービスとしても、「同じ境遇の家族に相談できるサービス」、「医療福祉専門職に相談できるサービス」が多くなっていました。
- ◆ なお、大田区子ども・子育て会議においては、行政・医療・福祉・教育等の関係機関の連携や、障がい児を含む子育て支援に関する情報を適切な方法で提供することが必要との意見がありました。

図表 2-28 相談相手・相談先(18歳未満、複数回答)

	全体	6歳以下	7~12歳	13歳以上
家族・友達・知り合い	87.3	80.1	90.5	90.4
区役所(地域福祉課や地域健康課など)	13.0	14.3	13.1	11.5
障がい者総合サポートセンター	5.2	5.8	5.7	3.9
保育園や幼稚園、学校の先生	44.5	51.0	47.6	33.9
自治会・町会や民生委員・児童委員	0.0	0.0	0.0	0.0
医療関係者(医師・看護師など)	23.4	30.0	19.9	21.6
福祉施設の職員	10.0	9.5	14.0	5.2
身体障害者相談員や知的障害者相談員	1.9	2.2	2.2	1.3
相談支援事業所	16.3	18.9	17.9	11.6
同じ障がいをもつ仲間(当事者団体等)	9.4	10.5	11.6	5.4
通所先や勤務先(同僚、上司等)	9.1	14.5	7.9	5.3
特になし	1.9	2.8	1.1	2.0
その他	3.0	3.2	2.4	3.5
無回答・無効回答	2.3	1.6	2.6	2.8

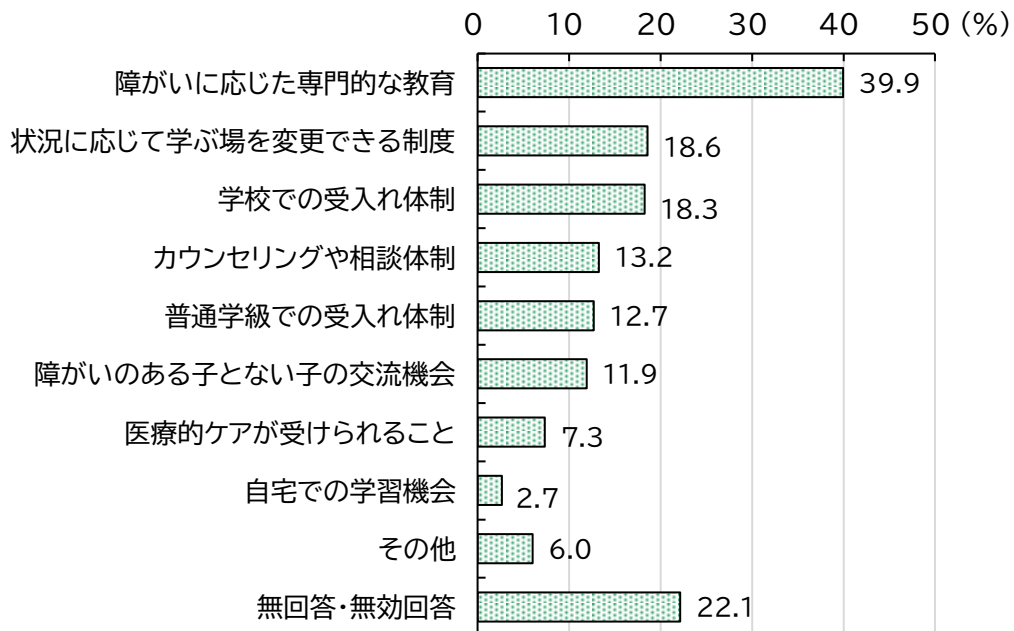
※「全体」と比較して 5pt 以上大きい場合に網掛けをしています
(出典)大田区障がい者実態調査(令和4年度)

課題

学齢期における教育支援体制の充実が求められています

- ◆ 実態調査結果によると、18歳未満では、今後充実を希望する障がい施策について、「療育※や教育の充実」が32.2%と最も高くなっていました。
- ◆ 実態調査結果によると、教育の場面で充実させてほしいこととして、「障がいに応じた専門的な教育」が39.9%と最も高く、次いで「状況に応じて学ぶ場を変更できる制度」が18.6%、「学校での受入れ体制」が18.3%となっています。
- ◆ 就学前の相談が増加傾向のため、就学前療育※施設のわかばの家や、障がい者総合サポートセンターとの連携が重要となっています。

図表 2-29 教育の場面で特に充実させてほしいこと(18歳未満、2つまで複数回答)



(出典)大田区障がい者実態調査(令和4年度)

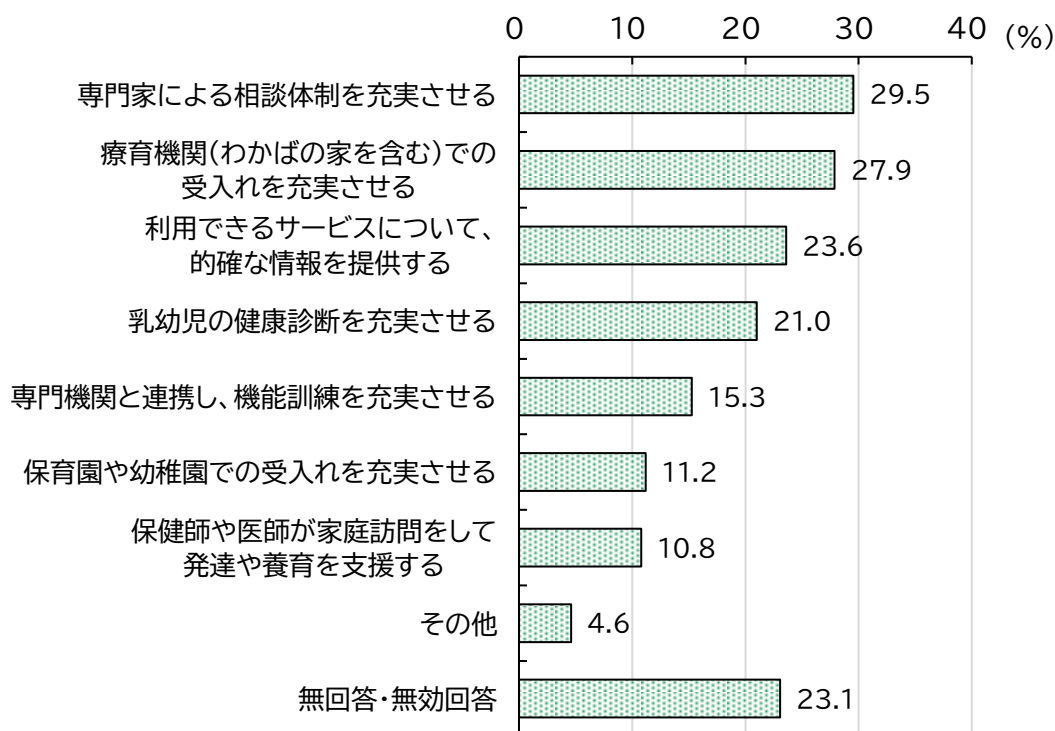
1-6 障がい特性に応じた支援の充実に向けた課題

課題

発達障がいの早期発見・早期療育※に向けた相談支援体制の充実が求められています

- ◆ 実態調査結果によると、障害者手帳や受給者証を持つようになったきっかけとして、「発達障がい」と回答した方は、18歳以上では4.9%、18歳未満では52.3%となっていました。
- ◆ そして、障がいの早期発見・早期療育※のために必要なこととして、18歳未満の[発達]では、「専門家による相談体制を充実させる」が29.5%と最も高く、次いで「療育※機関(わかばの家を含む)での受入れを充実させる」が27.9%、「利用できるサービスについて、的確な情報を提供する」が23.6%となっています。
- ◆ 切れ目のない支援を提供するため、教育委員会等の関係機関との連携強化に取り組むことが重要です。

図表 2-30 障がいの早期発見・早期療育※のために必要なこと(18歳未満、2つまで複数回答)



※[発達]のみ集計

(出典)大田区障がい者実態調査(令和4年度)

課題

高次脳機能障がい※の特性を踏まえた障がい理解の促進や、適切な情報提供を行うことが求められています

- ◆ 実態調査結果によると、障害福祉サービスを利用しやすくするために必要だと思うことについて、18歳以上・18歳未満ともに、[高次]では「事業所を選べるように、わかりやすい説明や情報提供があること」がほかの障がい種別よりも比較的多くなっています。
- ◆ さらに、外出時の困りごとについては、18歳以上の[高次]では、「場所や注意を示す看板(サイン)が十分ではない」が21.5%とほかの障がいよりも高くなっていました。
- ◆ 高次脳機能障がい※は、見えない障がいと言われており、支援には関係者の理解と連携が必要であるため、ネットワーク事業の重要性は高まってきています。

図表 2-31 サービスを利用しやすくするために必要だと思うこと
(18歳以上・18歳未満、複数回答)

	18歳以上(%)		18歳未満(%)	
	全体	高次	全体	高次
サービス利用に関する決まりや仕組みをわかりやすくすること	35.1	46.7	50.5	54.7
自分に合った事業所を利用できること	20.4	22.9	40.3	62.0
事業所を選べるように、わかりやすい説明や情報提供があること	22.8	28.3	46.7	54.3
重度の障がいや医療的ケアにも対応できること	9.2	13.3	14.4	9.0
使いたいときに使えるように利用できる曜日・時間を増やすこと	15.3	13.8	40.4	52.9
サービスに携わるスタッフ・人材の知識・技術・意識を高めること	14.7	23.0	43.2	46.0
サービスに携わるスタッフ・人材の人数を増やすこと	13.1	14.8	35.9	35.9
サービスを提供している部屋や建物を広くすること	4.6	7.1	18.8	8.9
通いやすい場所にサービスを利用できる施設・事業所があること	20.0	23.8	49.4	40.0
特に必要と思うことはない	8.9	4.9	2.7	0.0
その他	3.8	3.2	7.1	7.7
無回答・無効回答	34.8	28.7	10.5	5.7

※18歳以上、18歳未満いずれにおいても、「全体」と比較して「高次」が5pt以上大きい場合に網掛けをしています

(出典)大田区障がい者実態調査(令和4年度)

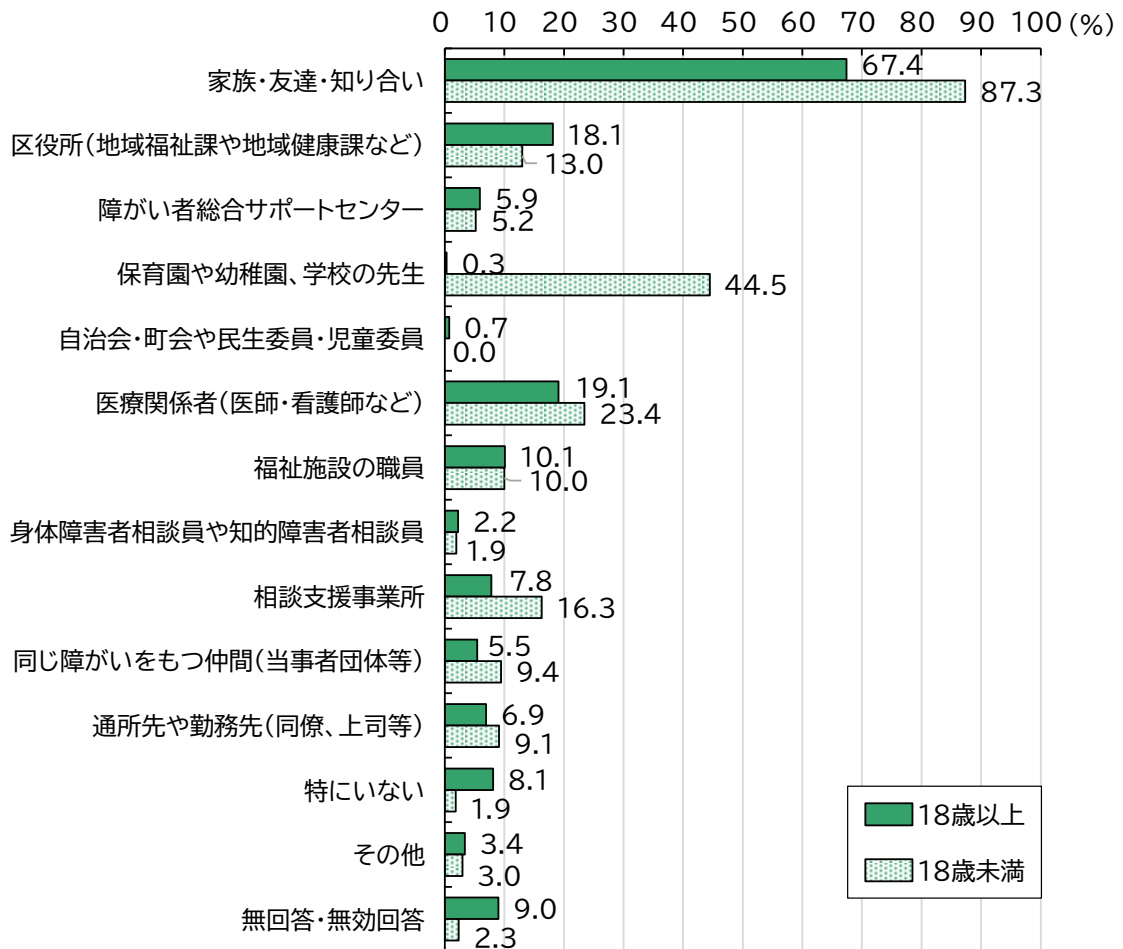
2-1 相談支援体制の充実・強化に向けた課題

課題

多様な関係機関が連携し、相談支援体制を充実・強化していくことが求められています

- ◆ 実態調査結果によると、今後充実を希望する障がい施策として「相談支援や情報提供の充実」と回答した割合は、18歳以上では26.1%、18歳未満では26.0%と上位となっていました。
- ◆ 相談先や相談する人として、18歳以上・18歳未満ともに、「家族・友達・知り合い」が最も多くなっています。そのほか、18歳以上では、「医療関係者(医師・看護師など)」が19.1%、「区役所(地域福祉課や地域健康課など)」が18.1%、「福祉施設の職員」が10.1%となっています。また、18歳未満では、「保育園や幼稚園、学校の先生」が44.5%、「医療関係者(医師・看護師など)」が23.4%、「相談支援事業所」が16.3%、「区役所(地域福祉課や地域健康課など)」が13.0%、「福祉施設の職員」が10.0%となっており、相談先や相談相手が幅広いことが見受けられ、様々な関係機関の連携の必要性が伺えます。
- ◆ 大田区自立支援協議会※では、保健・医療、福祉をはじめとした多機関連携や、既存の社会資源同士の有機的なネットワークづくりが重要との意見がありました。

図表 2-32 相談先や相談する人(18歳以上・18歳未満、複数回答)



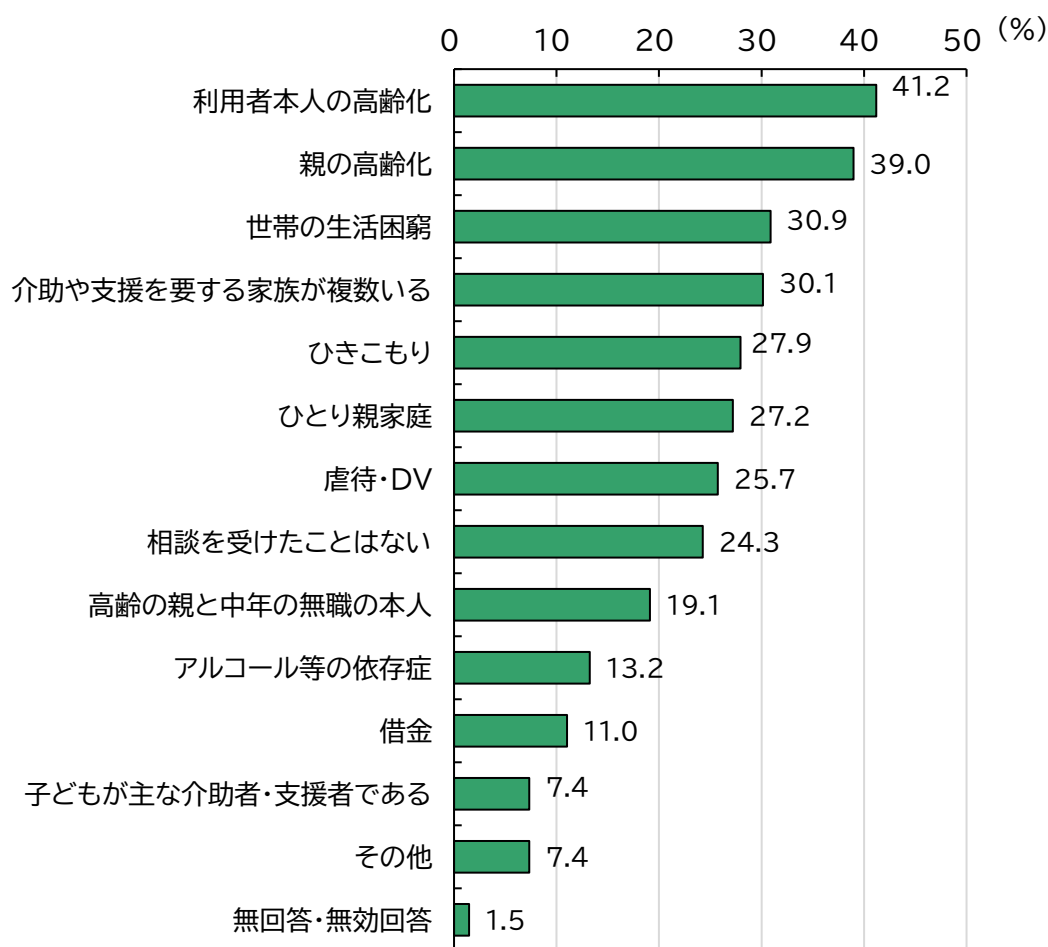
(出典)大田区障がい者実態調査(令和4年度)

課題

多様な関係機関が連携し、複合課題※へ対応することが求められています

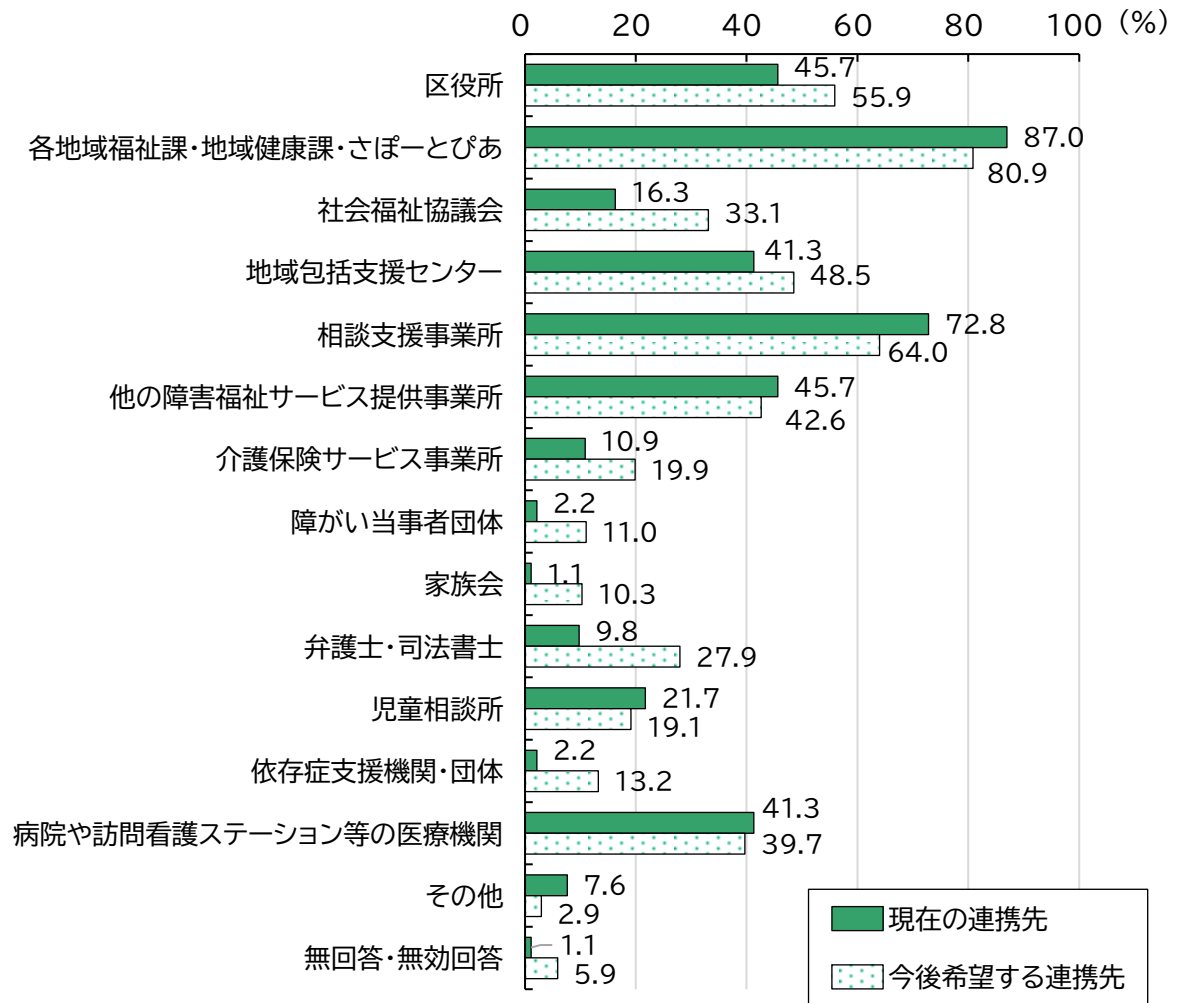
- ◆ 実態調査結果によると、複合課題に関する利用者や家族からの相談として、「利用者本人の高齢化」が41.2%と最も高く、次いで「親の高齢化」が39.0%、「世帯の生活困窮」が30.9%、「介助や支援を要する家族が複数いる」が30.1%、「ひきこもり」が27.9%などとなっています。
- ◆ 複合課題※に対しては、「他事業所や行政機関等と連携しながら自事業所で対応している」場合が86.1%となっていました。そして、複合課題※に対応していくために今後連携を希望する機関としては、「各地域福祉課・地域健康課・さぽーとぴあ」が80.9%、「相談支援事業所」が64.0%、「区役所」が55.9%、「地域包括支援センター」が48.5%、「障害福祉サービス提供事業所」が42.6%などとなっています。なお、現在の連携先と比較して今後希望する連携先の割合が高い機関としては、「区役所」、「社会福祉協議会※」、「弁護士・司法書士」、「依存症支援機関・団体」となっています(10pt以上差がある機関を記載)。

図表 2-33 複合課題※に関する相談状況(事業所、複数回答)



(出典)大田区障がい者実態調査(令和4年度)

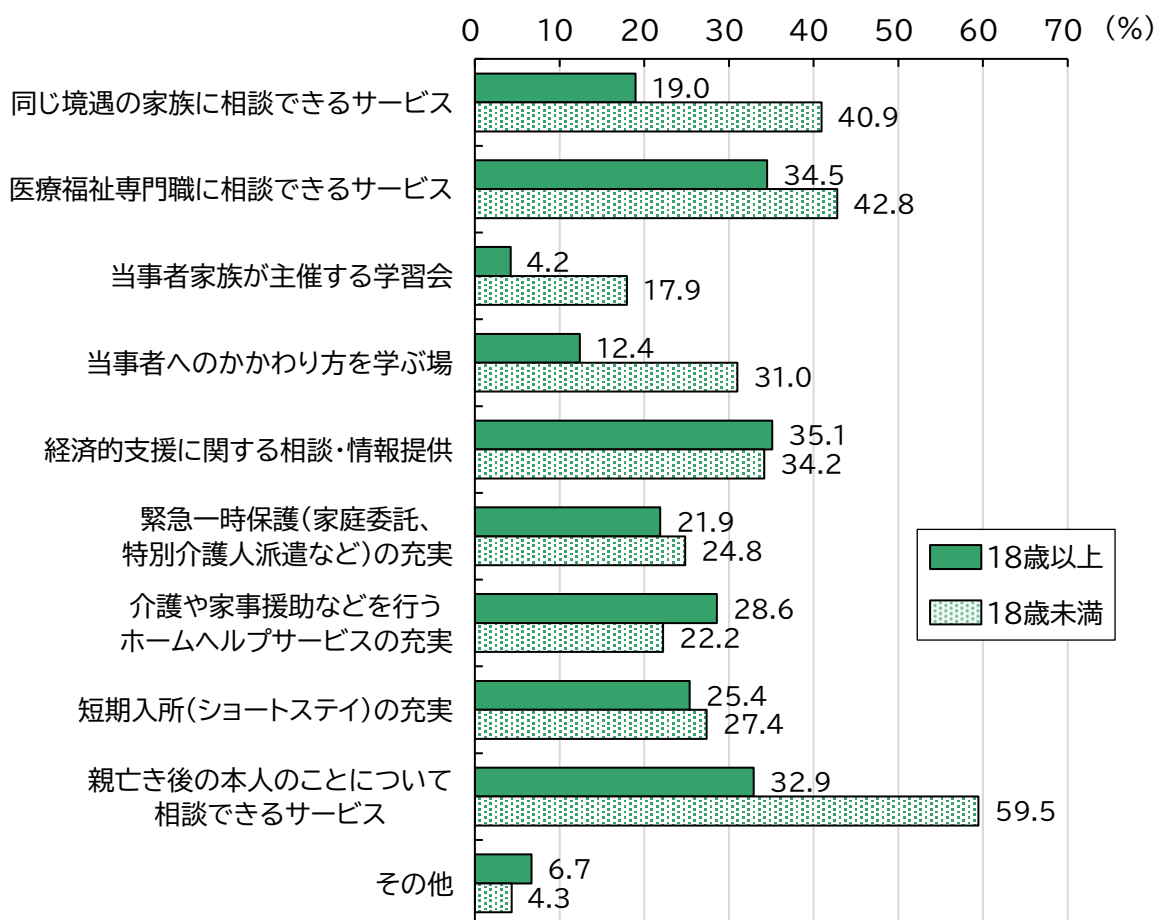
図表 2-34 複合課題※に関する現在の連携先と今後希望する連携先(事業所、複数回答)



(出典)大田区障がい者実態調査(令和4年度)

- ◆ 実態調査結果によると、家族への支援サービスとして充実させていけばよいと思うことは、18歳以上・18歳未満ともに、「親亡き後の本人のことにについて相談できるサービス」、「医療福祉専門職に相談できるサービス」、「経済的支援に関する相談・情報提供」が上位となっています。
- ◆ なお、18歳未満においては、「同じ境遇の家族に相談できるサービス」や「当事者へのかかわり方を学ぶ場」も上位となっています。
- ◆ 介助・支援してくれている方が18歳未満であると回答した方は、18歳以上では1.1%、18歳未満では13.5%となっており、ヤングケアラー^{*}としての役割を担っているこどもが一定数存在することが分かりました。また、本人以外に介護や育児が必要な方がいると回答した割合は、18歳以上では17.2%、18歳未満では43.7%となっており、ダブルケア等の状況にある家庭が一定数存在することが分かりました。

図表 2-35 家族への支援サービスとして充実させていけばよいと思うこと
(18歳以上・18歳未満、複数回答)



※「無回答・無効回答」を除いて集計しています。

(出典)大田区障がい者実態調査(令和4年度)

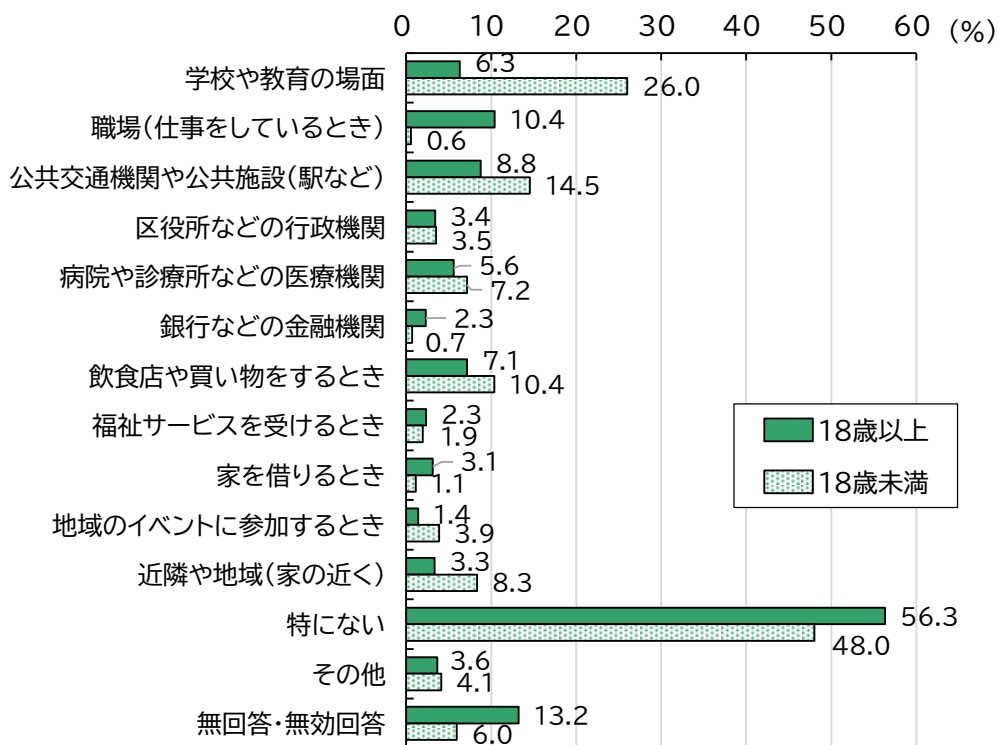
2-2 障がいへの理解促進に向けた課題

課題

障がい理解及び合理的配慮[※]の提供の一層の普及啓発を進め、心のバリアフリー[※]を推進することが求められています

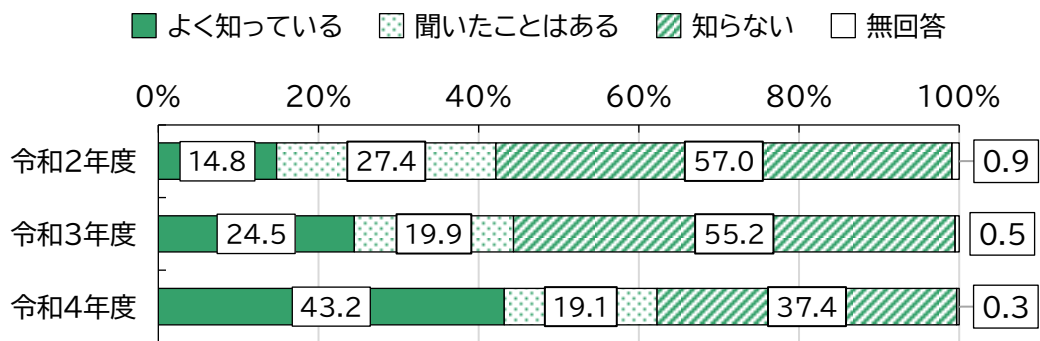
- ◆ 実態調査結果によると、障がいがあることを理由に差別を感じた場所や場面として、18歳以上・18歳未満ともに「特にない」が最も多くなっています。しかし、18歳以上では「公共交通機関や公共施設」で差別を感じた割合が8.8%、「飲食店や買い物をするとき」が7.1%などとなっています。また、18歳未満では、「学校や教育の場面」で差別を感じた割合が26.0%、「公共交通機関や公共施設」が14.5%などとなっています。
- ◆ 令和4年度の大田区区民意識調査によると、大田区民の「ヘルプカード[※]」に対する認知度は年々上昇しており、43.2%が「よく知っている」としています。
- ◆ また、「障害者差別解消法[※]」の認知度については、「知らない」の割合は年々減少していますが、「内容まで知っていて、合理的配慮[※]を行った経験がある」、「内容まで知っているが、合理的配慮[※]等を行った経験はない」の割合は合わせて12.1%となっています。令和6年4月の改正法施行により、事業所も合理的配慮[※]の提供が義務化されるため、法律の内容についても認知度が向上するよう、一層の普及啓発が求められています。
- ◆ 大田区自立支援協議会[※]における議論では、障がい児・者の理解促進のためには、障がい特性への理解を深めると同時に、障がいのあるその人自身への理解を深めることが大切であり、様々な機会を利用して、障がいへの理解促進や啓発を進めるとともに、当事者や家族が情報発信を進め、相互の理解を促進することが重要であるとの意見がありました。

図表 2-36 障がいを理由として差別を感じた場所や場面(18歳以上・18歳未満、複数回答)



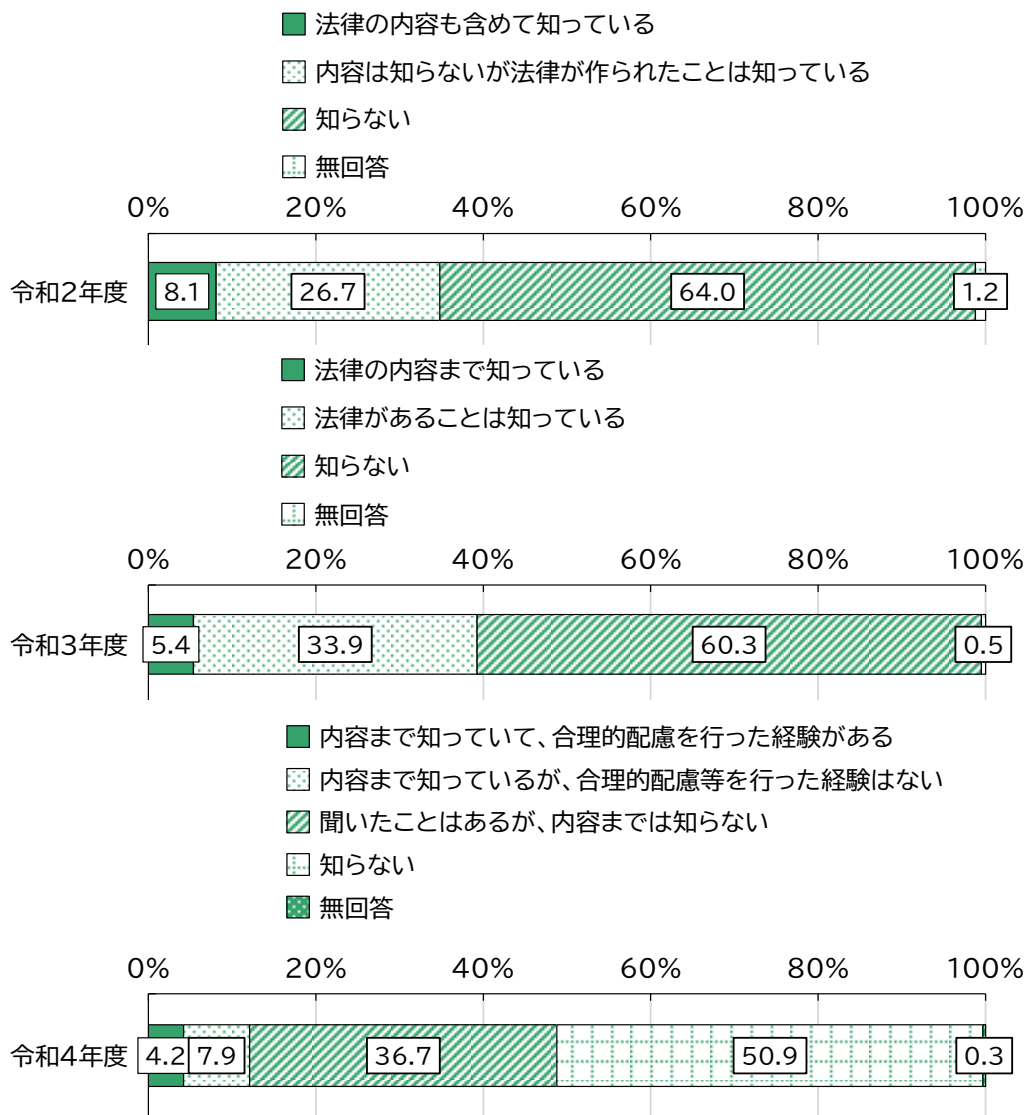
(出典)大田区障がい者実態調査(令和4年度)

図表 2-37 大田区民の「ヘルプカード※」の認知度の推移



(出典)大田区区民意識調査(各年度)

図表 2-38 大田区民の「障害者差別解消法※」の認知度の推移



(出典)大田区区民意識調査(各年度)

課題

障がい特性に応じた情報の取得利用・意思疎通に係る支援が求められています

- ◆ 実態調査結果によると、意思の伝達を図る際に使用している特別な手段や道具等について、18歳以上では、「携帯電話・スマートフォン・タブレット」、「補聴器や人工内耳等の補聴機器」、「筆談・要約筆記※」、「口話(読唇)」が多く、18歳未満では「手話」、「携帯電話・スマートフォン・タブレット」、「補聴器や人工内耳等の補聴機器」、「口話(読唇)」が多くなっていました。
- ◆ また、年齢別に福祉情報の入手方法を見ると、多くの年代において「インターネットのホームページで」や「区報で」が共通して多くなっています。また、7～12歳では「相談支援専門員※から」が比較的多く、65歳以上の年代においては「テレビ・ラジオなどで」や「新聞や地域情報誌などで」が比較的多くなっています。
- ◆ 大田区では、令和2年9月に、「大田区手話言語及び障害者の意思疎通に関する条例」を制定しました。令和4年5月には、「障害者情報アクセシビリティ※・コミュニケーション施策推進法※」が施行されました。手話が言語であることへの理解及び、障がい特性に応じた意思疎通手段の利用を促進するとともに、障がいの有無にかかわらず等しく情報取得が可能となるよう情報発信することを推進していくことが重要です。

図表 2-39 福祉情報の入手方法(18歳以上・18歳未満、複数回答)

	6歳以下	7～12歳	13～17歳	18～29歳	30～39歳	40～49歳	50～64歳	65～74歳	75歳以上
区役所の職員から	29.7	20.7	22.3	24.5	23.4	20.1	20.2	15.8	10.5
友達・知り合いから	39.3	46.8	32.1	23.6	15.7	13.0	11.2	7.6	9.8
区報で	13.5	25.0	23.4	19.2	23.4	26.5	30.8	39.6	36.5
インターネットのホームページで	66.8	50.2	40.8	37.1	40.9	39.2	34.6	15.4	11.5
SNS等(LINE、Twitter等)	21.0	11.9	11.4	16.0	13.0	10.0	5.8	1.8	1.2
福祉施設の掲示板などで	12.6	10.3	4.9	6.8	8.5	6.9	4.1	4.1	4.5
相談支援専門員※から	23.2	29.3	16.4	12.9	12.3	12.0	10.5	9.0	9.6
医療機関の相談窓口で	13.0	11.4	12.0	11.4	9.3	7.8	8.5	8.6	7.9
障がい者団体や家族会から	6.8	15.0	10.1	13.8	9.9	6.3	6.9	3.6	2.6
テレビ・ラジオなどで	4.2	3.9	6.0	6.2	7.9	9.6	11.6	15.8	16.0
新聞や地域情報紙などで	4.3	4.2	8.6	6.6	6.3	8.9	9.6	14.6	17.0
その他	4.9	5.5	7.5	7.5	3.5	4.9	6.1	6.1	6.2
無回答・無効回答	6.1	7.8	13.9	11.1	12.6	15.7	12.6	25.5	27.6

※「その他」「無回答・無効回答」を除く上位3項目に網掛けをしています。

(出典)大田区障がい者実態調査(令和4年度)

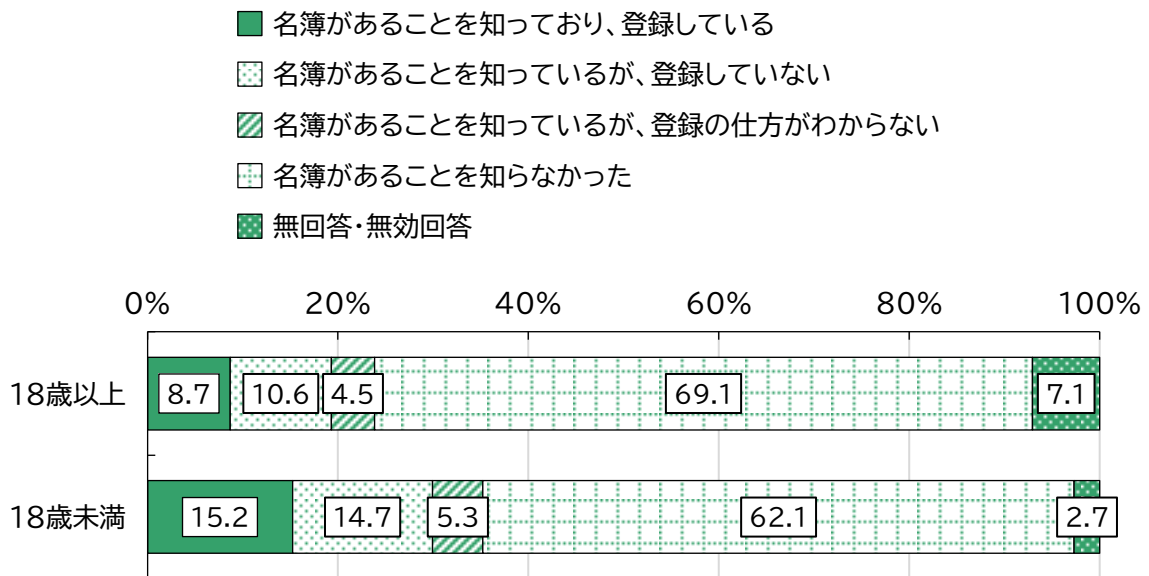
3-1 防災・防犯対策の推進に向けた課題

課題

防災対策のため自助・共助・公助[※]を充実させていくことが求められています

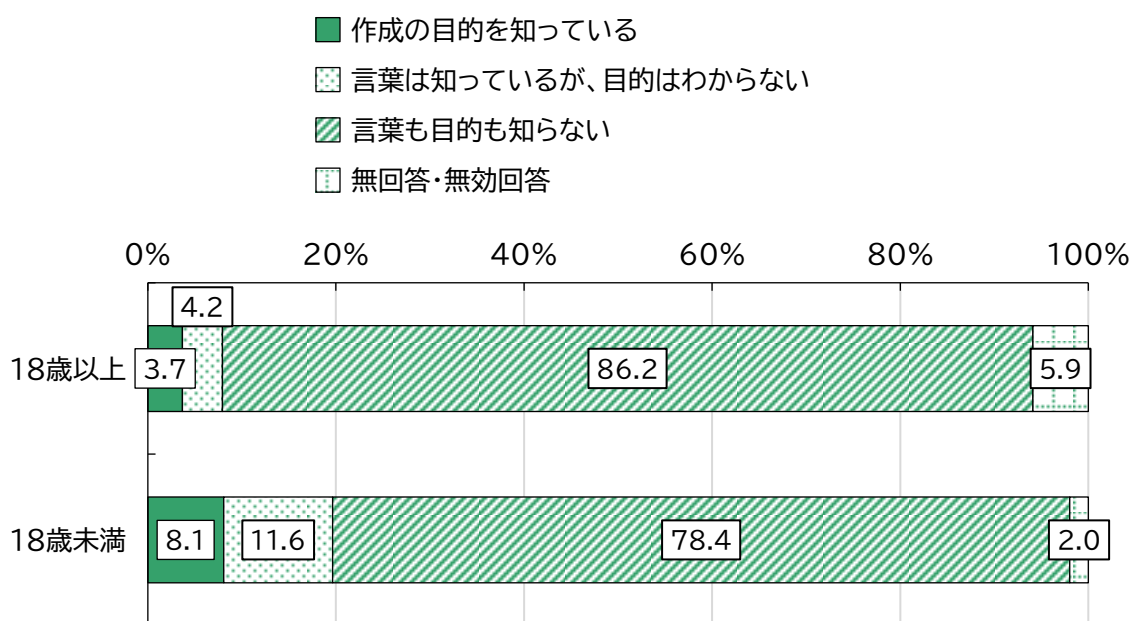
- ◆ 実態調査結果によると、災害時等の避難行動要支援者名簿[※]の認知度について、「名簿があることを知らなかった」と回答した割合は、18歳以上で69.1%、18歳未満で62.1%となっています。なお、前回の実態調査において「名簿があることを知らなかった」と回答した割合は、18歳以上で73.3%、18歳未満で60.3%となっていました。
- ◆ マイ・タイムライン[※]の認知度については、「言葉も名前も知らない」と回答した割合が、18歳以上で86.2%、18歳未満で78.4%となっていました。
- ◆ 災害(台風の水害等を含む)が起きた際の備えや行動を「知らない・わからない」と回答した割合は、18歳以上の全体では30.0%、18歳未満では45.7%となっています。障がい種別に見ると、18歳以上の[知的][発達][高次]の方や、18歳未満の[知的]の方で、「知らない・わからない」の割合が高くなっています。
- ◆ 大田区自立支援協議会[※]における議論では、大田区における避難行動要支援者数を踏まえ、個別避難計画[※]策定に向けた準備を進めることのほか、防災意識のさらなる向上が必要との意見がありました。

図表 2-40 災害時等の避難行動要支援者名簿[※]の認知度(18歳以上・18歳未満、単一回答)



(出典)大田区障がい者実態調査(令和4年度)

図表 2-41 マイ・タイムライン^{*}の認知度(18歳以上・18歳未満、単一回答)



(出典)大田区障がい者実態調査(令和4年度)

図表 2-42 災害(台風の水害等含む)が起きた際の備えや行動(避難など)に対する理解(18歳以上・18歳未満、単一回答)

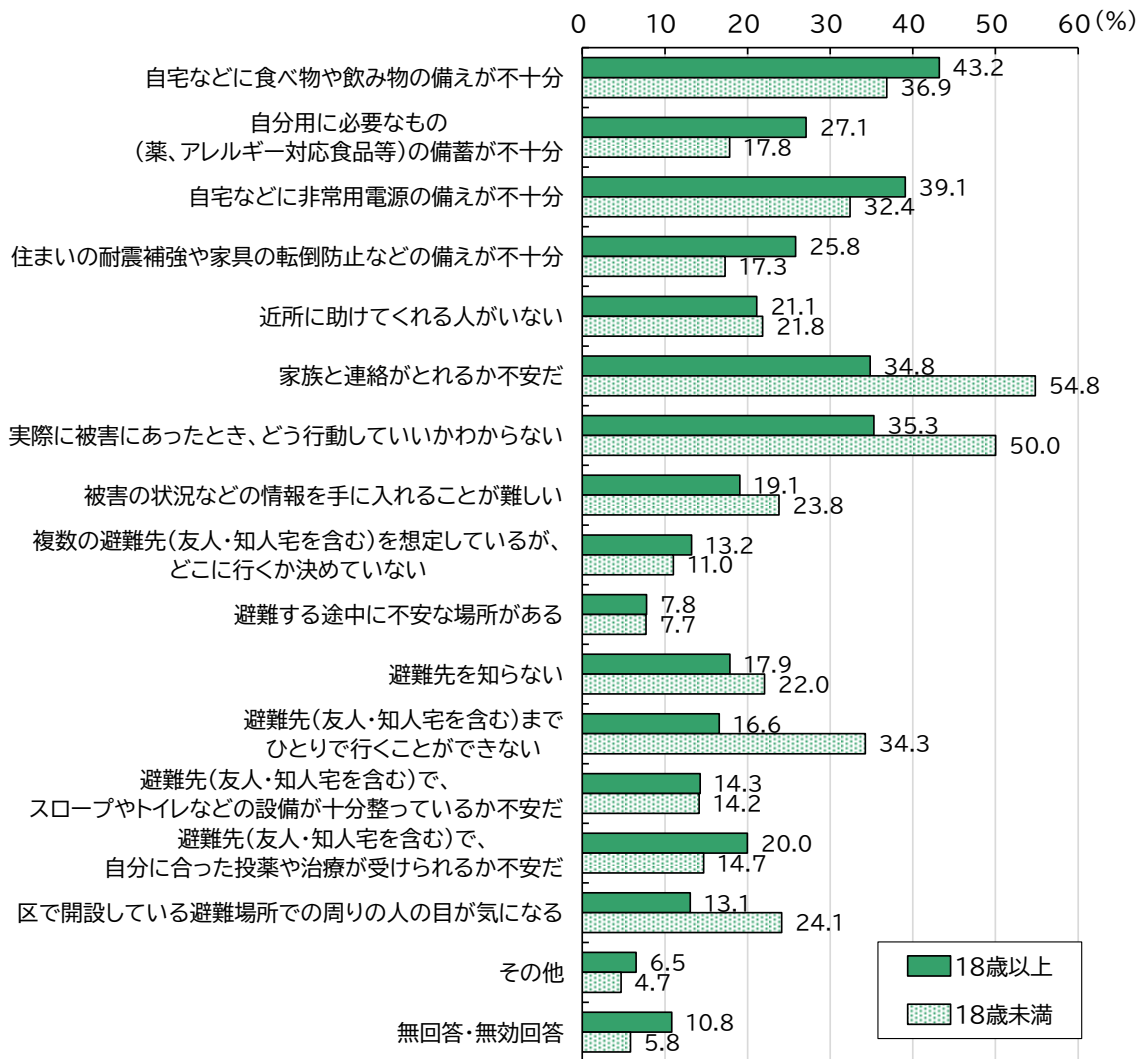
	18歳以上(%)						
	全体	身体	知的	精神	難病	発達	高次
理解している	14.7	16.1	8.8	9.9	18.1	12.9	10.6
だいたい理解している	47.9	48.6	36.1	45.4	58.7	41.3	26.1
知らない・わからない	30.0	27.8	45.3	38.4	17.5	40.2	55.5
無回答・無効回答	7.4	7.5	9.8	6.3	5.7	5.7	7.8

	18歳未満(%)						
	全体	身体	知的	精神	難病	発達	高次
理解している	6.5	5.5	4.9	8.5	48.2	5.5	0.0
だいたい理解している	44.2	50.3	38.0	49.9	25.9	42.5	47.4
知らない・わからない	45.7	42.8	53.0	31.9	25.9	48.3	45.7
無回答・無効回答	3.6	1.5	4.2	9.8	0.0	3.7	7.0

(出典)大田区障がい者実態調査(令和4年度)

- ◆ 実態調査結果によると、災害があったときに困ることや不安に思うこととして、18歳以上・18歳未満ともに、「自宅などに食べ物や飲み物の備えが不十分」、「自宅などに非常用電源の備えが不十分」、「実際に被害にあったとき、どう行動していいかわからない」、「家族と連絡がとれるか不安だ」が上位となっています。
- ◆ 障がい種別ごとに災害があったときに困ることや不安に思うことをみると、「避難先(友人・知人宅を含む)で、自分に合った投薬や治療が受けられるか不安だ」の回答割合が高かったのは、18歳以上では[精神][難病]であり、18歳未満では[身体][難病][高次]でした。また、「区で開設している避難場所での周りの人の目が気になる」の回答割合が高かったのは、18歳以上では[知的][精神][発達]であり、18歳未満では[知的][精神][高次]でした。
- ◆ 大田区自立支援協議会※における議論では、学校防災活動拠点体制の整備が必要との意見がありました。

図表 2-43 災害があったときに困ることや不安に思うこと(18歳以上・18歳未満、複数回答)



(出典)大田区障がい者実態調査(令和4年度)

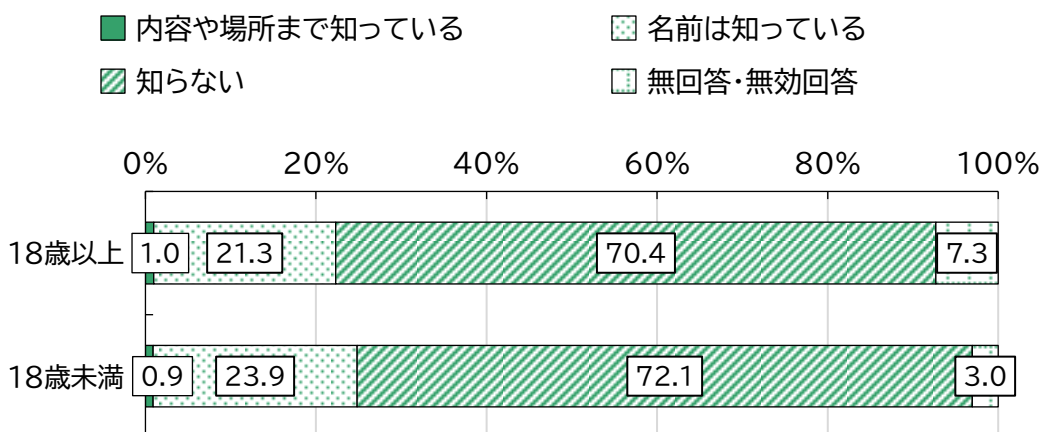
3-2 権利を守るまちの実現に向けた課題

課題

障がい者の権利を守る取組が引き続き求められています

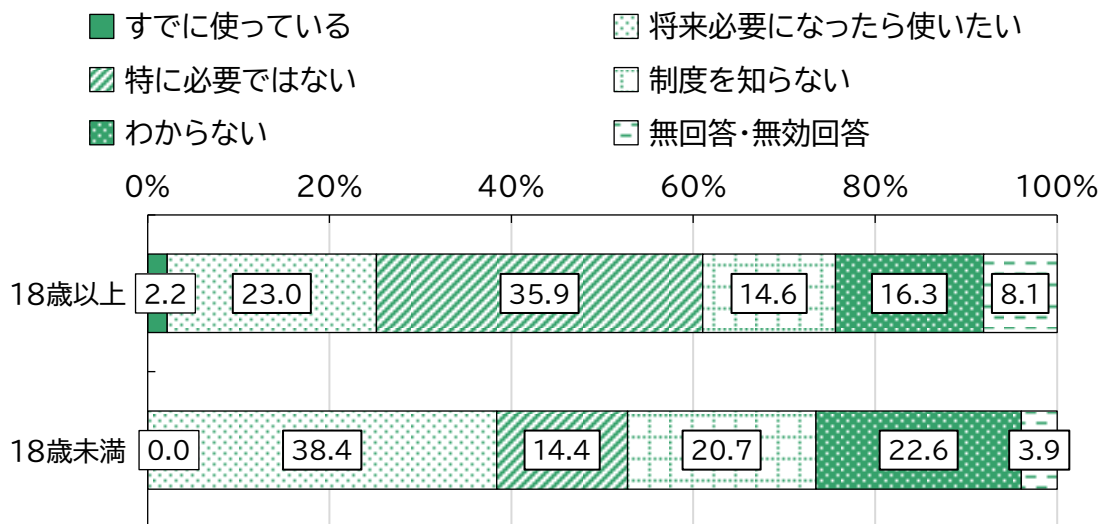
- ◆ 実態調査結果によると、障害者虐待防止センター※を「知らない」と回答した割合は、18歳以上で70.4%、18歳未満で72.1%となっています。
- ◆ 事業所内で虐待が発生したことが「ある」と回答したサービス提供事業所は全体の8.1%となっており、前回調査の21.7%から大きく減少していました。また、虐待防止に向けた取組として、「事業所内で職員向けに研修を実施している」が91.2%(前回83.0%)、「虐待防止マニュアル(身体拘束ガイドライン等)を作成している」が78.7%(前回22.6%)、「虐待防止委員会を設置している」が75.0%(前回37.7%)となっていました。
- ◆ 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定において、障がい者虐待のさらなる推進のため、令和4年度から事業所に対し、「従業員への研修の実施」、「虐待防止
- ◆ 等のための責任者の設置」、「虐待防止委員会の設置」について運営基準に明記することを義務化しています。

図表 2-44 障害者虐待防止センター※の認知度(18歳以上・18歳未満、単一回答)



(出典)大田区障がい者実態調査(令和4年度)

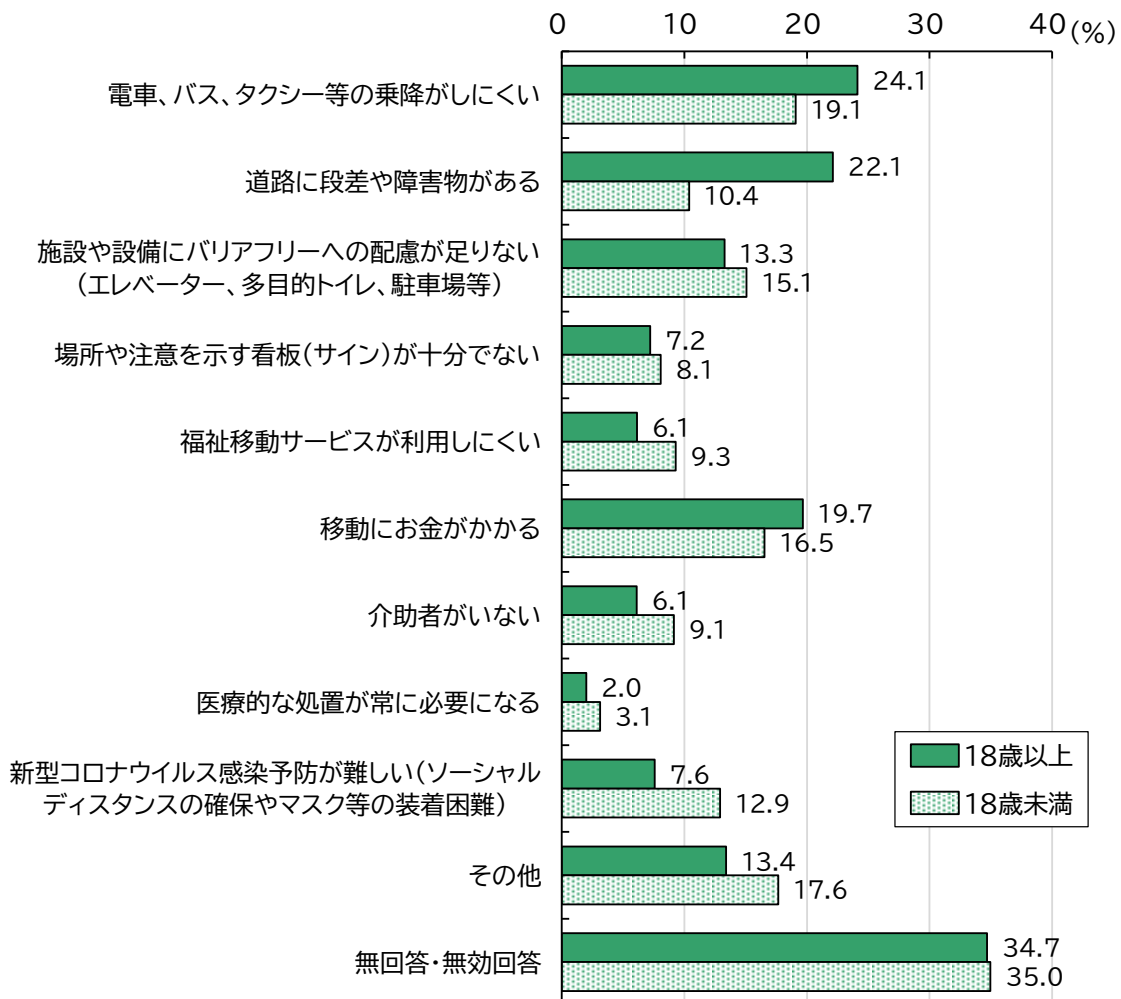
- ◆ 実態調査結果によると、成年後見制度[※]を「将来必要になったら使いたい」と考えている割合は、18歳以上では23.0%、18歳未満では38.4%となっています。一方で、「制度を知らない」割合は、18歳以上で14.6%、18歳未満で20.7%となっています。
- ◆ 住まいや財産の管理や遺言の作成など、自らの老後に対する不安や、親なき後の不安もある中、早めの備えの大切さに気付き、出来ることから始められるよう、支援に取り組むことが重要です。
- ◆ 推進会議においては、18歳未満の4割近くが「将来必要になったら使いたい」と考えている点を踏まえ、多くの方にとって使いやすい実態に即した成年後見制度[※]としていくことが重要との意見がありました。

図表 2-45 成年後見制度[※]の利用意向(18歳以上・18未満、単一回答)

(出典)大田区障がい者実態調査(令和4年度)

- ◆ 実態調査結果によると、外出時の困りごとは、18歳以上・18歳未満ともに、「電車、バス、タクシー等の乗降がしにくい」、「移動にお金がかかる」、「施設や設備にバリアフリー※への配慮が足りない(エレベーター、多目的トイレ、駐車場等)」が上位になっています。また、18歳以上では、「道路や段差に障害物がある」が22.1%と比較的高くなっています。
- ◆ 「大田区バリアフリー※基本構想 おおた街なか“すいすい”プラン」の推進に向けて、対象区域や取組の拡充など、バリアフリー※化の効率的・効果的な方針の検討が求められています。
- ◆ 推進会議では、社会参加が阻害されることがないように、外出のしやすさや移動の円滑化の推進が必要との意見がありました。

図表 2-46 外出時の困りごと(18歳以上・18歳未満、複数回答)



(出典)大田区障がい者実態調査(令和4年度)

第3章

施策の展開

1 施策の体系

基本目標	施策目標	個別施策	掲載ページ
基本目標1 自分らしく いきいきと 暮らし続け られるまち	1-1 障害福祉サービス等の 充実	1-1-1 日中活動の場の整備	70
		1-1-2 緊急時の受入体制の充実	71
		1-1-3 人材確保・育成・定着支援の充実	72
		1-1-4 サービスの質の確保・向上	74
	1-2 希望する暮らしの実現	1-2-1 居住の場の確保・充実	75
		1-2-2 地域生活移行支援の充実	76
	1-3 社会参加・社会活動の 充実	1-3-1 就労支援の充実	77
		1-3-2 余暇活動の充実	80
	1-4 保健・医療支援体制の 充実	1-4-1 保健・医療支援体制の充実	82
	1-5 障がい児支援の充実	1-5-1 保育の充実	83
		1-5-2 教育の充実	84
	1-6 障がい特性に応じた 支援の充実	1-6-1 発達障がい者支援の充実	86
		1-6-2 高次脳機能障がい [※] 者支援の 充実	88
	基本目標2 互いを理解し つながり 支えあうまち	2-1 相談支援体制の充実・ 強化	2-1-1 相談支援体制の充実・強化
2-1-2 地域ネットワークの充実			91
2-2 障がいへの理解促進		2-2-1 障がいを理由とする差別の 解消の推進	92
	2-2-2 意思疎通支援 [※] ・情報保障 [※] の 促進	94	
	2-2-3 地域との交流の充実	96	
基本目標3 尊厳や権利が 守られ 安全・安心に 生活できるまち	3-1 防災・防犯対策の推進	3-1-1 災害時相互支援体制の整備	97
		3-1-2 福祉避難所 [※] 等の体制整備	99
		3-1-3 防犯対策の充実	100
	3-2 権利を守るまちの実現	3-2-1 障がい者虐待防止等の推進	101
		3-2-2 成年後見制度 [※] 等 権利擁護支援の充実	102
		3-2-3 ユニバーサルデザイン [※] の まちづくりの推進	104

※前計画から、社会状況や大田区の課題の変化、関連計画の見直し等を踏まえ、施策体系を見直しています。

基本理念

障がい者が地域で自分らしく安心して暮らせるまちをつくりまします

基本目標

基本目標1

自分らしく
いきいきと
暮らし続けられるまち

基本目標2

互いを理解し
つながり
支えあうまち

基本目標3

尊厳や権利が守られ
安全・安心に
生活できるまち

施策目標

1-1 障害福祉サービス等の充実

1-2 希望する暮らしの実現

1-3 社会参加・社会活動の充実

1-4 保健・医療支援体制の充実

1-5 障がい児支援の充実

1-6 障がい特性に応じた支援
の充実

2-1 相談支援体制の充実・強化

2-2 障がいへの理解促進

3-1 防災・防犯対策の推進

3-2 権利を守るまちの実現

個別施策

主な取組

1-1-1 日中活動の場の整備	区立施設の機能見直し・強化、民間事業者の施設整備支援
1-1-2 緊急時の受入体制の充実	短期入所事業の充実
1-1-3 人材確保・育成・定着支援の充実	大田区福祉人材育成・交流センターにおける事業実施、 基幹相談支援センター [※] による人材育成
1-1-4 サービスの質の確保・向上	指導検査 [※] 等の実施、福祉サービス第三者評価 [※] の受審促進、 DX [※] を活用した支援の検討
1-2-1 居住の場の確保・充実	障がい者グループホーム [※] の整備・運営支援、 障がい者グループホーム [※] の連絡会の開催、居住支援協議会の開催
1-2-2 地域生活移行支援の充実	アウトリーチ支援 [※] 事業の推進、措置入院 [※] 者等退院後支援事業の推進、 精神障害者地域生活安定化事業の実施
1-3-1 就労支援の充実	就労支援ネットワークの推進、生産活動支援施設連絡会の取組の充実、 会計年度任用職員 [※] (オフィス・サポーター)の雇用
1-3-2 余暇活動の充実	余暇活動の機会の提供、障がい者スポーツの推進
1-4-1 保健・医療支援体制の充実	精神保健福祉地域支援推進会議の開催、難病対策地域協議会の開催、 医療的ケア児・者支援関係機関会議の開催
1-5-1 保育の充実	統合保育の充実、学童保育室での受入体制の充実
1-5-2 教育の充実	幼児教育相談の充実、就学・教育相談の充実、特別支援教育の充実
1-6-1 発達障がい者支援の充実	乳幼児健康診査等の実施、発達支援ネットワークの推進、 発達障がいの理解啓発の推進、ペアレント・トレーニング [※] の実施
1-6-2 高次脳機能障がい [※] 者支援の充実	高次脳機能障がい [※] 支援ネットワークの推進、 高次脳機能障がい [※] の理解啓発の推進
2-1-1 相談支援体制の充実・強化	相談支援体制の充実・強化、ピアサポーター [※] ・相談員等の活動推進
2-1-2 地域ネットワークの充実	地域ネットワークの推進、自立支援協議会 [※] の開催
2-2-1 障がいを理由とする差別の解消の推進	障がい者差別解消支援地域協議会の開催、合理的配慮 [※] の推進、 障がい者差別解消のための啓発活動の推進、心のバリアフリー [※] の促進
2-2-2 意思疎通支援 [※] ・情報保障 [※] の促進	意思疎通支援 [※] の充実、情報保障 [※] の促進、「大田区手話言語及び障害者の 意思疎通に関する条例」の周知・啓発活動の推進
2-2-3 地域との交流の充実	障がい理解促進事業の実施、地域交流事業の実施
3-1-1 災害時相互支援体制の整備	避難行動要支援者及び要配慮者 [※] 支援の推進、 災害時の自助 [※] 及び相互支援意識の普及啓発
3-1-2 福祉避難所 [※] 等の体制整備	福祉避難所 [※] 等の運営・検証
3-1-3 防犯対策の充実	福祉施設等の安全体制の確保、特殊詐欺 [※] 等防止のための啓発活動の推進
3-2-1 障がい者虐待防止等の推進	障がい者虐待防止のための啓発活動の推進、障がい者虐待への対応
3-2-2 成年後見制度 [※] 等権利擁護支援の充実	権利擁護支援の推進、成年後見制度 [※] 利用促進のための協議会運営、おい じたく [※] への支援～親あるうちの備え～
3-2-3 ユニバーサルデザイン [※] のまちづくりの推進	地域力 [※] を活かしたまちづくりパートナー活動の推進、 移動等円滑化の促進

2 個別施策

個別施策ページでは、各個別施策の具体的な取組内容等を掲載しています。
個別施策ページの見方は、次のとおりです。



注4:ライフステージとは、人の一生を、乳幼児期、幼児期、学齢期、青年期、成人期、高齢期等の身体的、精神的な発達段階に応じて区分した生活段階のことです。本計画では、乳幼児期(主に0～6歳頃)、学齢期(主に7～15歳頃)、青年期・成人期(主に16～64歳頃)、高齢期(主に65歳以上)に区分しています。

1-1 障害福祉サービス等の充実

1-1-1 日中活動の場の整備

施策の方向性

障害福祉サービス等を必要とする方のニーズの多様化に対応するため、障害福祉サービス等の質・量の両面からの充実が必要です。また、医療的ケア*が必要な方や重度の障がいがある方も利用できるよう、様々な障がい特性に配慮していくことが必要です。

そこで、日中活動の場となる生活介護施設等を確保していくため、大田区立障害者福祉施設整備基本計画に基づき区立施設の機能の見直し・強化を行うとともに、民間事業者による施設等の整備を支援していきます。

区の主な取組

乳幼児期

学齢期

青年・成人期

高齢期

区の取組	概要	所管課
区立施設の機能見直し・強化	<p>特別支援学校の卒業生等が利用する、日中活動の場となる生活介護施設等を確保していくため、大田区立障害者福祉施設整備基本計画に基づき、施設整備を進めます。</p> <p>具体的には、生活介護施設の定員増を図るため、大田生活実習所、南六郷福祉園、新井宿福祉園の改築、改修を実施します。また、重症心身障害者*通所事業や短期入所等の拡充を実施します。</p>	○障害福祉課
民間事業者の施設整備支援	<p>区内で新規に障がい者施設等を開設する事業者に対し、相談及び助言を行い、整備を支援します。</p> <p>また、既存の建物や公有地の有効活用等、効果的かつ計画的な施設整備を検討します。</p>	○障害福祉課

1-1-2 緊急時の受入体制の充実

施策の方向性

障がいの重度化や、本人や介護者の高齢化、本人や家族が抱えている親亡き後の不安等を踏まえ、介護者が不在の際や緊急時にも、安心して頼れる場所を確保していくことが必要です。

そこで、関係機関と連携を取りながら既存の社会資源を有効活用するなど様々な観点から検討を行い、短期入所事業の充実を推進していきます。

区の主な取組

乳幼児期

学齢期

青年・成人期

高齢期

区の取組	概要	所管課
短期入所事業の充実	<p>大田区立つばさホーム前の浦の短期入所について、緊急時にも、障がい特性に応じて、日常生活を送ることができる場の確保ができるよう、引き続き関係機関と連携を取りながら進めていきます。</p> <p>大田区立障害者福祉施設整備基本計画に基づき、大田生活実習所建物と南六郷福祉園・くすのき園の増築部分に、短期入所を設置します。</p>	○障害福祉課

1-1-3 人材確保・育成・定着支援の充実

施策の方向性

実態調査によると、区内の障害福祉サービス等を提供する事業所においては、人材の確保・育成・定着が課題となっています。また、サービスを利用する本人や家族からも、サービスに携わる人材の知識・技術・意識の向上について、ニーズがあることが分かりました。加えて、包括的な相談支援体制を構築していくうえでも、福祉人材の確保や質的向上が重要です。

このような状況を受け、分野や職種など様々な垣根を超えて、包括的に支援していくための福祉人材の確保・育成・定着への取組や、障がい分野における専門性の高い人材の育成に取り組めます。

区の主な取組

乳幼児期

学齢期

青年・成人期

高齢期

区の実施	概要	所管課
大田区福祉人材育成・交流センターにおける事業実施	多職種・多機関が交流し、支援機関の連携体制の構築や、区内福祉従事者全体の支援の質の向上を図ります。また、大田区版地域共生社会※の実現に向け、分野や職種など様々な垣根を超えて、包括的に支援していくための福祉人材の確保・育成・定着に取り組めます。	○福祉管理課
基幹相談支援センター※による人材育成	身近な地域の相談先として、必要な知識の習得及び支援機関との連携体制の構築を目的とした身体・知的・精神障害者相談員※研修や、障がい者支援事業所向けの虐待防止法研修等の実施により、障がい分野における専門性の高い人材育成に取り組めます。	○障がい者総合サポートセンター

PICK UP!

②大田区福祉人材育成・交流センターとは

設置の目的

区民の皆様のニーズに合った福祉サービスを提供していくため、福祉従事者の人材育成や、福祉事業所における人材確保、人材定着を支援していくことを目的に、令和4年度に大田区福祉人材育成・交流センターを機能設置しました。

福祉従事者の皆様が、様々な垣根を越えて交流し、共に学び・高めあいながら、区内福祉サービス全体の質の向上を目指すと同時に、顔の見える関係や横のつながりを強化していくことで、区内で働く魅力を高め、人材の確保・定着も推進していきます。

取組の紹介

大田区福祉人材育成・交流センターが実施している研修・セミナーは、講義だけでなく、事例検討やグループワークなど、参加者同士がお互いに意見交換・情報交換を行うことのできるプログラムを多く取り入れていることが特徴です。

人材育成事業

○複合課題対応研修

権利擁護支援や、精神障がい・精神疾患のある方への支援など、分野を超えたテーマに関する事例検討や、グループワークなどを実施しています。

○福祉人材コミュニケーションスキル向上研修

多機関・多職種連携支援における良好な関係の構築や事業所内の円滑なチーム形成に必要なコミュニケーションスキルを学ぶ研修を実施しています。

○福祉人材向けeラーニング研修環境の整備

福祉事業所内での人材育成を支援するため、様々な研修コンテンツを配信しています。

人材定着支援事業

○福祉従事者フォローアップセミナー(交流事業)

様々なプログラムにより福祉従事者同士が交流し、仕事の魅力や悩みも共有しています。

○人材育成スキルアップセミナー、人材定着支援セミナー

福祉の職場での「しごとの教え方」や「メンタルヘルス」、「ハラスメント」などに関するセミナーを開催しています。

人材確保事業

○合同就職相談・面接会「ふくしのしごと市」の開催

大田区社会福祉協議会や大田区社会福祉法人協議会との協働により、福祉の仕事に関する相談・面接会を開催しています。



グループワークの様子

1-1-4 サービスの質の確保・向上

施策の方向性

本人や介護者の高齢化、障がいの重度化等、個別の状況に応じた、きめ細やかな寄り添った支援をするためには、サービスの質の確保・向上を図ることが必要です。

そこで、障害福祉サービス等を提供する事業所に対する指導や、福祉サービス第三者評価[※]の受診勧奨等、事業所の適切な事業運営のための支援を行っていきます。

区の主な取組

乳幼児期

学齢期

青年・成人期

高齢期

区の取組	概要	所管課
指導検査 [※] 等の実施	事業者の指導検査 [※] を実施し、適正な事業運営のための支援を行います。また、サービスの質の確保及び利用者処遇の向上を図るための支援を行います。	○福祉管理課
福祉サービス第三者評価 [※] の受審促進	福祉サービスについて第三者である評価機関が、サービスの内容や経営等を評価することによって、事業者自らのサービス向上を促すため、福祉サービス第三者評価 [※] の受審勧奨及び受審費用の補助を実施します。	○障害福祉課
DX [※] を活用した支援の検討	DX [※] の観点から、オンラインを活用した会議や手続き等について検討し、取り組めます。	○障害福祉課

1-2 希望する暮らしの実現

1-2-1 居住の場の確保・充実

施策の方向性

家族と暮らし続けたい人のほか、グループホーム※で暮らしたい人や一人暮らしをしたい人など、暮らし方に対するニーズは多様化しています。加えて、入所施設や精神科病院からの地域移行等へのニーズに対応することも求められており、本人が望む暮らし方を、地域で支える仕組みを作っていくことが重要です。特に、重度の障がいがある方にとって、住み慣れた地域で希望する暮らしを継続していくための方策を、さらに充実させていくことが必要です。

そこで、グループホーム※の開設・運営の支援等を通じて、一人ひとりの意思を尊重し自分らしく生きることができるよう、地域での暮らしを支えるための支援体制の充実を図っていきます。

区の主な取組

青年・成人期

高齢期

区の取組	概要	所管課
障がい者グループホーム※の整備・運営支援	居住の場となるグループホーム※を確保していくため、区内で新規に開設する事業者に対し、相談及び整備費の補助を実施します。 特に、重度の障がい者が利用可能なグループホーム※の整備を積極的に検討します。 また、グループホーム※の運営に係る経費等を助成することにより、グループホーム※の安定的な運営を確保し、障がい者の地域社会における自立生活を促進します。	○障害福祉課
障がい者グループホーム※の連絡会の開催	障がい者の地域生活を支援するため、グループホーム※間で連携して、課題等の共有や情報発信に関する検討を行います。	○障がい者総合サポートセンター
居住支援協議会の開催	住宅確保要配慮者※の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、居住支援に関する情報を関係者間で共有し、支援策について協議することで、行政だけでは解決できない課題に、地域の団体との協働により取り組み、居住支援施策の充実を図ります。	○建築調整課 ○福祉管理課

1-2-2 地域生活移行支援の充実

施策の方向性

入所施設や精神科病院から地域生活への移行を希望する方に対して、一人ひとりの意思を尊重し、本人が望む地域生活を実現できるよう、寄り添った支援を行っていくことが重要です。また、一人暮らしをする精神障がい者は増加しており、地域での生活への支援が求められています。

実態調査では、一人で暮らす場合や、施設や病院から出るときに不安に思うこととして、「困ったときの相談場所」や「日常生活を支援するサービス」が上位を占めていました。

このような状況を踏まえ、多職種のチームによるアウトリーチ支援[※]等を実施することにより、本人のニーズに寄り添い不安を解消しながら、希望する暮らしを地域で支える仕組みづくりを進めます。また、課題が発生した場合や予防的対応を視野に入れ、地域生活課題[※]の早期発見や早期対応に取り組んでいきます。

区の主な取組

青年・成人期

高齢期

区の実施	概要	所管課
アウトリーチ支援 [※] 事業の推進	医療の継続が困難、未受診、治療中断の精神障がい者に対し、多職種のチームによる訪問支援を行うことにより、支援対象者及びその家族などの状態に応じた支援が、適切に提供される体制整備を推進します。	○健康づくり課 ○地域健康課
措置入院 [※] 者等退院後支援事業の推進	措置入院 [※] 等の非自発的入院中に病院へ訪問し、希望された方に対し、退院後の生活について支援計画を策定し、退院後は訪問や関係者との連絡調整等を行いながら、スムーズに地域生活に移行できるよう支援します。	○健康づくり課 ○地域健康課
精神障害者地域生活安定化事業の実施	精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がい者の地域移行支援に係る事業や、家族支援に係る事業等を実施した事業者に対し、補助金を交付することにより、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム [※] の構築を推進します。	○障害福祉課

1-3 社会参加・社会活動の充実

1-3-1 就労支援の充実

施策の方向性

障がい者の働き方が多様化している中、障害者雇用促進法[※]等の改正に伴い、令和6年4月から障がい者の法定雇用率が段階的に引き上げられます。また、令和4年12月に障害者総合支援法が改正となり、就労アセスメント[※]の手法を活用した「就労選択支援」が創設され、改正後3年以内に施行されます。

このような状況を踏まえ、就労を希望している方が就労し、障がい特性や能力に応じて、一人ひとりが役割を持ちながら働くことができるよう、寄り添った支援が求められています。また、職場における障がいへの理解や合理的配慮[※]の提供への取組が求められています。

そこで、労働・教育・福祉等の関係機関で構成する就労支援ネットワーク事業を実施することにより、本人及び企業への就労促進や、就労定着等の支援の充実を図ります。また、障がい者施設等における共同受注等の取組を推進します。

区の主な取組

青年・成人期

高齢期

区の取組	概要	所管課
就労支援ネットワークの推進	労働、教育、福祉等の関係機関で構成する就労支援ネットワーク事業を実施することにより、本人及び企業への就労促進や、就労定着等の支援の充実を図ります。	○障がい者総合サポートセンター
生産活動支援施設連絡会の取組の充実	施設利用者の工賃向上・社会参加をめざし、共同販売・共同受注・ネットワーク会議等の取組を推進します。	○障害福祉課 ○志茂田福祉センター ○上池台障害者福祉会館 ○障がい者総合サポートセンター
会計年度任用職員 [※] (オフィス・サポーター)の雇用	障がいの特性や個性に応じて能力を最大限発揮できるよう、正規職員よりも短い勤務時間(多様な働き方)の提供、職務に集中できる専用の執務室の設置、支援員による専門的知見に基づくサポートを行います。	○人事課

PICK UP!

③障がい者雇用の促進について



©大田区

障がい者の法定雇用率の段階的な引き上げについて

障害者雇用促進法等が改正され、障がい者の法定雇用率が令和6年4月から段階的に引き上げられます。そのほか、週所定労働時間10時間以上20時間未満で働く重度の障がい者や精神障がい者に対し、就労機会拡大のため、実雇用率において算定できるようになります。

	令和5年度	令和6年4月	令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3%	2.5%	2.7%
対象となる事業主の範囲	従業員43.5人以上	従業員40.0人以上	従業員37.5人以上

区の実施「オフィス・サポーターの雇用」

区では、障がいのある職員の活躍を推進するとともに、区職員の共生社会の意識の醸成及び、業務能率の向上を図ることを目的として、令和3年度から、障がいのある方を対象とした会計年度任用職員(オフィス・サポーター)の採用を始めました。職務に集中できる職場環境の整備や、障がいの特性に応じた支援を充実させることで、職員の定着を図っています。

オフィス・サポーターの声

さまざまな業務を経験して成長することが、目標になりました。

みんなと協力して行う仕事にやりがいを感じます。



PICK UP!

④大田区立障がい者就労支援センター (障がい者総合サポートセンター内)の事業を紹介します♪

大田区立障がい者就労支援センターでは、次のことに取り組んでいます。

- 障がいのある方の、就労に関する相談や職業訓練など
- 大田区内外の関係機関との連携のためのネットワーク会議の開催
- 就労定着支援事業(就労者自助活動支援事業(「たまりば」事業)等)

「たまりば」事業とは

仲間と語り、リフレッシュできる場所を提供しています。カードゲームや仕事、趣味などを通してリフレッシュすることで、働く意欲の向上につながっています。

○開催日：毎週金曜日17時30分から19時30分まで



たまりばの様子

【主なネットワーク会議】

- 大田区障がい者就労促進担当者会議
- 大田区就労移行支援事業所連絡会
- 大田区職場体験実習実行委員会

利用者の声

「たまりば」での活動が楽しみです♪

仕事の悩みを聞いてくれるので助かります！

PICK UP!

⑤「おおむすび」の取組について



©大田区

「おおむすび」とは

区内の障がい者施設が連携し、利用者の工賃向上や社会参加を促す取組です。

具体的には、障がい者施設で作製しているお菓子や雑貨等の自主生産品の販売や、企業等からの軽作業を請け負っています。



おおむすび商品ハンドブック

おおむすび連絡会

区内の施設・関係機関が加盟しており、会議等をとおして、受注作業の紹介、分配や商品（自主生産品）の共同受注及び共同販売の販路拡大・開拓を、志茂田福祉センターが中心となっております。

地域と連携した活動

区内障がい者施設が協力し、区内商業施設及び区施設等で縁市場(販売会)を行っています。

また、民間企業と連携した利用者の絵画展の開催など、社会参加を促進しています。

ほかにも区内関連事業者等と連携し、事業者の商品販売を行い、工賃向上に取り組んでいます。



イベントの様子

ロゴマーク～3つの「お」～

平成28年度、大田区障がい者福祉施設の商品(自主生産品)販売促進を図る観点から、多摩美術大学の学生とのコラボにより「おおむすび」のロゴマークを創りました。

このロゴマークには、「(お)大田区」の「(お)客様」に商品を「(お)お気に入り」にさせていただき、未永くご愛顧いただきたいという想いが込められており、3つの「お」と縁起の良い水引の「結ぶ」をイメージしています。また、頭文字「O」の丸い形状から「O→円→縁」と、人と人のつながりのきっかけになるようにとの願いが込められています。



1-3-2 余暇活動の充実

施策の方向性

住み慣れた地域で自分らしく暮らしたいという希望に寄り添っていくためには、スポーツやレクリエーション活動などの余暇活動の機会や活動を通じた仲間づくり、地域とのつながりが重要です。

そこで、誰もが参加できるインクルーシブ※な余暇活動の充実を進め、レクリエーションなどを通して仲間と語らうことのできる環境の整備を図ります。また、障がい者スポーツの普及や理解の促進等に取り組めます。

区の主な取組

乳幼児期

学齢期

青年・成人期

高齢期

区の実施	概要	所管課
余暇活動の機会の提供	レクリエーションなどの余暇活動を通じた仲間づくりに加え、地域とのつながりの中での余暇支援を図ります。 世代や分野を超えて誰もが参加できる包括的(インクルーシブ※)な事業となるよう取り組めます。	○障がい者総合サポートセンター
障がい者スポーツの推進	障がい者スポーツの普及や理解の促進に取り組めます。また、障がい者がスポーツに親しむ機会を提供するとともに、健康の保持と増進を図ります。	○スポーツ推進課

PICK UP!

⑥障がい者スポーツの紹介



国際的な障がい者のスポーツ大会として、オリンピック終了後に行われるパラリンピックや、聴覚障がい者を対象としたデフリンピック、知的障がい者を対象としたスペシャルオリンピックスなど、様々な大会があります。

スポーツは、障がいの有無にかかわらず、誰もが実施できる活動であり、スポーツを継続することで、心身両面の健康増進につながることも明らかになってきています。すべての人に、スポーツに参画する機会が確保されるよう、身近な場所でスポーツを親しめる環境の整備が重要です。

パラリンピックとは

障がいのあるトップアスリートが出場できる世界最高峰の国際競技大会です。夏季・冬季大会それぞれ4年に一度、オリンピックの終了後に同じ場所で開催されます。

スペシャルオリンピックス (略称:SO)とは

知的障がいのある人たちに様々なスポーツトレーニングと、その成果の発表の場である競技会を年間を通じて提供している国際的なスポーツ組織です。

身近な障がい者スポーツ

区では、健康体操、ストリートダンス、カローリング、卓球等を種目とした障がい者スポーツ教室を実施しています。また、区内の様々な団体が、パラリンピックでも注目されたボッチャなどの、障がいの有無に関係なく楽しめるユニバーサルスポーツの教室を実施しています。

デフリンピックとは

聴覚障がい者の総合スポーツ競技大会で、夏季・冬季の世界大会が4年に一度開催されます。

2025年に初めて日本・東京で開催されます。1924年にパリで第1回デフリンピックが開催されてから100周年の節目となる大会になります。

大田区では、バスケットボールが、大田区総合体育館、ビーチバレーボールが、大森東水辺スポーツ広場ビーチバレー場で開催されます。

2025デフリンピックエンブレム

人々のつながりを意味する「輪」をテーマとしています。

デザインは、デフコミュニティの代表的なシンボルである「手」を表し、デフリンピックを通して競技と話題に触れ、互いの交流やコミュニティが「輪」のように繋がった先には、新たな未来の「花」が咲いていくことを表現しています。花は桜の花弁をモチーフとしています。



1-4 保健・医療支援体制の充実

1-4-1 保健・医療支援体制の充実

施策の方向性

地域で安心して暮らし続けるためには、気軽に相談・受診できるよう、保健・医療支援体制の充実を図ることが重要です。中でも、精神障がい者や難病患者、医療的ケア[※]が必要な方等に対しては、福祉分野だけではなく、保健・医療分野と緊密に連携し、情報共有を図ることにより、適切な支援につなげていくことが重要です。

このような状況を踏まえ、関係機関との連携を促進し、支援体制の充実を図っていきます。

区の主な取組

乳幼児期

学齢期

青年・成人期

高齢期

区の実施	概要	所管課
精神保健福祉地域支援推進会議の開催	精神障がいがあっても地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム [※] の構築を推進するために、保健・医療、福祉等の関係者で、長期入院患者の退院・地域生活への移行など、地域の課題を検討します。	○健康づくり課 ○障害福祉課 ○障がい者総合サポートセンター
難病対策地域協議会の開催	地域医療、保健、福祉等の関係者が連携して、難病患者を支える体制の構築に向けて課題を協議します。	○健康づくり課 ○地域健康課 ○福祉管理課
医療的ケア [※] 児・者支援関係機関会議の開催	医療的ケア [※] が必要な方の支援を充実させるため、関連分野の支援機関が連携し、情報交換、連絡等を行います。	○障害福祉課

1-5 障がい児支援の充実

1-5-1 保育の充実

施策の方向性

子育て中の保護者は様々な悩みや不安を抱えており、ニーズに合った、適切な保育を受けられる体制づくりを進めていくことが重要です。

令和3年9月に施行された医療的ケア[※]児支援法では、医療的ケア[※]児に対して、保育を行う体制の拡充が図られるよう、医療的ケア[※]児に対する支援についての検討や、医療的ケア[※]児が在籍する保育所等に対する支援を行うことなどが明記されています。

このような状況を踏まえ、心身に障がいのあるこどもが、安心して生活できる環境の中で、ほかのこどもとともに成長できるよう、障がいの特性に応じた関わりと、集団の中の一員としての関わりの両面を大事にしながら保育を行うとともに、医療的ケア[※]児受入体制の整備等の検討を進めていきます。

区の主な取組

乳幼児期

学齢期

区の取組	概要	所管課
統合保育の充実	こどもの望ましい発達を促すため、医師及び臨床心理士 [※] による巡回相談を実施し、保育園及び保護者の支援の充実を図ります。 また、医療的ケア [※] 児受入体制の整備等の検討を進めていきます。	○保育サービス課
学童保育室での受入体制の充実	心理職職員による巡回相談や、児童館等の職員に対する支援力向上研修を実施し、学童保育を必要とする要支援児童 [※] や、医療的ケア [※] 児の受入体制の充実や質の向上を図ります。	○子育て支援課

1-5-2 教育の充実

施策の方向性

教育支援体制の充実に当たっては、こどもの成長段階に応じた、適切な支援を切れ目なく行うとともに、保護者の不安を解消するため、専門的な観点から相談・助言を行うことが重要です。

また、令和3年9月に施行された医療的ケア[※]児支援法では、医療的ケア[※]児に対して、教育を行う体制の拡充が図られるよう、医療的ケア[※]児が在籍する学校に対する支援や、環境の整備を行うことなどが明記されています。

これらを踏まえて、心理職の教育相談員や、スクールカウンセラー[※]等による相談体制の充実を図ります。また、一人ひとりのニーズに応じた教育が受けられるよう、学びの場の整備を進めるとともに、学校、関係部局、医療機関等との連携を推進していきます。

区の主な取組

乳幼児期

学齢期

区の取組	概要	所管課
幼児教育相談の充実	幼児の保護者からの相談に対応するとともに、就学前機関の要請に基づき、学級運営上の相談に対応します。	○幼児教育センター
就学・教育相談の充実	心理職の教育相談員や、スクールカウンセラー [※] 等による相談体制の充実を図ります。また、必要に応じて、就学を予定している学校との面談等を実施し、入学に向けた支援を行います。	○学務課 ○指導課 ○教育センター
特別支援教育の充実	障がいのある児童・生徒一人ひとりに応じた教育が受けられるよう、特別支援学級・特別支援教室(サポートルーム) [※] の設置や、学校特別支援員や、医療的ケア [※] 児のための看護師等の配置等を行い、特別支援教育の充実に向けて取り組めます。また、適切な支援が行えるよう、学校、関係部局、医療機関との連携を、さらに推進します。	○学務課 ○指導課 ○教育センター

PICK UP!

⑦特別支援教育について

特別支援教育は、一人ひとりの障がいの特性や、発達の状態に応じてきめ細やかな指導を行い、社会生活に必要な能力を最大限に伸ばすことを目標としています。

障がいのある児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、児童・生徒一人ひとりのニーズを把握し、それに対応した適切な指導や支援を行うために、特別支援学級・特別支援教室(サポートルーム)[※]を設置しています。

教育センター教育相談室

心身に障がいのある(あると思われる)お子さん、発達上の特性のあるお子さんの特性や状況に応じて、どのような教育環境ならば、その子の持つ力を、より伸ばすことができるかについて、相談をお受けしています。

特別支援学級

次のとおり区立小・中学校に設置されています。(令和5年5月1日現在)

○固定学級(知的障害学級)

	学校数	学級数	児童数
小学校	16校	47学級	311人
中学校	10校	26学級	179人

○通級指導学級[※](弱視、難聴、言語障害学級)

	学校数	学級数	児童数
小学校(弱視)	1校	1学級	7人
小学校(難聴)	2校	2学級	19人
小学校(言語障害)	4校	9学級	117人
中学校(難聴)	1校	1学級	10人

令和6年4月1日から、大森東小学校に「自閉症・情緒障害特別支援学級」が設置されます。

特別支援教室(サポートルーム)[※]

通常の学級に在籍する知的発達に遅れがなく、発達障がいがある児童・生徒を対象として、自立活動の指導を行います。

区立小学校は、平成28年度から全校に設置しました。

区立中学校は、令和3年度から、全校設置となりました。



©大田区

特別支援学校

心身に障がいのあるお子さんのために、障がいの特性や、発達の状態に応じた教育を実施しています。幼稚部、小学部、中学部、高等部に分かれています。

区内には、都立矢口特別支援学校、都立田園調布特別支援学校、都立城南特別支援学校、都立大塚ろう学校城南分教室があります。

1-6 障がい特性に応じた支援の充実

1-6-1 発達障がい者支援の充実

施策の方向性

発達障がいの認知度向上等を受け、区における発達障がいの相談件数は増加傾向となっています。しかし、児童発達支援センター(大田区こども発達センターわかばの家)では、相談件数の増加や、相談から初回面接までの待機期間が課題となっています。また、近年では、大人になってから発達障がいと診断される方や、高齢期の発達障がいの方の課題も生じてきており、ライフステージを通じた支援の必要性が増しています。

実態調査によると、18歳未満の[発達]においては、障がいの早期発見・早期療育*のためには、専門家による相談の充実や、療育*機関での受入れの充実が必要との意見が多くなっていました。

こうした中、専門性のある支援を提供できるよう支援体制を構築していくことが望まれます。今後、支援を充実させていくために、保健・医療、教育等の関係機関と協力・連携しながら検討をすすめていきます。また、地域の実状を踏まえた支援が行えるよう、検討を進めていきます。

加えて、発達障がい者やその家族に対する支援を充実させるだけでなく、区民等への理解啓発を推進していきます。

区の主な取組

乳幼児期

学齢期

青年・成人期

高齢期

区の取組	概要	所管課
乳幼児健康診査等の実施	乳幼児健康診査及び乳幼児発達健康診査を行い、状況に応じて追跡観察あるいは専門機関の紹介、わかばの家などの関係機関との連携強化により、早期支援につなげます。	○健康づくり課 ○地域健康課
発達支援ネットワークの推進	発達障がい者に、切れ目のない支援を提供するため、教育委員会等の関係機関とのネットワークを強化します。 また、セルフプラン*の作成支援を行います。	○障がい者総合サポートセンター
発達障がいの理解啓発の推進	発達障がいの理解啓発のため、こども発達支援講演会等の開催や啓発用パンフレットの配布、ホームページによる情報提供等を行います。 発達障がいの特徴を理解し、こどもの特性に合わせた療育*につなげるため、専門家による相談支援を行います。	○障がい者総合サポートセンター
ペアレント・トレーニング*の実施	グループによる学習会を通じて、保護者がこどもの成長を正しく理解し、関わり方を身に付け、こどもがより適切な行動ができるよう早期支援につなげます。	○教育センター

PICK UP!

⑧発達障がい者支援の取組について

発達支援ネットワークの強化などの取組

【 】内は令和4年度実績

○大田区児童発達支援地域ネットワーク会議の開催【年4回開催】

発達に障がいやその疑いのあるこどもにとって、より望ましい支援が受けられるよう、区内の障害児相談支援事業所、障害児通所支援事業所等が連携強化を図っています。

○保護者向け講演会の開催【年2回開催】

発達障がいがあるお子さんの理解の仕方などを学ぶ場として開催しています。

○支援者向け講演会の開催【年1回開催】

こどもの発達や発達障がいの基本的な理解を深めるとともに、こどもの立場に立った対応方法やアプローチの仕方を学ぶ場として開催しています。

○就学支援シートの活用

本人の様子や配慮事項などを記入した就学支援シートを活用し、学校生活へのスムーズな移行を支援しています。

ライフステージに応じた啓発用パンフレット

発達障がいに対する正しい理解を深め、適切な支援へつなげるためにパンフレットを作成・配布しています。

幼児期、小学生、中学生・高校生、一般用の4種類あり、ライフステージごとのパンフレットとなっています。



児童発達支援センター(わかばの家)の役割について

児童発達支援センターに求められる役割

- ①地域の障がい児の発達支援の入口としての相談
- ②幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援
- ③地域の障害児通所支援事業所に対する専門的な支援
- ④地域のインクルージョン推進の中核としての機能

これからの取組

地域の発達支援の入口として、アウトリーチによる相談会の実施や相談内容により、適切な機関へ繋げていくなど、地域全体で大田区の実状に即した支援の構築に向けて検討していきます。



1-6-2 高次脳機能障がい※者支援の充実

施策の方向性

高次脳機能障がい※は見えない障がいと言われており、多様なニーズに対し切れ目のない支援を行っていくためには、障がいへの理解と、長期間にわたる保健・医療、福祉、教育、労働等の様々な分野の連携が重要です。

東京都の区市町村高次脳機能障害※者支援促進事業と連携して、障がい者総合サポートセンターに高次脳機能障がい者支援員※を配置し、本人とその家族に対する相談支援を実施するとともに、医療機関等の関係機関と連携しながら、支援の充実に取り組んでいきます。

区の主な取組

乳幼児期

学齢期

青年・成人期

高齢期

区の取組	概要	所管課
高次脳機能障がい※支援ネットワークの推進	高次脳機能障がい※者の多様なニーズに対し、切れ目のない支援を行っていくため、様々な分野の機関と連携したネットワーク事業を実施します。	○志茂田福祉センター ○障がい者総合サポートセンター
高次脳機能障がい※の理解啓発の推進	高次脳機能障がい※の理解啓発及び支援機関の周知のため、研修やパンフレットの配布等を行います。	○障がい者総合サポートセンター

2-1 相談支援体制の充実・強化

2-1-1 相談支援体制の充実・強化

施策の方向性

ひきこもりや8050問題※、親亡き後の不安、生活困窮、高齢化、障がい者と要介護の親の同居世帯への支援等、様々な複合課題※を抱えた世帯を支援することが求められています。このような状況において、障がい者やその家族等の相談先は、医療機関、行政機関のほか、保育・教育機関、相談支援事業所、福祉施設など、多様化しています。そのため、障がい者とその家族を中心として、その世帯に対して、関係機関で相互に連携した包括的な相談支援体制を充実させていくことが、ますます重要となっています。

このような状況を受け、関係機関が相互に積極的に連携し、分野横断の多機関連携によるチーム支援を強化するとともに、相談員の人材育成や、ピアサポーター※の養成等、相談支援体制の充実・強化に取り組んでいきます。

区の主な取組

乳幼児期

学齢期

青年・成人期

高齢期

区の取組	概要	所管課
相談支援体制の充実・強化	包括的な相談支援体制を充実・強化していくため、重層的支援体制整備事業※を実施し、区民の様々な相談を包括的に受け止めるとともに、分野横断の多機関連携によるチーム支援を強化します。 また、相談支援事業所連絡会や重層的支援会議等を実施し、相談事業者や関係機関との連携を強化した取り組みを行います。	○地域福祉課 ○志茂田福祉センター ○上池台障害者福祉会館 ○障がい者総合サポートセンター ○地域健康課
ピアサポーター※・相談員等の活動推進	ピアサポーター※の養成のほか、身体・知的・精神障害者相談員※研修を通じて、区職員との連携を図ります。	○障がい者総合サポートセンター

PICK UP!

⑨重層的支援体制整備事業における 包括的相談支援の強化について

重層的支援体制整備事業の目的

8050問題や、親亡き後の不安、生活困窮など複雑化・複合化した課題を抱えている世帯へは、一つの分野の制度利用や支援だけでは生活課題に十分に対応できず、多方面における包括的な支援が必要であることが分かってきました。こうした現状などを踏まえ、重層的支援体制整備事業の実施により、包括的支援体制を構築し、大田区らしい「地域共生社会の実現」を推進することを目的としています。

障がい・高齢・こども・生活困窮等の複雑化・複合化した課題に対して、大田区の強みである地域力を最大限に活かし、分野横断的な多機関連携によるチーム支援を強化していきます。

多機関連携によるチーム支援の強化

①困りごとを抱えた区民をチームで支援

既存の支援調整会議等の機能を強化するとともに、重層的支援会議を中心とした多機関連携によるチーム支援づくりを推進します。

②多機関で情報共有する仕組みづくり

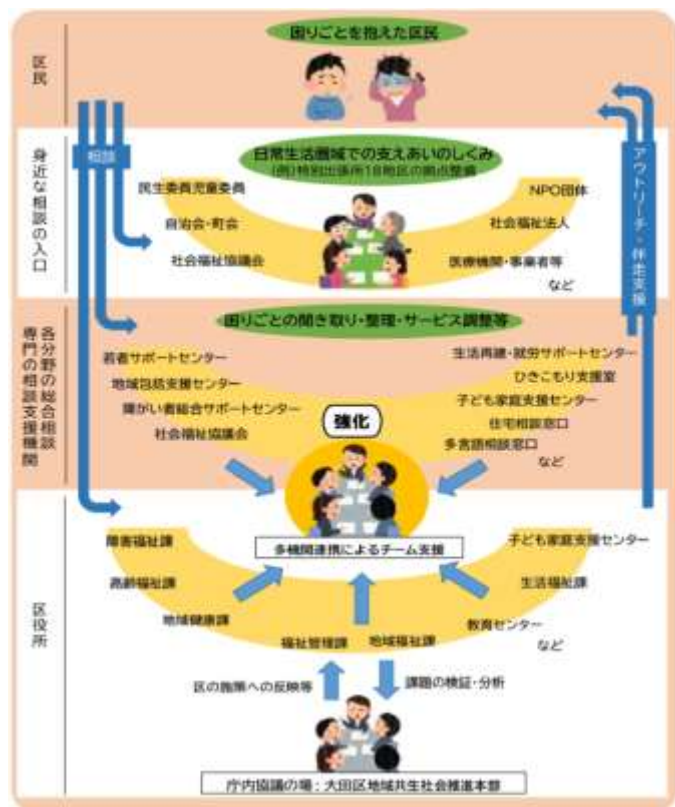
さまざまな区民の困りごとをキャッチし、関係機関同士の連携や、支援者側の気づきをさらに促進するよう、福祉DXを活用し、多機関で情報共有する仕組みづくりを進めます。

大田区重層的支援体制 整備事業実施計画

本計画により、具体的な区の考えや事業内容等を見える化し、示すことで関係機関との連携体制や、地域との協力体制を深めていきます。

「大田区地域共生社会推進本部」で進捗状況の管理を行うとともに、分野横断的な課題への検討・改善等を行い、毎年本計画の内容を更新・公表します。

包括的相談支援事業の構築イメージ



2-1-2 地域ネットワークの充実

施策の方向性

地域における多様なニーズに的確に対応し、様々な分野にわたる地域生活課題※を解決していくためには、行政機関と地域の関係機関等が一体となって有機的につながり、包括的な支援体制を構築していく必要があります。

そのためには、地域の様々な関係機関や事業者と地域生活課題※を共有し、解決に向けて連携・協働のためのネットワークを広げていくことが重要です。

障がい者総合サポートセンターをネットワークの核として、地域活動支援センターやNPO等の地域の活動団体と連携し、地域における支援体制の構築を進めていきます。

区の主な取組

乳幼児期

学齢期

青年・成人期

高齢期

区の実施	概要	所管課
地域ネットワークの構築の推進	地域において、居場所づくりを実施している団体や、地域活動支援センター等、様々な特徴・強みを持つ関係機関が相互につながり、多様なニーズに対応できるよう、地域ネットワークの構築を推進していきます。	○障害福祉課 ○障がい者総合サポートセンター
自立支援協議会※の開催	障がい者の地域における自立した生活を支援するため、障がいのある方や障がい福祉に関わる様々な分野の関係者が連携・協働して、地域の障がい福祉課題の、具体的な検討に取り組みます。	○障がい者総合サポートセンター

2-2 障がいへの理解促進

2-2-1 障がいを理由とする差別の解消の推進

施策の方向性

令和3年5月に障害者差別解消法[※]が改正され、令和6年4月1日から事業者における合理的配慮[※]の提供が「義務」へと改められます。一方で、令和4年度大田区区民意識調査によると、障害者差別解消法[※]を「知らない」と回答した方の割合は年々減少しておりますが、「内容まで知っていて、合理的配慮[※]を行った経験がある」、「内容まで知っているが、合理的配慮[※]等を行った経験はない」の割合は合わせて12.1%となっています。令和6年4月の改正法施行により、事業所も合理的配慮[※]の提供が義務化されるため、法律の内容についても認知度が向上するよう、一層の普及啓発が求められています。

このような状況の中、誰一人取り残さない社会的包摂[※](ソーシャルインクルージョン)の視点から、障がいのある人もない人も、お互いにその人らしさを理解し認めあいながら、ともに生きる社会の実現に向けて、障がいへの理解の促進に、より一層取り組んでいくことが求められています。

そこで、障がいへの理解を促進し、障害者差別解消法[※]の内容についての認知度向上を図るとともに、障がいを理由とする不当な差別的取扱いを無くし、建設的な対話と合理的配慮[※]の提供を通じて社会的障壁[※]が除去されるよう、地域の関係機関と連携しながら、区民等への啓発活動等に取り組んでいきます。

区の主な取組

乳幼児期

学齢期

青年・成人期

高齢期

区の実施	概要	所管課
障がい者差別解消支援地域協議会の開催	障がいを理由とする不当な差別の解消の推進に向けて、地域の関係機関と連携しながら、障がい者差別に係る情報の共有や検討を行い、合理的配慮 [※] の提供や区民等への啓発活動等に取り組めます。	○障害福祉課
障がい者差別解消のための啓発活動の推進	障害者差別解消法 [※] の普及啓発を図るため、啓発用パンフレットの作成・配布、区ホームページによる情報発信や職員向け研修を行います。	○障害福祉課
合理的配慮 [※] の推進	障害者差別解消法 [※] に基づき区職員をはじめ、事業者及び区民が、状況や障がいの程度等に応じた配慮や対応をするため、研修等を実施します。また、イベント等の開催に当たっても、さらなる合理的配慮 [※] の提供を推進します。	○障害福祉課 ○障がい者総合サポートセンター
心のバリアフリー [※] の促進	区立小中学校を対象に、区内障がい者関係団体が主体となり、障がい理解学習の支援を実施します。また、「心のバリアフリー [※] ハンドブック」の配布等による普及啓発を実施します。	○福祉管理課

PICK UP!

⑩障がいへの理解促進・心のバリアフリーについて

障害者差別解消法

障害者差別解消法で、求められていること

- 障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止
- 合理的配慮の提供

改正法により、令和6年4月1日から、事業者における「合理的配慮の提供」が、「義務」となります。

「合理的配慮の提供」とは

障がいのある人や家族などから何らかの配慮を求める意思表示があった場合、「社会的障壁(バリア)」を取り除くために過度な負担にならない範囲で、必要な配慮をすることです。申し出のあった方法では対応が難しい場合でも、建設的対話による相互理解を通じて、柔軟に対応することが大切です。

障がい者差別解消支援地域協議会の開催

大田区障がい者差別解消支援地域協議会は、障がい者、関係機関・団体、地域、民間事業所等が連携のもと、障がい者差別に係る情報を共有し、相互理解を図ること目的として設置しています。令和5年度は、協議会委員として民間事業所も参加し、公共交通機関等での合理的配慮の提供などの取組について、紹介していただき意見交換を行いました。

心のバリアフリーとは

不自由さや困りごとは、まちや社会を改善していくことに加え、まわりの人の理解と協力によって、少なくしていくことができます。

そのためには、お互いがどんなことで困っているのか、暮らしにくさを感じているのかを知り、それぞれの人が「できることをする」ことが必要です。

障がいへの理解促進に向けての取組

○心のバリアフリーハンドブックの作成

○障害者差別解消法のパンフレットの作成

より多くの人に周知・啓発を図るため、音声版や、わかりやすい版を作成しています。



○区立小中学校総合学習支援

区内障がい者関係団体が主体となり、総合的な学習の時間に障がい理解の学習を行っています。

○区民等への周知・啓発

ユニバーサルデザイン(UD)実践講座等の開催や、パンフレット等の配布などを通じて、普及啓発を行っています。

○福祉理解スキルアップ講座の開催

区役所全部局の職員を対象に、区職員に求められる役割等を学ぶことを目的として実施しています。

2-2-2 意思疎通支援※・情報保障※の促進

施策の方向性

大田区では、令和2年9月に「大田区手話言語及び障害者の意思疎通に関する条例」を制定し、令和4年5月には、「障害者情報アクセシビリティ※・コミュニケーション施策推進法※」が施行されました。この法律では、障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を推進する際の指針が示されています。

こうした中、相談窓口や、災害時における避難所等において、障がい特性に応じた意思疎通を図ることや、障がいの有無にかかわらず等しく情報取得が可能となるよう、情報発信することが求められています。

このような状況等を踏まえながら、手話が言語であることの理解及び、障がいの特性に応じた意思疎通手段の利用や、情報保障※を促進します。

区の主な取組

乳幼児期

学齢期

青年・成人期

高齢期

区の実施	概要	所管課
意思疎通支援※の充実	聴覚や、失語症などの音声・言語機能、視覚、知的等の障がいがある方の、それぞれの障がい特性に応じた意思疎通支援の取組を推進していきます。手話通訳者の配置や、手話通訳及び要約筆記※者の派遣などの意思疎通支援事業、わかりやすい日本語での表現、コミュニケーション支援ボード(指さしシート)※の活用などに取り組みしていきます。 また、手話講習会の実施により、手話通訳者の養成・確保に努めます。	○障害福祉課 ○障がい者総合サポートセンター
「大田区手話言語及び障害者の意思疎通に関する条例」の周知・啓発活動の推進	「大田区手話言語及び障害者の意思疎通に関する条例」に基づき、手話が言語であることの理解及び、障がいの特性に応じた意思疎通手段の利用の促進のため、地域の関係機関と連携し、啓発用パンフレットの作成・配布、ホームページによる情報発信や職員向け研修を行います。	○障害福祉課
情報保障※の促進	「障がい者福祉のあらし」やパンフレット、ホームページ等を活用し、障害福祉サービス等に関する情報提供を推進します。 また、印刷物等への音声コードやルビの掲載、音声版及び点字版の作成など、障がいのある方に配慮した情報保障※を促進します。 令和4年3月に作成した区職員向け「障がいのある人に対する情報保障※のためのガイドライン」の見直し・更新を行うとともに、ガイドラインの活用を促進します。 また、音訳・点訳者養成講座の実施により、人材の養成・確保に努めます。	○障害福祉課 ○障がい者総合サポートセンター

PICK UP!

⑪意思疎通支援・情報保障の促進について

大田区手話言語及び障害者の意思疎通に関する条例

大田区手話言語及び障害者の意思疎通に関する条例を令和2年9月に制定しました。

この条例は、手話が言語であることへの理解を促進するとともに、手話に限らずそれぞれの障がいの特性に応じた多様な意思疎通手段の利用を促進することにより、障がいのある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重しあいながら共生する地域社会の実現を目的としています。

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法*

令和4年5月25日、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法*が公布・施行されました。

この法律には、基本的な考え方として、障がいの特性に応じた情報の取得・利用や、意思疎通の手段を選択できるようにすることや、障がいのある人も、障がいのない人と同じときに、同じ内容を取得できるようにすることなどが掲げられています。

区の実践紹介

○耳マーク、筆談ボード、コミュニケーション支援ボードの設置

令和3年度に各課の窓口を設置しました。



○印刷物等への音声コードの掲載、音訳版の作成等

○各講習会の実施

手話講習会(初級・中級・上級・通訳養成課程)や、要約筆記啓発講座、音訳者・点訳者養成講座、中途失聴・難聴者のコミュニケーション講座などを実施しています。

○区職員への周知・啓発

令和4年度に、職員向け「障がいのある人に対する情報保障のためのガイドライン」を作成しました。毎年、区役所全所属の職員を対象とした研修などを行い、障がい特性を理解した配慮が行えるよう、周知・啓発を行っています。

2-2-3 地域との交流の充実

施策の方向性

誰一人取り残さない包摂*型の地域社会のためには、生活する身近な地域において、障がい理解を一層促進していくことが重要です。

そこで、地域住民に対して障がいへの理解を深めるため、啓発活動を推進するとともに、地域活動に関心を持った区民が活動の一步を踏み出せるきっかけづくりとなるよう、参加・交流できる機会を提供します。

区の主な取組

乳幼児期

学齢期

青年・成人期

高齢期

区の実施	概要	所管課
障がい理解促進事業の実施	障がいのある人もない人もお互いに理解し認めあいながら、支えあっていく地域づくりのため、地域住民に対して、障がいへの理解を深めるための啓発活動を推進します。	○障害福祉課 ○障がい者総合サポートセンター
地域交流事業の実施	障がい者施設で実施する施設まつりや、地域住民や近隣の関係機関と協働した交流事業等を通して、障がいのある人もない人もお互いに交流できる機会を提供します。	○障害福祉課 ○志茂田福祉センター ○上池台障害者福祉会館 ○障がい者総合サポートセンター

3-1 防災・防犯対策の推進

3-1-1 災害時相互支援体制の整備

施策の方向性

実態調査によると、災害があったときに困ることとして、「実際に被害にあったとき、どう行動していいかわからない」が上位となっています。災害が発生した場合を想定し、発災前の事前の備えを進めていくことが必要です。

また、地域や防災の関係者が連携して、障がい特性に応じた実効性の高い支援体制の整備を進めることが求められています。

このような状況を踏まえ、避難行動要支援者名簿[※]の登録・更新の勧奨や、個別避難計画[※]の作成を推進するとともに、地域で協力して助けあう関係づくりに向けた防災訓練や講習会を実施します。

区の主な取組

乳幼児期

学齢期

青年・成人期

高齢期

区の実施	概要	所管課
避難行動要支援者及び要配慮者 [※] 支援の推進	災害時に自力で避難することが困難な方を対象に、避難行動要支援者名簿 [※] を作成し、本人の同意に基づいて、避難支援等関係者に配付します。また、避難行動要支援者の状況を把握し、避難先や支援者を確保していくことで、避難の実効性を高めることを目的として、個別避難計画 [※] の作成を推進します。 さらに、要配慮者 [※] 支援の方法や、支援組織の拡充等に取り組んでいきます。	○防災危機管理課 ○福祉管理課 ○障害福祉課 ○地域福祉課
災害時の自助 [※] 及び相互支援意識の普及啓発	様々な災害に備え、家庭内での備蓄やヘルプカード [※] の活用、区民や要配慮者 [※] とその家族及び支援者を対象とした、マイ・タイムライン [※] 講習会等を通じて、自助 [※] 意識の一層の向上を図ります。 また、地域において、協力して助け合える関係づくりに向け、防災訓練等の機会を通じて、災害時の相互支援意識を啓発します。	○防災危機管理課 ○福祉管理課 ○障害福祉課

PICK UP!

⑫災害時のいざというときの備えが大切です

各ご家庭での在宅避難を継続するためにも、最低でも3日分、できれば1週間分の備蓄をしましょう。また、いざというときにすぐ避難できるよう、最小限の必需品を用意した非常用持出袋をすぐ取り出せる場所に保管しておきましょう。

マイ・タイムライン

台風などの風水害が発生したときに、「いつ」「誰と」「何をするか」を整理しておく個人の避難行動計画です。

災害が発生する前に作成しておくことで、いざというときに慌てず、落ち着いて避難行動をとることが期待できます。

区では、マイ・タイムラインの作成をサポートするため、要配慮者を対象とした講習会や、地域のみなさまや小学生に対して、出前形式の講座などを実施しています。

個別避難計画

災害発生時に、避難行動要支援者(高齢者や障がいのある方等)の方が避難できるよう、「避難先」「避難経路」「避難時の支援者」を記入する計画です。

区では、本人・地域記入又は区が優先的に支援する方法で作成を進めています。

地域での訓練の取組

自治会・町会等の地域住民と、区、消防署などが連携し、地域で防災訓練を行っています。区では、地震体験車(起震者)による地震時の初期担当訓練の指導や、防災講話、訓練用資機材の貸し出しなどを行っています。

また、災害についての理解を深めるための講演会を開催しています。より多くの人に知ってもらえるよう、YouTubeの期間限定配信や、DVDの貸し出しなどを行っています。

ヘルプカード

災害時等における自助・共助のためのツールです。自身の情報を記入した「ヘルプカード」を身に付けておくことで、どんな障がいがあって、どんなサポートが必要か、また、かかりつけ医や服薬中の薬、発作への対応の仕方等が分かり、いざというときに役立ちます。

避難行動要支援者名簿

名簿は、「消防署、警察署、民生委員児童委員、自治会・町会等」に提供し、平時は災害に備えた見守り活動等に、災害時は避難支援などが円滑に行われるように役立てています。

区公式「大田区防災アプリ」

○避難情報機能・お知らせ機能

避難情報や、避難所の開設状況の確認や、通知を受け取ったりできます。

○防災マップ機能

ハザードマップや、近くの避難所を確認できます。

○コミュニティ機能

利用者同士が掲示板で、自由に情報共有することができます。



アプリアイコン



3-1-2 福祉避難所[※]等の体制整備

施策の方向性

避難先でのニーズや障がい特性に応じた避難場所の整備に向けて、福祉避難所[※]等の開設や運営、備蓄品の整備、避難場所の運営マニュアルの作成・検証、訓練の実施等を進めていきます。

区の主な取組

乳幼児期

学齢期

青年・成人期

高齢期

区の実施	概要	所管課
福祉避難所 [※] 等の運営・検証	福祉避難所 [※] の開設及び運営を円滑に行うために、各施設等に衛生用品、防災備蓄消耗品等の備蓄品を配備するとともに、運営マニュアルの検証、訓練の実施等を推進します。 また、学校避難所(水害時緊急避難場所)に設置している、要配慮者 [※] スペースの開設訓練等を、学校避難所訓練等と連携し、実施していきます。	○防災危機管理課 ○福祉管理課 ○障害福祉課 ○志茂田福祉センター ○上池台障害者福祉会館 ○障がい者総合サポートセンター

PICK UP!

⑬要配慮者の方の避難所について

要配慮者スペース

避難所において、一般スペース(体育館等)で過ごすことが困難な方のためのスペースです。要配慮者スペースでは、段ボールベッド、ジョイントマット等の備品を配備しています。

また、要配慮者の特性に応じた伝達方法で情報を提供します。避難者受入れや、備品の確認など、避難所ごとに訓練を行っています。



段ボールベッド組み立て訓練の様子

福祉避難所

災害発生時に小・中学校等の避難所で避難生活を送ることが極めて困難な方(高齢の方や障がいのある方等)が、一時的に避難生活を送るための避難所です。福祉避難所は高齢者施設や障がい者施設などで開設します。

3-1-3 防犯対策の充実

施策の方向性

障がい者施設等に対し、防犯設備の設置や防犯マニュアルの作成等の取組を促進していきます。
また、様々な詐欺等の犯罪が発生していることを受け、特殊詐欺^{*}等の傾向や具体的な手口及び、その防止策等について啓発活動を行い、被害に遭わないよう支援を進めていきます。

区の主な取組

乳幼児期

学齢期

青年・成人期

高齢期

区の実施	概要	所管課
福祉施設等の安全体制の確保	障がい者施設等における利用者の安全確保を図るため、防犯に対する取組を促進します。	○障害福祉課
特殊詐欺 [*] 等防止のための啓発活動の推進	特殊詐欺 [*] や消費者トラブル等の被害に遭わないように、警察等と連携し、具体的な手口やその防止策等について、啓発活動を行います。	○防災危機管理課 ○地域力推進課 ○障害福祉課

3-2 権利を守るまちの実現

3-2-1 障がい者虐待防止等の推進

施策の方向性

障がい者への虐待は、人としての尊厳を傷つけるものであり、自立や社会参加のためにも虐待を防止することはとても重要です。令和3年度障害福祉サービス等報酬改定において、障がい者虐待防止のさらなる推進のため、令和4年度から事業所に対し、「従業員への研修の実施」、「虐待防止等のための責任者の設置」、「虐待防止委員会の設置」について、運営基準に明記することを義務化しています。

これらを踏まえて、障がい者虐待の未然防止、早期発見・早期解決のための支援や、養護者に対する支援、啓発活動に取り組んでいきます。

区の主な取組

乳幼児期

学齢期

青年・成人期

高齢期

区の実施	概要	所管課
障がい者虐待防止のための啓発活動の推進	障がい者虐待の未然防止のため、障がい者虐待防止パンフレットの配布等により、区民、事業者、障がい者、家族等に向けて、啓発活動を行います。	○障害福祉課 ○地域福祉課 ○障がい者総合サポートセンター
障がい者虐待への対応	障がい者虐待の早期発見、早期解決、虐待を受けた障がい者の保護及び養護者に対する支援など、障がい者虐待への対応を行います。	○障害福祉課 ○地域福祉課 ○障がい者総合サポートセンター

3-2-2 成年後見制度※等権利擁護支援の充実

施策の方向性

成年後見制度※の利用促進に当たっては、制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活の継続や、本人の地域社会への参加等の、ノーマライゼーション※の理念を考慮することが重要です。

このことを踏まえ、「成年後見制度※利用促進中核機関※」である、おおた成年後見センター(大田区社会福祉協議会※)と連携しながら、本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護を重視するとともに、成年後見制度※以外の権利擁護支援による対応の可能性も考慮したうえで、適切に成年後見制度※が利用されるよう、周知や利用促進に取り組みます。さらに、成年後見制度※等の正しい共通理解の促進や、多様な主体の参画・活躍、機能強化のためのしくみづくりの視点をもって、地域連携ネットワークづくりに取り組みます。

区の主な取組

乳幼児期

学齢期

青年・成人期

高齢期

区の実施	概要	所管課
権利擁護支援の推進	支援者が対応に悩むケースや複雑な課題のあるケースに対し、専門職を交えた場で、専門的知見や法的根拠をもとに、多角的な視点で権利擁護に関する支援方針を検討する、権利擁護支援検討会議を活用し支援します。 障がい者の場合、制度利用が長期にわたることが見込まれ、その時々本人の状況や、環境の変化等に応じた支援が必要です。 成年後見人等が選任された後も、必要に応じてモニタリング※を行い、本人主体の意思決定支援方針への助言等、後見人等を含むチーム支援を継続的に行っていきます。	○福祉管理課 ○障害福祉課
成年後見制度※利用促進のための協議会運営	支援が必要な人へ適切な支援が行き届き、権利擁護が図れるよう、地域連携ネットワークを構築するため、専門職団体等の地域の関係者が連携し、地域課題の検討・整理・仕組みづくりに向け、継続的に協議します。	○福祉管理課 ○障害福祉課
老いじたく※への支援 ～親あるうちの備え～	大田区社会福祉協議会※と連携して「老いじたく※」に関する総合的窓口を開設し、相続、遺言、不動産等の、具体的な相談に応じるための、専門家による相談会を実施します。	○福祉管理課

PICK UP!



©大田区

※掲載内容については、各課と調整中です。

成年後見制度等権利擁護支援について



©大田区

令和2年4月に、区と大田区社会福祉協議会が連携し、大田区成年後見制度利用促進中核機関を設置しました。制度の周知・理解啓発をはじめ、権利擁護支援の相談に対応しています。また、地域福祉課、地域健康課、基幹相談支援センター、地域包括支援センター等とも連携し支援が必要な方を早期に発見し、必要な支援に繋げています。

大田区成年後見制度等利用促進の取組

○成年後見制度等利用促進協議会の開催(年2回開催)

地域で権利擁護支援にあたる各関係団体と地域連携ネットワークを構築し、権利が擁護される地域づくりを進めています。

○権利擁護支援検討会議の開催(月1回開催)

支援者が対応に悩むケースや、複雑な課題のあるケースに対して、弁護士等の専門職の法的知見やアドバイスを得て、本人に寄り添ったチーム支援の方針を検討しています。

○区民向け周知・啓発

成年後見制度チラシ等を配布し、周知・啓発に取り組んでいます。

○支援者・職員向け周知・啓発

権利擁護支援の手引き、成年後見制度パンフレット等を、区職員及び障がい者施設、事業所等に配布し、周知・啓発に取り組んでいます。

○利用支援事業(報酬助成)

成年後見制度の利用において、成年後見人等の報酬を負担することが困難な方に、報酬に係る費用を助成することにより、高齢者や障がい者の福祉サービスの利用を支援しています。

区民向け「成年後見制度チラシ」は、高齢者・障がい者の相談窓口、特別出張所、図書館等で配布しているぴよん。



©大田区

老いじたく推進事業について

【 】内は令和4年度実績
「人生100年時代」と言われる今日、生涯を安心していきいきと暮らせるよう、区では老いじたくを推進しています。

主な取組

- 老いじたく相談会【年43回開催】
- 老いじたく合同相談会【年2回開催】
- 老いじたくセミナー【年4回開催】
- 老いじたく講演会【年1回開催】
- 老いじたくパンフレット・チラシの作成・配布



3-2-3 ユニバーサルデザイン※のまちづくりの推進

施策の方向性

全ての人にやさしく使いやすい、ユニバーサルデザイン※のまちづくりの推進が求められています。

区民一人ひとりがユニバーサルデザイン※の視点から、まちづくりに積極的に参画し、障がい者や高齢者、育児中の方や外国人等への理解を深め、誰もが自由に社会参加でき、お互いに支えあう地域共生社会※の実現をめざしていきます。

また、「大田区移動等円滑化促進方針」及び「大田区バリアフリー※基本構想 おおた街なか“すいすい”プラン」に基づき、バリアフリー※化を推進していきます。

区の主な取組

乳幼児期

学齢期

青年・成人期

高齢期

区の取組	概要	所管課
地域力※を活かしたまちづくりパートナー活動の推進	ユニバーサルデザイン※のまちづくりを進めるために、区民に「おおたユニバーサルデザイン※のまちづくりパートナー(UD パートナー)」として 事前に登録していただき、道路・公園・建物や 窓口サービスなどの点検活動を行います。	○福祉管理課 ○施設整備課 ○都市基盤管理課
移動等円滑化の促進	バリアフリー※法に基づき、「大田区移動等円滑化促進方針」及び「大田区バリアフリー※基本構想おおた街なか“すいすい”プラン」を策定し、バリアフリー※に関する方針やバリアフリー※整備を推進する重点整備地区を指定し、面的・一体的な移動等円滑化に取り組みます。また、学識経験者、高齢者団体、障がい者団体、事業者及び行政からなる「大田区移動等円滑化推進協議会」を開催し、移動等円滑化のさらなる推進に向けた意見交換を行います。	○都市計画課

第4章

障害福祉サービス等の推進

※見込量等については、今後の予算等を踏まえて変更となる可能性があります。

1 障害福祉サービス等の提供体制の確保に向けて

(1) 地域生活支援拠点等の機能の充実

これまで区では、障がい者総合サポートセンターを多機能拠点として整備するとともに、障がい者の地域での暮らしを支える機能を充実させるため、障がい者総合サポートセンターを中心として障害者支援施設、障害福祉サービス事業所、相談支援事業所等との連携を深め、面的な体制整備を進めてきました。

また、令和3年度には、医療的ケア[※]も含む重症心身障がい者[※]の利用が可能なグループホーム[※]を開設し、緊急時の受入・対応が可能となつばさホーム前の浦では短期入所事業を開始しました。さらに、大田区立障害者福祉施設整備基本計画に基づき短期入所事業の充実を進めています。

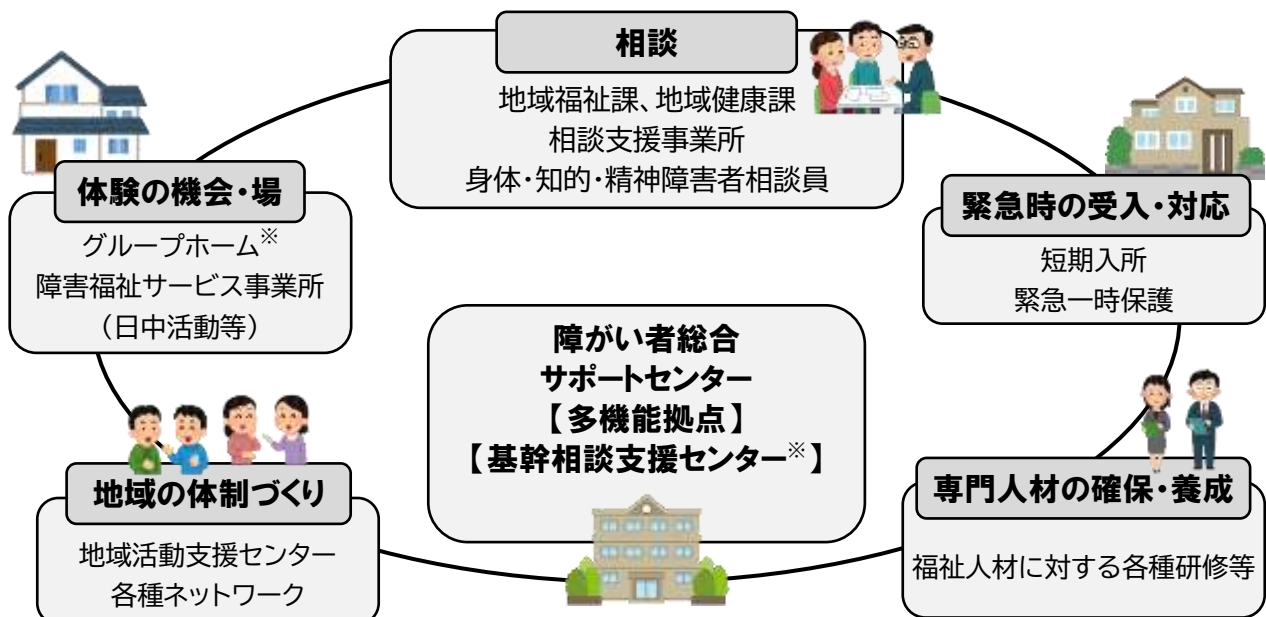
このような取組を進めてきた中、国の指針においては、地域生活支援の充実のために、地域生活支援拠点等へのコーディネーターの配置等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進めることや、支援実績等を踏まえて運用状況の検証を年1回以上実施することなどが示されています。

今後、区においては、地域生活支援拠点等の各機能を強化し、さらなる充実を図るとともに、各機能の運用状況を、本計画のPDCAサイクル[※]に基づき、「大田区障がい施策推進会議」で検証・評価を行っていきます。

成果目標を達成していくための主な個別施策

- 1-1-2 緊急時の受入体制の充実（71ページ）
- 2-1-1 相談支援体制の充実・強化（89ページ）
- 2-1-2 地域ネットワークの充実（91ページ）

図表 4-1 区の地域生活支援拠点等のイメージ



地域生活支援拠点等の機能

地域生活支援拠点等とは、障がい者や介護者の高齢化、障がいの重度化等が進む中、障がい者の地域における暮らしを支えるための機能（「1 相談」、「2 緊急時の受入・対応」、「3 体験の機会・場」、「4 専門的人材の確保・養成」、「5 地域の体制づくり」）を備えた体制のことをいいます。

地域生活支援拠点等の整備については、地域の実情を踏まえて各区市町村が行うこととされています。区では、地域における複数の機関が分担して機能を担う「面的な体制整備型」、5つの機能を集約した「多機能拠点整備型」の併用型として整備しました。

令和4年12月の障害者総合支援法の改正に伴い、令和6年4月1日から地域生活支援拠点等は、障害者総合支援法における地域生活支援事業^{注5}に位置付けられます。

図表 4-2 区の地域生活支援拠点等の各機能の内容

機能	内容
1 相談	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がい者総合サポートセンターにおける専門相談等の実施（相談支援専門員[※]の配置、臨床心理士[※]等による専門相談の実施） ● 障がい者総合サポートセンターを中核とした相談支援体制（相談支援事業所連絡会の開催、身体・知的・精神障害者相談員[※]等との連携） ● 障がい者就労支援センター（障がい者総合サポートセンター内）による就労に関する相談支援 ● 重層的支援体制整備事業[※]における包括的相談支援
2 緊急時の受入・対応	<ul style="list-style-type: none"> ● 短期入所（大田区障害者福祉施設整備基本計画に基づく、短期入所事業の拡充） ● 緊急一時保護
3 体験の機会・場	<ul style="list-style-type: none"> ● グループホーム[※]（体験型グループホーム[※]） ● 日中活動の場（大田区障害者福祉施設整備基本計画に基づく、区立施設の機能の見直し・強化）
4 専門的人材の確保・養成	<ul style="list-style-type: none"> ● 大田区福祉人材育成・交流センターの機能設置 ● 障がい者総合サポートセンターにおける専門的人材の育成
5 地域の体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 自立支援協議会[※] ● 居住支援協議会 ● 医療的ケア[※]児・者支援関係機関会議 ● 精神保健福祉地域支援推進会議 ● 障がい者就労促進担当者会議 ● 職場体験実習実行委員会 ● 就労移行支援事業所連絡会 ● 相談支援事業所連絡会 ● 障がい者グループホーム[※]連絡会 ● 児童発達支援地域ネットワーク会議 等

注5：地域生活支援事業の、必須事業及び任意事業については、128 ページから 131 ページに掲載しております。

(2) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

前計画においては、令和元年度末における施設入所者501人のうち、令和5年度末までに、20人以上が地域生活に移行すること、そして令和5年度末時点の施設入所者数が493人となることを目標として、地域移行に向けた支援を進めてきました。

地域生活に移行した人の数は、令和2年度に3人、令和3年度に6人、令和4年度に6人であり、令和4年度末までに合計15人となっています。また、施設入所者数については、令和4年度末時点で491人となっており、令和元年度末時点と比較して10人の減少となっています。

国の指針においては、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が令和8年度末までに地域生活へ移行するとともに、令和4年度末時点の施設入所者数を令和8年度までに5%以上削減することが示されています。

入所待機者の状況等の区の実状を踏まえて、本計画においては、令和4年度末時点における施設入所者のうち、令和8年度末までに、29人が地域移行支援や地域定着支援、自立生活援助等を利用して地域生活に移行すること、令和8年度末時点の施設入所者数を456人とすることを目標とします。そのために、都の地域移行促進コーディネーター[※]と連携して、地域での生活を希望する方の地域移行に向けた支援を進めていきます。また、重度の障がい者が利用可能なグループホーム[※]の整備を積極的に検討していきます。

成果目標を達成していくための主な個別施策

- 1-2-1 居住の場の確保・充実（75ページ）
- 1-2-2 地域生活移行支援の充実（76ページ）
- 2-1-1 相談支援体制の充実・強化（89ページ）

図表 4-3 福祉施設の入所者の地域生活への移行に関する目標

項目	令和8年度末目標
施設入所者のうち地域生活に移行する者の数	令和4年度末から 29人
施設入所者数	456人

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

前計画では、福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する方の数として、令和5年度末に165人を目標としました。

区では、障がい者就労支援センター(障がい者総合サポートセンター内)を中核として、ハローワーク、特別支援学校、障がい者施設等、関係機関と連携した就労支援に取り組んでいます。昭和51年度から、直営授産施設[※]で行っていた就労支援を背景として、平成2年度に障害者就労促進・定着事業として位置づけ、先駆的に一般就労への移行支援を推進してきたところです。

その結果、福祉施設利用者のうち就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行した人の数は、令和3年度は120人、令和4年度は110人となっています。また、令和4年度実績110人のうち18人は、区市町村障害者就労支援事業[※]によって一般就労に移行しています。

このような中、国の指針においては、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とすることや、就労定着支援事業利用終了後の就労定着率が7割以上となる事業所を2割5分以上とすることなどが新たに示されました。

以上の実績や制度変更等を踏まえた上で、区においては、本人及び企業等への就労促進や就労定着等の支援の充実を図るため、ネットワーク事業等を通じて、一般就労への移行を推進していきます。

成果目標を達成していくための主な個別施策

- 1-1-1 日中活動の場の整備 (70ページ)
- 1-3-1 就労支援の充実 (77ページ)
- 2-2-1 障がいを理由とする差別の解消の推進 (92ページ)

図表 4-4 福祉施設から一般就労への移行等に関する目標

項目	令和8年度末目標
福祉施設から一般就労への移行者数 [※]	177人
就労移行支援事業から一般就労への移行者数	137人
就労継続支援A型事業から一般就労への移行者数	2人
就労継続支援B型事業から一般就労への移行者数	12人
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所	9割以上
就労定着支援事業の利用者数	197人
就労定着率7割以上の就労定着支援事業所	9割以上

※ 区市町村障害者就労支援事業[※]を含む目標値です。

(4) 障がい児支援体制の整備等

これまで区では、障がい児支援体制の整備に向けて、関係機関との連携強化、事業所の運営支援等の取組を進めてきました。

前計画においては、令和3年度末までに主に重症心身障がい児[※]を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を開設すること、令和5年度末までに医療的ケア[※]児等に関するコーディネーターを配置することを目標として、取組を進めてきました。令和3年4月に、既存の施設を活用し、医療的ケア[※]が必要な障がい児等を対象とした児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業を実施する事業所を開設しました。また、「医療的ケア[※]児・者支援関係機関会議」を年2回開催し、関係機関の連携、情報交換、連絡等を行うとともに、専門部会を新たに設置しました。

以上の実績等を踏まえ、区においては、主に重症心身障がい児[※]を対象とした児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業を新規に開設する事業者への支援を引き続き行います。また、医療的ケア[※]が必要な障がい者が心身の状況に応じた適切な支援を受け、安心して生活を営むことができるよう関係機関が互いに連携し、情報交換等を行うことを目的として、「医療的ケア[※]児・者支援関係機関会議」を引き続き開催するとともに、医療的ケア[※]児等に関するコーディネーターの配置に向けた検討を進めていきます。

成果目標を達成していくための主な個別施策

- 1-4-1 保健・医療支援体制の充実（82ページ）
- 1-5-1 保育の充実（83ページ）
- 1-5-2 教育の充実（84ページ）

(5) 発達障がい者支援事業の推進

前計画においては、発達障がい者及びその家族等が、発達障がいの特性を理解し、必要な知識や適切な対応方法を身に付けていけるよう支援に取り組んできました。

具体的には、発達障がいの早期発見のために、保健所において乳幼児発達健康診査等を実施しています。さらに、保護者に向けたペアレント・トレーニング[※]のほか、発達障がいの理解啓発のために保護者や区民等を対象とした講演会の開催、ライフステージごとの啓発パンフレットの配布などを行っています。また、「児童発達支援地域ネットワーク会議」等を開催し、関係機関との連携強化に努めてきました。学校教育の場面においては、学級担任等の指導の質を向上させるため、発達支援アドバイザーが各小学校を訪問し、助言や補助等を行っています。

こうした状況の中、今後さらなる質の向上が求められており、専門性のある支援を提供できる体制を構築していくことが望まれます。支援を充実させていくためには、こどもの特性を踏まえた障害児支援利用計画[※]の策定を基本とし、支援を担う人材の育成、療育[※]の評価と支援事業の検証が重要です。計画相談をはじめ、支援を担う人材の育成は、基幹相談支援センター[※]のネットワークを活用するとともに、大田区福祉人材育成・交流センターと連携しながら検討を行います。また、療育[※]の質の向上をめざし、関係部局や関係機関と協力しながら調査研究を進めていきます。加えて、地域の実状を踏まえた支援が行えるよう、検討を進めていきます。

具体的には、引き続き、発達障がいの理解啓発や、教育委員会をはじめとした関係機関とのネットワークの強化に取り組みます。また、発達障がい者やその家族への支援の充実をめざし、ペアレント・トレーニング[※]の充実や、ペアレントメンター[※]の育成、セルフプラン[※]の作成支援等に取り組んでいきます。

成果目標を達成していくための主な個別施策

- 1-5-2 教育の充実（84ページ）
- 1-6-1 発達障がい者支援の充実（86ページ）

図表 4-5 発達障がい者支援事業の推進に関する目標

項目	令和8年度目標
ペアレント・トレーニング [※] 等の実施者数	年85人以上

(6) 相談支援体制の充実・強化

これまで区では、基幹相談支援センター※である障がい者総合サポートセンターを中核として、相談支援体制の充実・強化を進めてきました。また、令和5年度からは、重層的支援体制整備事業※を実施し、包括的な相談支援体制の構築を推進しています。複合課題※を抱えた世帯を支援するため、関係機関が連携しチーム支援による包括的な相談支援体制の構築を推進してきました。また、複合課題※を抱えた世帯を支援するために、重層的支援会議を実施するなど、関係機関が連携しチーム支援を進めています。

このような中、国の基本指針においては、相談支援体制の充実・強化のために、新たに自立支援協議会※における相談支援事業所の参加による事例検討実施回数等の見込みを設定することなどが示されました。

本計画では、障がい者総合サポートセンターが、今後より一層、基幹相談支援センター※として各事業者への専門的な助言・支援、連携強化等に取り組むことができるよう、地域の相談支援事業者等との適切な役割分担を行うとともに、身近な相談相手である民生・児童委員や身体・知的・精神障害者相談員※等と協力しながら、相談支援体制の充実・強化を図っていきます。

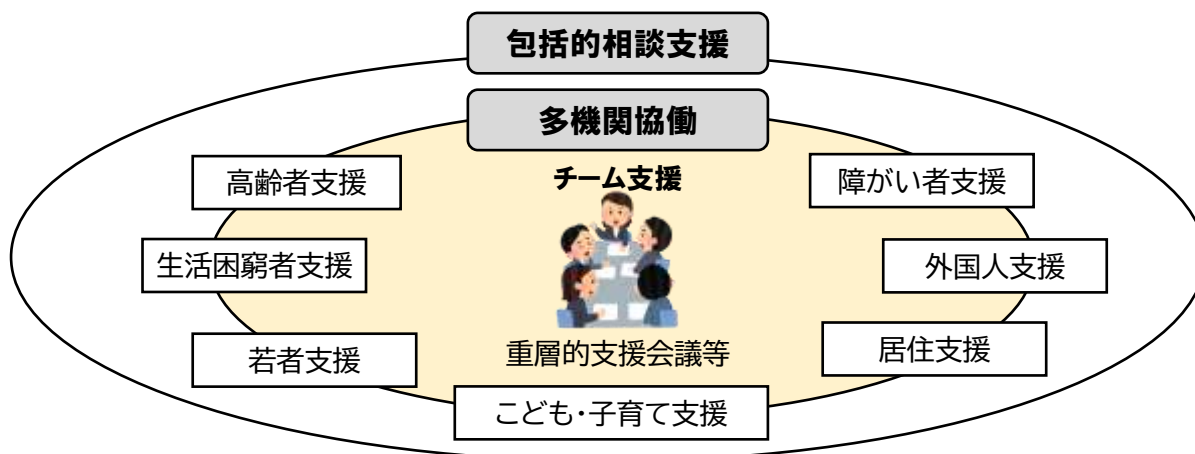
また、複合課題※を抱えた世帯へは、その世帯が抱える課題を的確に把握するとともに、課題に応じて関係機関が連携し、分野横断の包括的なチーム支援を推進していきます。

さらに、区では、障がい者の地域における自立した生活を支援するため、相談支援事業をはじめ、地域の障がい福祉の課題について具体的な検討を行うことを目的として「大田区自立支援協議会※」を設置しています。今後も、障がいのある方や障がい福祉に関わる様々な分野の関係者で構成される全体会と、より専門的な調査検討を行う専門部会を開催し、様々な観点から検討を進めていきます。

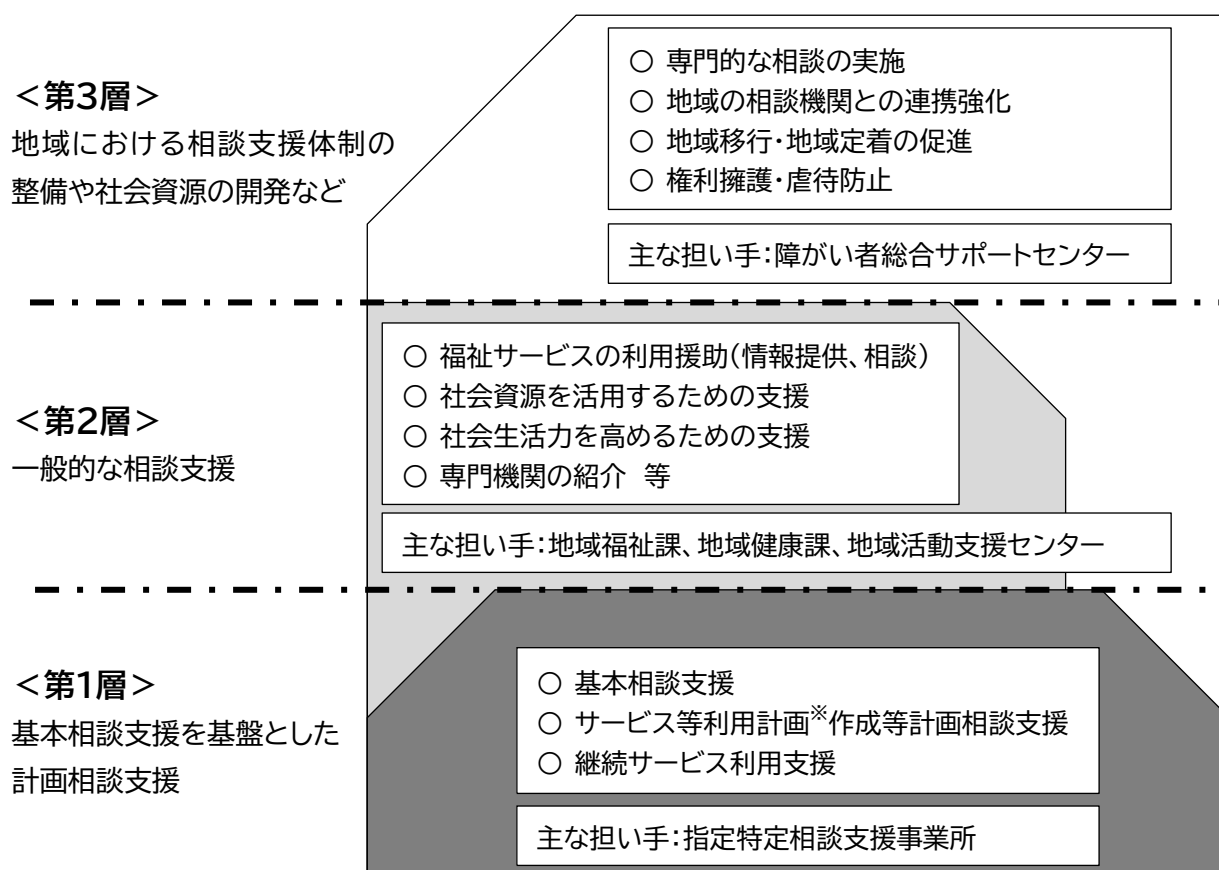
成果目標を達成していくための主な個別施策

- 1-1-3 人材確保・育成・定着支援の充実(72ページ)
- 1-1-4 サービスの質の確保・向上 (74ページ)
- 2-1-1 相談支援体制の充実・強化 (89ページ)
- 2-1-2 地域ネットワークの充実 (91ページ)

図表 4-6 大田区重層的支援体制整備事業※における包括的相談支援のイメージ



図表 4-7 区の3層構造による相談支援体制(参考)



図表 4-8 相談支援体制の充実・強化に関する目標

項目	令和8年度目標
基幹相談支援センター [※] による地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言	実施
基幹相談支援センター [※] による地域の相談支援事業者の人材育成の支援	実施
基幹相談支援センター [※] による地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	年12回
自立支援協議会 [※] における個別事例の検討の実施回数	年1回以上

(7) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム[※]の構築

区では、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム[※]の構築を推進するため、重層的な支援体制の構築・実施に向けた協議を行うことを目的として、「精神保健福祉地域支援推進会議」を開催しており、保健・医療、福祉の関係者や、障がい当事者、家族等が参加しています。

本計画においては、「精神保健福祉地域支援推進会議」を引き続き開催し、地域課題の検討及び支援事業等の評価を実施することで、精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい生活を送れることをめざします。また、精神障がい者の地域移行や地域生活を支えるために、措置入院[※]者等退院後支援事業やアウトリーチ支援[※]事業等を推進していきます。

成果目標を達成していくための主な個別施策

- 1-2-2 地域生活移行支援の充実（76ページ）
- 1-4-1 保健・医療支援体制療の充実（82ページ）

図表 4-9 精神障がい者の地域移行等に関するサービス見込量

項目	令和8年度見込量(人/月)
精神障がい者の地域移行支援	5
精神障がい者の地域定着支援	5
精神障がい者の共同生活援助 [※]	276
精神障がい者の自立生活援助	36
精神障がい者の自立訓練(生活訓練)	93

(8) 障害福祉サービス等の質の向上

障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、利用者が真に必要なとする障害福祉サービス等の提供を行うことが重要です。

国の指針においては、障害福祉サービス等に係る研修への区職員の参加や、障害福祉サービス事業所の請求の過誤を無くすための取組が求められています。

区では引き続き、都が実施する障害福祉サービス等に係る各種研修への職員の参加を促すとともに、事業所に対して請求方法等の情報提供を行うことで、障害福祉サービス等の質の向上を図ります。

また、令和4年度に機能設置した「大田区福祉人材育成・交流センター」にて、福祉人材の確保・育成・定着の支援を行っていきます。

成果目標を達成していくための主な個別施策

- 1-1-3 人材確保・育成・定着支援の充実(72ページ)
- 1-1-4 サービスの質の確保・向上 (74ページ)

図表 4-10 障害福祉サービス等の質の向上に向けた目標

項目	令和8年度目標
都が実施する障害福祉サービス等に係る研修 その他の研修への参加人数	年7人

2 サービス見込量と確保のための方策

障害福祉サービス等の提供体制の確保に向けて、令和6年度から令和8年度の各年度におけるサービスの種類ごとの必要な見込量(活動指標)を定め、その確保に努めていきます。

見込量の推計に当たっては、平成30年度以降の月次実績に基づいています。令和元年度から感染が拡大した新型コロナウイルス感染症による影響は、サービスの種類によって異なっており、サービスごとに感染拡大前からの実績を踏まえて推計を実施しています。

なお、令和5年度の実績値は、令和5年4月から6月までの実績を基に算出しています。今後、確定する実績値とは異なる可能性があります。

また、単位が1年当たりのサービスについては、令和5年度の実績は記載していません。

(1) 訪問系サービス

■サービスの内容

サービス名	内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	居宅で入浴や排せつ、食事等の身体介護、掃除や洗濯等の家事援助、通院等介助を行います。
重度訪問介護	肢体に重度の障がいがあり常に介護が必要な人や、知的障がいや精神障がいにより行動に著しい困難があり、常に介護が必要な人に、居宅での入浴や排せつ、食事等の介護や外出時における移動中の介護を行います。
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護や外出する際の援助を行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより危険を回避することが困難で常に介護が必要な人に、行動するときに必要な援護や外出時における移動中の介護を行います。
重度障害者等包括支援	常に介護が必要な人のなかでも、介護の必要な程度が非常に高いと認められた人に、居宅介護等の障害福祉サービスを包括的に提供します。

■サービス提供事業所の状況

サービス名	大田区内事業所数
居宅介護	126 箇所
重度訪問介護	113 箇所
同行援護	33 箇所
行動援護	9 箇所
重度障害者等包括支援	0 箇所

(令和5年4月1日現在)

■サービス見込量

サービス名		実績			見込量		
		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
居宅介護	時間/月	15,338	15,832	15,979	16,226	16,551	16,882
	人/月	659	680	694	707	722	736
重度訪問介護	時間/月	15,836	16,979	19,572	20,813	21,963	23,113
	人/月	37	40	47	50	52	55
同行援護	時間/月	4,891	4,972	5,174	5,446	5,555	5,666
	人/月	172	175	179	182	186	189
行動援護	時間/月	107	106	115	115	115	115
	人/月	4	4	4	4	4	4
重度障害者等 包括支援	時間/月	0	0	0	730	730	730
	人/月	0	0	0	1	1	1

■サービス見込量の確保に向けて

実態調査結果によると、事業所におけるサービスの定員数の合計と実利用人数の合計では、「居宅介護」、「同行援護」において、近い値となっていました。また、サービスの利用を事業者から断られた理由として、「医療的ケア※が必要なため」と回答した割合は、18歳以上で18.4%、18歳未満では6.4%となっていました。医療的ケア※児が今後利用を希望するサービスは、医療的ケア※児ではない障がい児と比較して、「居宅介護」や「重度訪問介護」が多くなっていました。これらのことから、必要とされるサービスのさらなる充実及び質の確保が求められています。

区では、支援を必要とする方が、障がい特性に応じた適切な支援を受けられるようサービス提供事業所に対し、人材の確保・育成・定着に向けた支援やネットワークづくりの支援等に取り組んでいきます。

(2) 日中活動系サービス

■ サービスの内容

サービス名	内容
生活介護	常に介護が必要な人に、主として昼間において、施設で入浴や排せつ、食事等の介護を行うほか、創作活動等の機会を提供します。
自立訓練(機能訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間にわたり、身体機能・生活機能の維持向上のために必要な訓練等を行います。
自立訓練(生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間にわたり、生活能力向上のために必要な訓練等を行います。
宿泊型自立訓練	自立した日常生活や社会生活ができるよう、日中は一般就労や障害福祉サービスを利用し、帰宅後における生活能力向上のために必要な訓練や、そのほかの支援を行います。
就労移行支援	就労を希望する人に、就労に必要な知識や能力向上のために必要な訓練や求職活動に関する支援などを行います。
就労継続支援(A型)	一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約に基づく就労の機会の提供やその他の活動の機会の提供を通じて、知識や能力の向上のために必要な訓練等を行います。
就労継続支援(B型)	一般企業等での就労が困難な人に、就労の機会の提供やその他の活動の機会の提供を通じて、知識や能力の向上のために必要な訓練等を行います。
就労選択支援	就労アセスメント※(就労系サービスの利用意向がある障がい者と、就労ニーズの把握や能力・適性の評価及び就労開始後の配慮事項等を整理すること)の手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。
就労定着支援	就労移行支援や就労継続支援等の利用を経て一般就労へ移行した方で、就労に伴う生活課題が生じている人に、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行います。
療養介護	医療の必要な障がい者で常に介護が必要な人に、主として昼間において、医療機関等で機能訓練や療養上の管理、看護及び介護を行います。
短期入所(ショートステイ)	自宅において介護を行う人が病気等の場合、施設等に短期間入所して必要な支援を受けることができます。

■サービス提供事業所の状況

サービス名	大田区内事業所数
生活介護	12 箇所
自立訓練(機能訓練)	2 箇所
自立訓練(生活訓練)	3 箇所
宿泊型自立訓練	1 箇所
就労移行支援	14 箇所
就労継続支援(A型)	3 箇所
就労継続支援(B型)	30 箇所
就労定着支援	13 箇所
療養介護	0 箇所
短期入所	9 箇所

(令和5年4月1日現在)

■サービス見込量

サービス名		実績			見込量		
		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
生活介護	日/月	20,287	20,509	20,839	21,006	21,216	21,428
	人/月	1,042	1,060	1,071	1,081	1,092	1,103
自立訓練 (機能訓練)	日/月	249	300	276	284	284	284
	人/月	27	34	34	34	34	34
自立訓練 (生活訓練)	日/月	854	1,091	1,409	1,528	1,663	1,797
	人/月	55	78	100	109	119	129
宿泊型 自立訓練	日/月	450	443	452	442	442	442
	人/月	16	16	16	16	16	16
就労移行支援	日/月	4,611	4,505	4,953	5,033	5,184	5,339
	人/月	282	278	302	311	320	330
就労継続支援 (A型)	日/月	1,869	1,780	1,786	1,784	1,784	1,784
	人/月	100	96	96	96	96	96
就労継続支援 (B型)	日/月	16,650	16,498	17,125	17,415	17,750	18,086
	人/月	1,041	1,062	1,073	1,096	1,117	1,139
就労選択支援	人/月	-	-	-			
就労定着支援	人/月	140	163	167	175	184	193
療養介護	人/月	71	74	75	75	75	76
短期入所 (福祉型)	日/月	909	940	1,112	1,183	1,241	1,295
	人/月	143	156	179	189	198	207
短期入所 (医療型)	日/月	187	202	239	255	267	279
	人/月	42	40	46	49	51	53
短期入所 (福祉型 強化)	日/月	651	743	858	913	957	999
	人/月	35	40	46	49	51	53

■サービス見込量の確保に向けて

令和4年12月に障害者総合支援法が改正となり、就労アセスメント[※]の手法を活用した「就労選択支援」が創設され、改正後3年以内に施行されます。

また、実態調査結果によると、事業所におけるサービスの定員数の合計と実利用人数の合計では、「宿泊型自立訓練」、「就労継続支援(A型)」、「就労定着支援」、「短期入所」において、近い値となっていました。サービスの利用を事業者から断られた理由として、「医療的ケア[※]が必要なため」と回答した割合は、18歳以上で18.4%、18歳未満では6.4%となっていました。医療的ケア[※]児が今後利用を希望するサービスは、医療的ケア[※]児ではない障がい児と比較して、「短期入所」が高くなっていました。これらのことから、必要とされるサービスのさらなる充実及び質の確保が求められています。

区では、支援を必要とする方が、障がい特性に応じた適切な支援を受けられるようサービス提供事業所に対し、人材の確保・育成・定着に向けた支援やネットワークづくりの支援等に取り組んでいきます。

また、区立障がい者施設の機能見直し・強化、民間事業者の参入支援等を行っていきます。

生活介護については、区内特別支援学校の卒業生等が利用する日中活動の場となるよう施設整備を進めます。

(3) 居住系サービス

■ サービスの内容

サービス名	内容
自立生活援助	施設を利用していた人が、一人暮らしをはじめたときに、生活や健康などに問題がないか、訪問して必要な助言等の支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)*	主として夜間の共同生活の場において、入浴、排せつ、食事等の介護、相談や日常生活の援助を行うとともに、自立した日常生活への移行を希望する入居者に、日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談や援助を行います。
施設入所支援	主として夜間において、施設に入所している人に、入浴や排せつ、食事等の介護を行います。

■ サービス提供事業所の状況

サービス名	大田区内事業所数	(令和5年4月1日現在)
自立生活援助	5 箇所	
共同生活援助*	127 箇所	
施設入所支援	2 箇所	

■ サービス見込量

サービス名		実績			見込量		
		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
自立生活援助	人/月	26	35	38	39	40	41
共同生活援助*	人/月	610	697	774	835	895	955
施設入所支援	人/月	499	496	485	480	476	471

■ サービス見込量の確保に向けて

実態調査結果によると、事業所におけるサービスの定員数の合計と実利用人数の合計について、「施設入所支援」において、近い値となっていました。

区では、支援を必要とする方が、障がい特性に応じた適切な支援を受けられるよう、サービス提供事業所に対し、人材の確保・育成・定着に向けた支援やネットワークづくりの支援に等に取り組んでいきます。

また、入所施設や精神科病院から地域生活への移行を希望する人などの居住の場を確保するため、区内で新規にグループホーム*を開設する事業者に対し、相談及び整備費の補助等を行っていきます。特に、重度の障がいがある方の居住の場を確保するため、重度の障がい者が利用可能なグループホーム*の整備を積極的に検討します。

(4) 相談支援

■ サービスの内容

サービス名	内容
計画相談支援	サービスを利用する前に、サービス等利用計画※を作成し、一定期間ごとに、モニタリング※を行う等の支援を行います。
地域移行支援	施設等に入所・入院している人に、住居の確保や地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います。
地域定着支援	居宅において単身等で生活している人に、常時の連絡体制の確保や緊急の事態等に相談等の支援を行います。 家族と同居している場合でも、同居家族が障がい、疾病等で緊急時の支援が見込めない状況にある方は、支援の対象となります。

■ サービス提供事業所の状況

サービス名	大田区内事業所数	(令和5年4月1日現在)
計画相談支援	43 箇所	
地域移行支援	7 箇所	
地域定着支援	6 箇所	

■ サービス見込量

サービス名		実績			見込量		
		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
計画相談支援	人/月	774	798	821	854	888	924
地域移行支援	人/月	5	3	5	5	5	5
地域定着支援	人/月	6	6	6	6	6	6

■ サービス見込量の確保に向けて

支援を必要とする方が、障がい特性に応じた適切な支援を受けられるよう、サービス提供事業所に対し、人材の確保・育成・定着に向けた支援等に取り組んでいきます。また、サービス等利用計画※の必要性について周知を図るとともに、適切な計画作成を促進していきます。

基幹相談支援センター※である障がい者総合サポートセンターを中核として、事業所間のネットワーク強化等を図り、意思決定の支援も含めて、必要なサービスの利用を支えることができる体制づくりに取り組んでいきます。

(5) 児童福祉サービス

■ サービスの内容

サービス名	内容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢又は体幹の機能に障がいのある児童について、児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	授業の終了後または休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、ほかの児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	障害児通所支援※を利用するために外出することが著しく困難な障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力向上のために必要な訓練等を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援※を利用する前に、障害児支援利用計画※を作成し、通所支援※開始後、一定期間ごとにモニタリング※を行う等の支援を行います。

■ サービス提供事業所の状況

サービス名	大田区内事業所数	(令和5年4月1日現在)
児童発達支援※	32 箇所	
医療型児童発達支援	1 箇所	
放課後等デイサービス	59 箇所	
保育所等訪問支援	4 箇所	
居宅訪問型児童発達支援	1 箇所	
障害児相談支援	18 箇所	

※ 児童発達支援センターを含みます。

■サービス見込量

サービス名		実績			見込量		
		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
児童発達支援	日/月	4,376	4,836	5,417	5,443	5,797	6,151
	人/月	642	701	764	833	908	990
医療型 児童発達支援	日/月	141	106	102	102	102	102
	人/月	18	13	13	13	13	13
放課後等 デイサービス	日/月	11,705	12,378	16,300	16,845	17,930	19,014
	人/月	1,257	1,518	1,667	1,790	1,913	2,036
保育所等 訪問支援	日/月	61	73	144	199	242	285
	人/月	31	44	65	83	101	119
居宅訪問型 児童発達支援	日/月	0	4	7	8	9	11
	人/月	0	3	4	5	6	7
障害児相談支援	人/月	89	89	90	91	92	93

■サービス見込量の確保に向けて

実態調査結果によると、障害福祉サービスの利用計画※を「家族」または「本人」が作成していると回答した割合は、18歳以上では19.7%に対し、18歳未満では52.9%となっていました。また、サービスの利用を事業者から断られた理由として、18歳未満では、「送迎の対応が難しいため」が25.5%と上位となっていました。18歳未満の医療的ケア※を受けている方では、「医療的ケア※が必要なため」が44.7%と最も高くなっていました。これらのことから、必要とされるサービスのさらなる充実及び質の確保が求められています。

支援を必要とする方が、障がい特性に応じた適切な支援を受けられるよう、障害児支援利用計画※の必要性について周知を図るとともに、適切な計画作成を促進していきます。また、サービス提供事業所に対し、人材の確保・育成・定着に向けた支援やネットワークづくりの支援等に取り組んでいきます。

加えて、重症心身障害児※が地域で支援を受けられる体制を整備するため、主に重症心身障害児※を対象とした児童発達支援事業及び放課後デイサービス事業を新規に開設する事業者に対し支援を行い、サービスの提供体制を確保していきます。

(6) 地域生活支援事業

① 必須事業

■サービスの内容

サービス名	内容	所管課
理解促進研修・啓発事業	地域住民に対して、障がい者に対する理解を深めるための聴覚障がい者理解啓発講座、障がい者巡回パネル展等の研修・啓発事業を行います。	○障害福祉課 ○障がい者総合サポートセンター
自発的活動支援事業	障がい者等が自発的に行う活動に対する支援を行います。障がい別相談会として各団体の相互理解や研修の支援、障がい者及び家族の相談・交流の機会の提供等を行います。	○障がい者総合サポートセンター
相談支援事業	【障害者相談支援事業】 障がい者等からの様々な相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等を行います。 障がい者総合サポートセンター、4か所の地域福祉課、4か所の地域健康課で行います。 【基幹相談支援センター※等機能強化事業】 基幹相談支援センター※である障がい者総合サポートセンターにおいて、相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、人材育成の支援等を行います。	○地域福祉課 ○障がい者総合サポートセンター ○地域健康課
成年後見制度※利用支援事業	成年後見制度※の利用に要する費用のうち、後見報酬の助成等を行います。	○福祉管理課
成年後見制度※法人後見支援事業	成年後見制度※における後見等の業務を適正に行うことができるよう、法人後見の活動支援を行います。	○福祉管理課
意思疎通支援※事業	意思疎通を図ることに支障がある障がい者に、意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記※者の派遣等を行います。また、障がい者総合サポートセンター(年未年始を除き毎日)と、障害福祉課(週1回)の窓口到手話通訳者を配置します。	○障がい者総合サポートセンター
日常生活用具給付等事業	障がい者の日常生活を容易にするための用具を給付します。	○障害福祉課 ○地域福祉課
手話奉仕員養成研修事業	手話講習会(初級・中級・上級の3コースと通訳養成課程)を行います。	○障がい者総合サポートセンター
移動支援事業	単独で移動困難な障がい者の社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出を支援します。	○障害福祉課 ○地域福祉課
地域活動支援センター	社会との交流の促進等のため、障がい者の創作的活動又は生産活動の機会を提供します。	○障害福祉課

■サービス見込量

サービス名		実績			見込量		
		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
自発的活動支援事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
相談支援事業							
障害者相談支援事業	箇所数	9	9	9	9	9	9
	件/月	7,966	6,236	6,878	7,092	7,306	7,520
基幹相談支援センター※	設置の有無	設置	設置	設置	設置	設置	設置
基幹相談支援センター※等機能強化事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
成年後見制度※利用支援事業	件/年	43	55	—	65	70	75
成年後見制度※法人後見支援事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
意思疎通支援※事業※ ₁							
手話通訳者派遣事業	件/月	205	199	189	197	197	197
要約筆記※者派遣事業	件/月	7	9	8	9	9	9
手話通訳者設置事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
日常生活用具給付等事業							
介護・訓練支援用具	件/年	73	53	—	57	57	57
自立生活支援用具	件/年	110	121	—	115	115	115
在宅療養等支援用具	件/年	126	112	—	117	117	117
情報・意思疎通支援用具	件/年	155	166	—	168	170	172
排泄管理支援用具	件/年	12,439	13,383	—	15,573	16,618	17,663
その他	件/年	2	0	—	2	2	2

サービス名		実績			見込量		
		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
手話奉仕員養成 研修事業 ※ ₂	人/年	47	26	—	45	46	47
	時間/月	12,667	13,017	13,637	14,122	14,607	15,092
移動支援事業	人/月	645	674	714	748	788	830
	箇所数	9	9	9	9	9	9
地域活動支援 センター	人/月	150	148	146	148	148	148

※₁ 「東京手話通訳等派遣センター」への委託分も含まれています。

※₂ 「手話講習会(上級)」の修了者数です。

■サービス見込量の確保に向けて

障がい者等の日常生活や社会生活の支援等のため、区の状況や利用者のニーズ等に応じて、適切に事業を行っていきます。

② 任意事業

■ サービスの内容

サービス名	内容	所管課
訪問入浴サービス	家庭において入浴することが困難な障がい者の自宅を訪問して入浴サービスを提供します。	○障害福祉課 ○地域福祉課
日中一時支援	家族の就労支援や一時的な休息のため、障がい者の日中における活動の場を提供します。	○障害福祉課 ○地域福祉課
レクリエーション活動等支援	障がい者の交流、スポーツに触れる機会の提供等のため、各種レクリエーション等を実施します。	○障がい者総合サポートセンター
芸術文化活動振興	障がい者の芸術文化活動を振興するため、しょうがい者文化展等の芸術文化活動の機会を提供します。	○障害福祉課
自動車運転免許取得・改造助成	自動車運転免許の取得及び自動車の改造に必要な費用の一部を助成します。	○障害福祉課 ○地域福祉課

■ サービス見込量

サービス名		実績			見込量		
		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
訪問入浴サービス	回／年	1,803	1,656	—	1,890	1,912	1,933
	人／年	58	45	—	55	56	57
日中一時支援	日／年	706	889	—	889	889	889
	人／年	38	41	—	41	41	41
レクリエーション活動等支援	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
芸術文化活動振興	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
自動車運転免許取得・改造助成							
自動車運転免許取得費助成事業	人／年	5	7	—	7	7	7
自動車改造費助成事業	人／年	8	8	—	8	8	8

■ サービス見込量の確保に向けて

障がい者等の日常生活や社会生活の支援等のため、区の状況や利用者のニーズ等に応じて、適切に事業を行っていきます。

第5章

計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

(1) 関係機関等との連携・協働の推進

本計画は、福祉だけでなく、保健・医療、こども、教育、防災等、広い分野にわたっているため、福祉部にとどまらず、様々な部局が連携しながら、区全体で分野横断的に施策を推進していきます。

区では、令和5年3月に、「令和5年度大田区版「地域共生社会※の実現」に向けた推進方針－令和5年度大田区重層的支援体制整備事業※計画－（以下「重層的支援体制整備事業※計画」という。）」を策定し、包括的な支援体制を整備する具体的な取組として、令和5年度から重層的支援体制整備事業※を本格実施しています。加えて、令和5年4月1日から、区長を本部長とし、副区長を副本部長、関係部署の部長級を本部員とする「大田区地域共生社会※推進本部（以下「推進本部」という。）」を設置しています。推進本部は、区民の複雑化・複合化した支援ニーズに対し、関係部署が連携して、地域共生社会※の実現に向けた適切な支援を実施するための体制を、整備・構築することを目的としており、重層的支援体制整備事業※計画の進捗状況の管理や、各部局の壁を超えて、区民のみなさんが抱える制度の狭間にある課題や、複合課題※に対応するための方策等について、協議・検討をしています。

また、サービスの実施主体の多くは民間事業者であり、計画の実現に向けて大きな役割を担っています。そのため、民間事業者や関係団体等と適切な役割分担を行い、地域のネットワーク機能をこれまで以上に強化しながら、連携・協働して施策を推進していきます。

(2) 社会資源の適切かつ効果的な活用

新型コロナウイルス感染症や、国際情勢の緊張、原材料価格の上昇による物価高騰などにより、人々の日常生活、地域活動、経済活動は大きな影響を受けています。

また、福祉サービスを担う人材の不足は、他の産業分野と同様に深刻であり、今後も厳しい状況が続くことが想定されます。

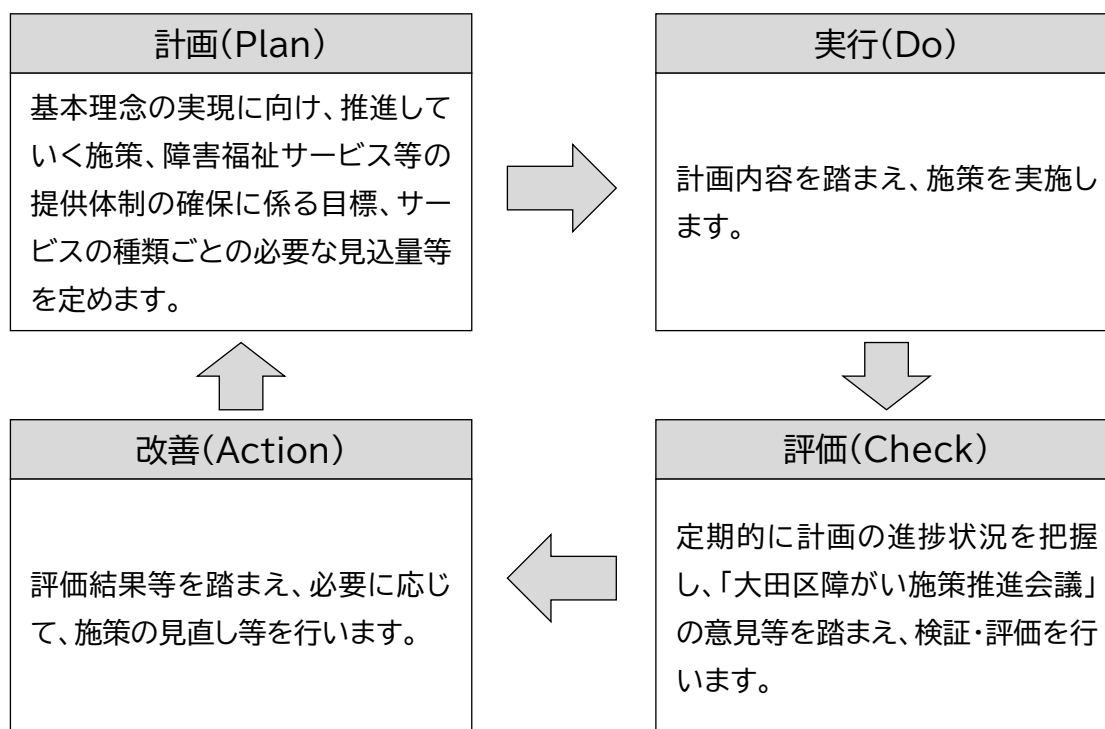
こうした状況を踏まえ、限られた財源や人材等の社会資源を適切かつ効果的・効率的に活用し、施策を推進していきます。

2 計画の進行管理

区では、平成28年度から「大田区障がい施策推進会議」を設置しています。この会議は、計画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、計画の策定に係る検討及び計画の進捗状況等を評価・検証する場として位置づけられています。そのため、前計画期間においても、毎年度評価を行い、事業の進捗を検証するとともに、改善策や見直しの検討を実施してきました。

本計画の推進に当たっても、障がい者施策の確実かつ適切な実施を図るため、「大田区障がい施策推進会議」において、計画の実施状況を毎年度検証・評価し、PDCA サイクル[※]を回していきます。また、「大田区障がい施策推進会議」に加えて、関連する部局の管理職で構成する「庁内検討委員会」等においても、様々な観点から進捗状況の評価・検証していきます。

図表 5-1 PDCA[※]に基づく進行管理のイメージ



3 計画のモニタリング※

計画の進捗状況を把握し、「大田区障がい施策推進会議」等において計画の実施状況に関する評価・検証を行うために、以下のモニタリング※指標を設定します。

これらの指標を活用し、計画の進行管理を行うとともに、必要に応じて見直しや改善を行います。

図表 5-2 モニタリング※指標の一覧

施策目標	指標	目標
1-1 障害福祉サービス等の充実	人材確保・育成・定着支援の充実	包括的な支援体制構築のため、人材確保・育成・定着支援の充実を図ります。
1-2 希望する暮らしの実現	障がい者グループホーム※数	重度の障がいがある方の居住の場を確保するため、グループホーム※の整備を支援します。
1-3 社会参加・社会活動の充実	「おおむすび※」の取組の一つである自主生産品の販売実績	共同受注や販売機会の拡充等に取り組み、工賃向上を図ります。
1-4 保健・医療支援体制の充実	医療的ケア※児・者支援関係機関会議の充実	医療的ケア※児・者に関する情報共有・発信により支援の充実を図ります。
1-5 障がい児支援の充実	保育・教育における支援体制の充実	インクルーシブ※の観点から、一人ひとりの状況に応じた支援ができるよう体制の充実を図ります。
1-6 障がい特性に応じた支援の充実	家族支援の充実	発達障がいのある児童の保護者を対象としたペアレント・トレーニング※等、家族支援の充実を図ります。
2-1 相談支援体制の充実・強化	多機関連携の強化	複合課題※を抱えた世帯を支援するため、課題に応じて関係機関が連携し、包括的な相談支援体制の充実・強化を図ります。
2-2 障がいへの理解促進	「障害者差別解消法※」及び「大田区手話言語及び障害者の意思疎通に関する条例」の認知度	「障害者差別解消法※」及び「大田区手話言語及び障害者の意思疎通に関する条例」の周知・啓発活動を推進します。
3-1 防災・防犯対策の推進	避難行動要支援者支援の推進	地域や防災の関係者が連携して、障がい者の特性に応じた実効性の高い支援体制の整備を推進します。
3-2 権利を守るまちの実現	権利擁護支援の充実	権利擁護のための制度の理解や、適切な利用促進を図ります。

第6章

參考資料

1 大田区障がい者実態調査の概要

(1) 調査の目的

本計画の策定に当たり、障がい者の生活状況や障害福祉サービス等の利用状況、サービス提供事業所の実態等を把握し、より効果的な計画策定のための基礎資料を得ることを目的として調査を実施しました。

(2) 調査対象

区内在住の障がい者及び区内でサービスを提供している事業者を対象として、無作為抽出により調査を実施しました。

図表 6-1 調査対象者

調査種別	調査対象
18歳未満調査	身体障害者手帳所持者、愛の手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、自立支援医療受給者証(精神通院)所持者、特定医療費受給者証所持者、通所受給者証所持者(18歳未満のみ)
18歳以上調査	
サービス提供事業所調査	指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定障害児相談支援事業者、指定障害児通所支援 [※] 事業者

(3) 調査期間

令和4年11月2日(水)～11月25日(金)

(4) 調査方法

郵送発送、郵送及びインターネットによる回答

(5) 回収結果

調査種別	有効調査数(A)	有効回答数(B)	無効回答数(C)	回収率((B+C) ÷ A × 100)
18歳以上調査	4,434 件	2,144 件	25 件	48.9 %
18歳未満調査	1,483 件	713 件	6 件	48.5 %
サービス提供事業所	199 件	136 件	2 件	69.3 %
合計	6,116 件	2,993 件	33 件	49.5 %

※6,200 件発送のうち、84 件が宛先不明。戻分は回収率算出の分母から除いている。

2 大田区障がい施策推進会議の検討経過

回	開催日	主な内容
第1回	令和5年6月1日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ○現行「おおた障がい施策推進プラン」の進捗状況について ○令和4年度大田区障がい者実態調査の結果について ○次期「おおた障がい施策推進プラン」の策定について
第2回	令和5年9月6日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ○次期「おおた障がい施策推進プラン」の骨子の概要について ○次期「おおた障がい施策推進プラン」第2章(大田区の障がい者の状況と施策の課題)について
第3回	令和5年11月2日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ○現行「おおた障がい施策推進プラン」のモニタリング※指標による進行管理について ○次期「おおた障がい施策推進プラン」の素案について
第4回	令和6年2月1日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ○「おおた障がい施策推進プラン」(素案)へのパブリックコメント等の実施結果について ○「おおた障がい施策推進プラン」(案)について ○「おおた障がい施策推進プラン」概要版・分かりやすい版について

3 大田区障がい施策推進会議設置要綱

平成28年1月21日27福障発第14440号区長決定
改正 平成29年3月22日28福障発第15451号福祉部長決定
改正 平成29年4月7日29福障発第10052号福祉部長決定
改正 平成31年3月4日30福障発第14957号福祉部長決定
改正 令和3年11月26日3福障発第13178号福祉部長決定
改正 令和5年8月14日5福障発第11907号福祉部長決定
改正 令和5年11月14日5福障発第13212号福祉部長決定

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項に基づく「大田区障害者計画」、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項に基づく「大田区障害福祉計画」及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の20第1項に基づく「大田区障害児福祉計画」並びに区の発達支援に関する施策を具体的を実施する個別計画である「大田区発達障がい児・者支援計画」(以下これらを「計画」という。)を一体的に策定するための検討を行うとともに、計画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、大田区障がい施策推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定及び改定に関すること。
- (2) 計画の推進に関すること。
- (3) 計画の検証及び評価に関すること。
- (4) その他障害福祉施策に関すること。

(構成)

第3条 推進会議は、次に掲げる区分のうちから、区長が委嘱する委員20人以内で構成する。

- (1) 学識経験
- (2) 福祉
- (3) 保健医療
- (4) 教育
- (5) 地域
- (6) 雇用
- (7) 区民

2 前項第7号の規定による委員のうち2人は、原則として公募委員とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の翌々年度末までとする。

2 前項に規定する任期の途中で委員が辞職した場合、後任の委員を置くことができる。ただし、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 再任は原則1回までとする。ただし、区長が必要と認める場合は、その限りではない。

(会長及び副会長)

第5条 推進会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定め、副会長は、委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議は、会長が招集する。

2 会長は、必要と認める場合は、委員以外の者に出席を求めることができる。

(会議の公開)

第7条 推進会議及び議事録は公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、会長は、推進会議及び議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。

(1) 公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合

(2) 特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがあると認められる場合

(3) 会議の内容に個人情報が含まれている場合

2 前項の規定に基づき推進会議及び議事録の全部又は一部を非公開としたものについては、推進会議に関係した者は、秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。

(報償費)

第8条 推進会議に出席した委員に対し、予算の範囲内において報償費を支払うものとする。

2 推進会議に派遣されたガイドヘルパーの謝礼は、「大田区福祉のまちづくり事業で派遣する障害者ヘルパー代支払い要領(平成20年3月28日付け19保福計発第14054号保健福祉部長決定)」に準じて支払うものとする。

(庶務)

第9条 推進会議の庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則(平成29年3月22日28福障発第15451号福祉部長決定)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則(平成29年4月7日29福障発第10052号福祉部長決定)

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則(平成31年3月4日30福障発第14957号福祉部長決定)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則(令和3年11月26日3福障発第13178号福祉部長決定)

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則(令和5年8月14日5福障発第11907号福祉部長決定)

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則(令和5年11月14日5福障発第13212号福祉部長決定)

この要綱は、決定の日から施行する。

4 大田区障がい施策推進会議委員名簿

選出区分	所属等	氏名	備考
学識経験	東洋英和女学院大学	石渡 和実	
	千鳥ヶ淵法律事務所	高橋 未紗	
福祉	大田区手をつなぐ育成会	閑製 久美子	
	大田区肢体不自由児(者)父母の会	荒木 千恵美	
	大田区重症心身障害児(者) [*] を守る会	宮田 千寿子	
	特定非営利活動法人 大身連	宮澤 勇	
	大田区精神障害者家族連絡会	川崎 洋子	
	社会福祉法人 大田幸陽会	中越 祐一	
	大田区立障がい者総合サポートセンター	安齋 将人	
	社会福祉法人 大田区社会福祉協議会	中原 賢一	
	大田区自立支援協議会	名川 勝	
保健医療	一般社団法人 大森医師会	小堀 俊一	
	公益社団法人 東京都大田区蒲田歯科医師会	菊地 健太郎	～令和5年8月
		田中 孝明	令和5年9月～
教育	東京都立矢口特別支援学校	濱野 建児	
	東京都立田園調布特別支援学校PTA	伊藤 浩子	
地域	大田区民生委員児童委員協議会	堀江 敏雄	
	大田区自治会連合会	鈴木 英明	
雇用	東京労働局 大森公共職業安定所	山田 和代	～令和5年5月
		征矢 孝	令和5年6月～
区民	公募区民	星山 知之	
	公募区民	山口 貴弘	

(敬称略、順不同)

5 庁内検討委員会委員名簿

役職	氏名
福祉部長	張間 秀成
福祉部福祉支援担当部長	政木 純也
障がい者総合サポートセンター所長 (障がい者総合サポートセンター次長)	杉村 由美
福祉部福祉管理課長	黄木 隆芳
福祉部福祉支援調整担当課長	長谷川 正
福祉部副参事(地域共生推進担当)	青木 文
福祉部障害福祉課長	若林 弘
福祉部障害福祉サービス推進担当課長 (福祉部副参事(重症心身障害者通所事業担当)兼務)	竜崎 香代
福祉部糎谷・羽田地域福祉課長	曾根 暁子
志茂田福祉センター所長	和田 泰宏
上池台障害者福祉会館長	青木 重樹
総務部防災危機管理課長	土屋 雅一
健康政策部健康づくり課長	荒浪 明子
こども家庭部子育て支援課長	長沼 宏幸
まちづくり推進部まちづくり計画調整担当課長	浅野 潤
教育委員会事務局教育総務部学務課長	大竹 豊和
教育委員会事務局教育総務部指導課長	細田 真司
教育センター所長	早田 由香吏

6 計画策定に係る根拠法令等

本計画策定の根拠となる法令等について、関係部分を抜粋しています。

(1) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）

第十一条

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「市町村障害者計画」という。)を策定しなければならない。

(2) 障害者総合支援法（平成17年法律第123号）

第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

- 一 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- 二 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第三号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

(3) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)

第三十三条の二十 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援[※]及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援[※]及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害児福祉計画」という。)を定めるものとする。

② 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害児通所支援[※]及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 二 各年度における指定通所支援[※]又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量

③ 市町村障害児福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

- 一 前項第二号の指定通所支援[※]又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- 二 前項第二号の指定通所支援[※]又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項

(4) 障害福祉サービス等及び障害児通所支援[※]等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(令和5年こども家庭庁・厚生労働省告示第1号)

第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援[※]等の提供体制の確保に係る目標

障害者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、令和八年度を目標年度とする障害福祉計画等において必要な障害福祉サービス等及び障害児通所支援[※]等の提供体制の確保に係る目標として、次に掲げる事項に係る目標(以下「成果目標」という。)を設定することが適当である。また、これらの成果目標を達成するため、活動指標(別表第一の上欄に掲げる事項ごとの、成果目標を達成するために必要な量等をいう。以下同じ。)を計画に見込むことが適当である。なお、市町村及び都道府県においては、成果目標及び活動指標に加えて、独自に目標及び指標を設定することができるものとする。

一 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、令和四年度末時点の福祉施設に入所している障害者(以下「施設入所者」という。)のうち、今後、自立訓練等を利用し、グループホーム[※]、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、令和八年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定する。その際、福祉施設においては、必要な意思決定支援が行われ、施設入所者の地域生活への移行等に関し、本人の意思が確認されていることが重要である。このため、すべての施設入所者の地域生活移行に関する意向について、その支障となっている要因や必要とする支援を含めて把握し、適切に意思決定支援を行いつつ確認する

こと(この点について市町村は協議の場において共有すること)、施設入所者が地域生活に移行する上で必要な支援等について施設の担当職員等が地域生活支援拠点等の関係機関と連携して検討すること、施設の老朽化等による改築時にはその定員を見直してグループホーム[※]やショートステイの整備を合わせて行うことを基本とすること等の取組を推進することが求められることを考慮する。また、相談支援専門員[※]、サービス管理責任者が把握している入所者の地域生活の希望や心身の状況等も参考にしつつ見込むことも重要である。当該目標値の設定に当たっては、令和四年度末時点の施設入所者数の六パーセント以上が地域生活へ移行することとするとともに、これに合わせて令和八年度末の施設入所者数を令和四年度末時点の施設入所者数から五パーセント以上削減することを基本とする。

当該目標値の設定に当たっては、令和五年度末において、障害福祉計画で定めた令和五年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和八年度末における地域生活に移行する者及び施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

なお、施設入所者数の設定のうち、新たに施設へ入所する者を見込むに当たっては、グループホーム[※]等での対応が困難な者等、真に施設入所支援が必要な場合の検討等を市町村、関係者により協議の上、その結果を踏まえて設定すべきものであることに留意する必要がある。また、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成二十二年法律第七十一号。以下「整備法」という。)による改正前の児童福祉法に規定する指定知的障害児施設等(以下「旧指定施設等」という。)に入所していた者(十八歳以上の者に限る。)であって、整備法による改正後の障害者総合支援法に基づく指定障害者支援施設等の指定を受けた当該旧指定施設等に引き続き入所しているもの(以下「継続入所者」という。)の数を除いて設定するものとする。

加えて、障害者支援施設においては、施設入所者の個々の状況に応じた意思決定支援の実施や、地域生活支援拠点等及び地域における関係機関との連携により、施設入所者の地域生活への移行に取り組むことと併せて、施設入所者等の生活の質の向上を図る観点から、一層の小規模化等を進めること、支援の質の向上を図る観点から障害者の重度化・高齢化に対応した専門的なケアを行う体制を確保することが求められる。さらに、障害への理解を促進するため、地域交流の機会を確保するとともに地域で生活する障害者等に対する支援を行う等、地域に開かれていることが望ましい。

二 精神障害にも対応した 地域包括ケアシステム[※]の構築

精神障害にも対応した地域包括ケアシステム[※]の構築に向けて、保健・医療・福祉関係者が連携して取り組むとともに、市町村及び都道府県が精神保健医療福祉体制の基盤整備

等を推進することにより、精神障害者の地域移行や定着が可能となる。そのため、別表第一の八の各項に掲げる活動指標を明確にし、各項の取組を積極的に推進することが必要である。こうした取組により、精神障害者の精神病床からの退院の促進を図ることとし、精神障害者(精神病床への入院後一年以内に退院した者に限る。二の1において同じ。)の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数、精神病床における一年以上長期入院患者数(六十五歳以上の一年以上長期入院患者数、六十五歳未満の一年以上長期入院患者数)、精神病床における早期退院率(入院後三か月時点の退院率、入院後六か月時点の退院率、入院後一年時点の退院率)に関する目標値を次に掲げるとおり設定することとする。

なお、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム[※]の構築に係る目標の達成に当たっては、地域の医療サービスに係る体制の整備が重要であることから、特に医療計画(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十条の四第一項に規定する医療計画をいう。以下同じ。)との関係に留意すること。

1 精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数

精神障害にも対応した地域包括ケアシステム[※]の構築を推進するためには、地域における精神保健医療福祉体制の基盤を整備する必要があることから、当該整備状況を評価する指標として、精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における生活日数の平均に関する令和八年度における目標値を設定する。

当該目標値の設定に当たっては、精神障害者の精神病床からの退院後一年以内の地域における生活日数の平均を三百二十五・三日以上とすることを基本とする。

2 精神病床における一年以上長期入院患者数(六十五歳以上、六十五歳未満)

地域の精神保健医療福祉体制の基盤を整備することによって、一年以上長期入院患者のうち一定数は地域生活への移行が可能になることから、別表第四の一の項に掲げる式により算定した令和八年度末の精神病床における六十五歳以上の一年以上長期入院患者数及び別表第四の二の項に掲げる式により算定した令和八年度末の精神病床における六十五歳未満の一年以上長期入院患者数を、目標値として設定する。

3 精神病床における早期退院率(入院後三か月時点、入院後六か月時点、入院後一年時点)

地域における保健、医療、福祉の連携支援体制が強化されることによって、早期退院が可能になることを踏まえて、入院中の精神障害者の退院に関する目標値として、入院後三か月時点の退院率、入院後六か月時点の退院率及び入院後一年時点の退院率に関する令和八年度における目標値を設定する。

目標値の設定に当たっては、入院後三か月時点の退院率については六十八・九パーセント以上とし、入院後六か月時点の退院率については八十四・五パーセント以上とし、入院後一年時点の退院率については九十一・〇パーセント以上とすることを基本とする。

三 地域生活支援の充実

障害者の地域生活への移行の支援及び地域生活支援を充実させるため、令和八年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備(複数市町村による共同整備を含む。)するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年一回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。

また、強度行動障害を有する障害者の支援体制の充実を図るためには、支援ニーズの把握を行い、ニーズに基づく支援体制の整備を図ることが必要であり、令和八年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障害を有する障害者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。

四 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。)を通じて、令和八年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定に当たっては、令和三年度の一般就労への移行実績の一・二八倍以上とすることを基本とする。

この際、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業(就労継続支援A型(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「規則」という。)第六条の十第一号の就労継続支援A型をいう。以下同じ。)を行う事業をいう。以下同じ。)及び就労継続支援B型事業(就労継続支援B型(同条第二号の就労継続支援B型をいう。以下同じ。)を行う事業をいう。以下同じ。)について、各事業の趣旨、目的、各地域における実態等を踏まえつつ、それぞれ令和八年度中に一般就労に移行する者の目標値も併せて定めることとする。

具体的には、就労移行支援事業については、一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、令和三年度の一般就労への移行実績の一・三一倍以上とすることを基本とする。さらに、事業所ごとの実績の確保・向上の観点から、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が五割以上の事業所を全体の五割以上とすることを基本とする。また、就労継続支援については、一般就労が困難であ

る者に対し、就労や生産活動の機会の提供、就労に向けた訓練等を実施することが事業目的であること等に鑑み、就労継続支援A型事業については令和三年度の一般就労への移行実績の概ね一・二九倍以上、就労継続支援B型事業については概ね一・二八倍以上を目指すこととする。

また、障害者の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率(過去六年間において就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に四十二月以上七十八月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者の占める割合をいう。以下同じ。)に係る目標値を設定することとし、就労定着支援事業の利用者数については、令和三年度の実績の一・四一倍以上とすることを基本とする。さらに、就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が七割以上の事業所を全体の二割五分以上とすることを基本とする。加えて、都道府県等が地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会(就労支援部会)等を設けて取組を進めることを基本とする。

なお、一般就労に移行する者の数に係る目標値の設定に当たり、令和五年度末において、障害福祉計画で定めた令和五年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和八年度末における各々の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

これらの目標値を達成するため、市町村及び都道府県の障害保健福祉担当部局は、都道府県の産業・労働担当部局、教育委員会等の教育担当部局、都道府県労働局等の関係機関との連携体制を整備することが必要である。その際、都道府県ごとに、就労支援の関係者からなる障害者雇用支援合同会議を設け、障害福祉計画の目標値の達成に向けた取組の推進等、統一的に施策を進めていくことが考えられる。なお、将来的には、圏域ごとに同様の取組を行うことが望ましい。

また、これらに加えて、就労支援について、障害保健福祉施策と労働施策の双方から重層的に取り組むため、都道府県の障害保健福祉担当部局は、都道府県の労働担当部局及び都道府県労働局と連携して、別表第一の一の各項に掲げる事項を令和八年度の活動指標として設定して取り組むことが適当である。

なお、福祉施設から一般就労への移行等のみならず、障害者の希望や能力に沿った就労の実現を図るためには、就労選択支援事業(就労選択支援を行う事業をいう。以下同じ。)について、就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向がある者が利用できるよう、都道府県等においては、関係機関等と連携し、地域における実施体制の整備等について検討を行った上で取組を進めることのほか、一般就労中における就労系障害福祉サービスの一時的な利用についても、支援の必要性に応じて適切に利用されるよう取り組むことが必要である。この際、就労移行支援、就労継続支援及び就労定着支援の提供体制の動

向や障害者雇用に係る求人の状況といった、地域における障害者の就労支援に関する状況を把握し、関係機関等と共有した上で、連携した取組を推進することが望ましい。

また、離職者や特別支援学校等の卒業者に対する就職の支援、障害者に対して一般就労や雇用支援策に関する理解の促進を図ること等、障害者雇用全体についての取組を併せて進めることが望ましい。この際、大学(四年制大学のほか、短期大学、大学院、高等専門学校を含む。)在学中の学生についても、早期に専門的な就労支援を利用することが、その後の就職活動を円滑に進める上で効果的である場合もあることから、都道府県等においては、関係機関等と連携して取り組むことのほか、就労移行支援について、標準利用期間(二年間)を超えて支給決定を行う場合や複数回利用希望があった場合に、個々の対象者の状況を勘案して判断されるよう適切に取り組むことが望ましい。併せて、重度障害者については、雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業(以下「特別事業」という。)が令和二年十月から開始したことも踏まえつつ、就労やその希望に関する状況、職場や通勤における支援ニーズを把握した上で、特別事業の的確な実施について検討を行い、必要な支援体制を整えることが必要である。

さらに、直ちに一般就労に移行することが難しい場合においても、適性に応じて能力を発揮し、地域において自立した生活を実現するため、就労継続支援事業における工賃等の向上を引き続き図っていくことが望ましい。このため、都道府県が工賃の向上に関する計画を作成した場合は、目標工賃等の概要について都道府県障害福祉計画上に記載し、周知を図ることが適当である。この際、併せて、就労継続支援事業等における農福連携の取組が進むよう、農福連携に関する理解を図るとともに、各事業所に対する支援を進めることが望ましい。

加えて、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達推進等に関する法律(平成二十四年法律第五十号)において、都道府県及び市町村は障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を作成することとされており、障害福祉計画においては、当該方針との整合性を図りながら、官公需に係る障害者就労施設等の受注機会の拡大や調達目標金額等について記載し、就労継続支援事業における工賃等の向上の取組と一体的に取組を進めることが望ましい。

なお、今後ますます進む高齢化を見据え、高齢障害者の社会参加や就労に関する多様なニーズに対応するため、就労継続支援B型事業等による適切な支援を実施するとともに、高齢障害者のニーズに応じて、他のサービスや事業に適切につなぐことができる体制の構築を進めることが望ましい。

五 障害児支援の提供体制の整備等

1 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和八年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも一カ所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。地域の実情により児童発達支援センターを未設置の市町村においては、障害福祉主管部局等が中心となって、関係機関の連携の下で児童発達支援センターの中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を地域において整備することが必要である。

また、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援※事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和八年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築することを基本とする。

2 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築

聴覚障害児を含む難聴児が適切な支援を受けられるように、「難聴児の早期発見・早期療育※推進のための基本方針」(令和四年二月)に基づき、都道府県は、難聴児の早期発見・早期療育※を総合的に推進するための計画を策定する。当該計画を障害児福祉計画に盛り込む場合には、当該基本方針における基本的な取組及び地域の実情に応じた取組について明記する。

その際、令和八年度末までに、各都道府県、また必要に応じて指定都市において、児童発達支援センター、特別支援学校(聴覚障害)等を活用し、難聴児支援のための中核的機能を果たす体制を確保すること及び新生児聴覚検査から療育※につなげる連携体制の構築に向けた取組を進めることを基本とする。

3 主に重症心身障害児※を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

重症心身障害児※が身近な地域で支援を受けられるように、令和八年度末までに、主に重症心身障害児※を支援する児童発達支援事業所(児童福祉法第六条の二の二第二項に規定する児童発達支援を行う事業所をいう。)及び放課後等デイサービス事業所(同条第四項に規定する放課後等デイサービスを行う事業所をいう。)を各市町村に少なくとも一カ所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。

4 医療的ケア※児支援センター(都道府県ごと)の設置、医療的ケア※児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

医療的ケア※児等が適切な支援を受けられるように、令和八年度末までに、各都道府県は医療的ケア※児支援センターを設置し、医療的ケア※児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置すること、各都道府県及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア※児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

5 障害児入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境へ移行できるようにするための移行調整の協議の場の設置

障害児入所施設に入所している児童が十八歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるように、令和八年度末までに各都道府県及び各指定都市において、移行調整に係る協議の場を設置することを基本とする。

六 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制を充実・強化するため、令和八年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センター※を設置(複数市町村による共同設置を含む。)するとともに、基幹相談支援センター※が別表第一の九の各項に掲げる地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。

なお、基幹相談支援センター※を設置するまでの間においても、各市町村において地域の相談支援体制の強化に努める。

また、地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において、別表第一の九に掲げる個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。

七 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、改めて障害者総合支援法の基本理念を念頭に、その目的を果たすためには、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供を行うことが重要である。そのため、都道府県及び市町村の職員は、障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組を行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害者等が真に必要とする障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくことが望ましい。また、自立支援審査支払等システム等を活用し、請求の過誤を無くすための取組や適正な運営を行っている事業所を確保することが必要となる。また、都道府県は管内市町村と連携しつつ、相談支援専門員※やサービス管理責任者等について、地域の二

ーズを踏まえて計画的に養成する必要がある。さらに、障害福祉サービス等の提供にあたっては、意思決定支援の適切な実施が重要であり、障害福祉サービス事業者、相談支援事業者等に対する「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の普及啓発に取り組むとともに、相談支援専門員[※]やサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者に対する意思決定支援に関する研修を推進していく必要がある。そこで、これらの取組を通じて利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくため、令和八年度末までに、別表第一の十の各項に掲げる障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

7 用語の説明

あ 行

アウトリーチ支援

生活上何らかの問題を抱えながらも自ら支援を求めない、支援を拒否する、あるいは本人の意識に問題として顕在化していない方などに対して、援助者側から積極的に出向き、問題解決への動機づけを高めるように行う専門的援助のこと。

アクセシビリティ

年齢や障がいの有無等に関係なく、すべての人が、必要とする情報に簡単にたどり着け、円滑に機器やサービスを利用できること。

アポ電

アポイントメント電話の略称で、犯人グループが親族や警察官、役所の職員、金融機関職員などになりすまし、犯行を行う前に家の状況や資産を把握する目的でかける電話のこと。

意思疎通支援

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある方等に、手話通訳者や要約筆記[※]者の派遣、点訳、代筆、代読、音声訳等の方法により、障がいのある方等と、その他の方等との意思疎通を支援すること。

医療的ケア

医師の指導のもとに、家族や看護師等が日常的に行っている経管栄養注入やたんの吸引等の医療行為のこと。

インクルーシブ

すべての人が孤立したり、排除されたりしないよう擁護し、障がいの有無や国籍、年齢、性別などに関係なく、違いを認めあい、共生していくこと。

SDGs

Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)の略称で、2030年までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人取り残さないことを誓っている。発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサルなもので、国や、区としても積極的に取り組んでいます。

SDGs未来都市

SDGs^{*}の理念に沿い、持続可能な開発を実現しつつ、経済・社会・環境の3つの側面から新たな価値を創出する取組を推進しようとする都市・地域の中から、特に優れた取組を提案する自治体として、政府から選定される都市・地域のこと。

老いじたく

これまでの人生を振り返り、今後の人生をどう過ごすか考えること。元気なうちから将来に備えておくことにより、自身の思いが尊重され、いつまでも自分らしく、より前向きに、安心した生活を送っていただくことを目的としている。

大田区基本構想

2040年ころの大田区のめざすべき将来像を提示し、今後のまちづくりの方向性を明らかにした、区の最上位の指針。大田区に関わるすべての人々の共通の目標として策定している。

か行

基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的な相談や対応困難な事例に対する専門的な相談等を行う施設。

区市町村障害者就労支援事業

障がい者の一般就労を促進するために、障がい者の一般就労の機会拡大を図るとともに、就労支援・生活支援コーディネーターなどを配置し、安心して働き続けられるよう、身近な地域において就労面と生活面の支援を一体的に提供する東京都の事業。

グループホーム(共同生活援助)

少人数の家庭的な雰囲気の中で共同生活を行う居住の場。入居している障がい者に、主として夜間において、共同生活を送る住居において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び清掃等の家事、就労先その他関係機関との連絡、生活等に関する相談その他日常生活上の援助を行う。また、自立した日常生活への移行を希望する入居者に、日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談や援助を行う。

建設的対話

合理的配慮^{*}の提供に当たって、社会的障壁(バリア)^{*}を除去するための、障がい者が現に置かれている状況を踏まえ、障がい当事者との双方の対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で柔軟に対応していくこと。

高次脳機能障がい

病気やけがなどによる脳の損傷によって、話すこと、考えること、覚えることなどが難しくなり、生活に支障をきたす状態。

高次脳機能障がい者支援員

地域の医療機関や就労支援センター等との連携、高次脳機能障がい[※]者とその家族に対する相談支援の実施等を行う。

合理的配慮

障がいのある人が、障がいのない人と同じように活動することができるように、物の形やルールなどを変えたり、支援する人を置いたりする行為のこと。障害者差別解消法[※]における「合理的配慮」は、障がいのある人や家族等から、何らかの配慮を求める意思の表明があった場合において、その実施にあたり、過重な負担がないものとされている。

個別避難計画

災害時に自ら避難することが難しい一人暮らしの高齢者、要介護者、障がい者等(災害時避難行動要支援者)が、あらかじめ本人・家族と、どのような避難行動をとればよいのかについて確認し、一人一人の状況に合わせて作成する個別の避難行動計画のこと。

令和3年5月に災害対策基本法が改正され、市町村における個別避難計画の作成が努力義務化された。

コミュニケーション支援ボード(指さしシート)

聴覚障がい、音声・言語機能障がい、精神障がい、知的障がい、発達障がいのある方、高齢等により会話が困難な方、日本語での会話が困難な外国の方など、話し言葉によるコミュニケーションが難しい方たちが、絵や文字を指さして使用するコミュニケーションツールのこと。

さ 行

サービス等利用計画(障害児支援利用計画)

障害福祉サービスの提供に先立ち、相談支援専門員[※]が利用者の同意に基づいて作成する、サービスの目標・種類・量について記載した計画のこと。障がい児を対象とした利用計画のことを、障害児支援利用計画という。

参加支援

本人や世帯の状態に寄り添い、社会とのつながりを段階的に回復する支援

自助・共助・公助

自らの身は自ら守ることを「自助」、隣近所の協力や地域の助けあいを「共助」という。また、自助・共助の取組を支援し、理解促進・普及啓発を行い地域防災力の充実を図るとともに、発災時には安全確保や被災者の救済・支援を実施する区や防災関係機関の機能のことを「公助」という。

自治体SDGsモデル事業

SDGsの理念に沿った統合的な取組により、経済・社会・環境の三側面における新しい価値創出を通して、持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い先導的取組であって、多様なステイクホルダーとの連携を通し、地域における自立的好循環が見込める事業のこと。

指導検査(監査)

障害者総合支援法及び児童福祉法の規定により実施される、障害福祉サービス事業所等を対象とした実地指導のこと。サービスの質の確保や給付の適正化を目的としている。

市民後見人(社会貢献型後見人)

弁護士等の資格は持たないが、社会貢献的、ボランティアな精神に基づき、後見人等の職務を全うするために必要な知識や技量、姿勢(倫理観)を身につけた上で、家庭裁判所から選任され、被後見人等の身近にあってきめ細やかな後見活動を行う第三者後見人。

社会的障壁(バリア)

障がいのある方にとって、日常生活または社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの。

社会福祉協議会

各自治体において、住民や事業者が主体となって地域福祉を推進することを目的とする社会福祉法人。社会福祉法により行うべき事業が規定されている。大田区社会福祉協議会は、社会福祉法人としての高い公益性と、民間団体としての自主性を持つ組織として、「地域」「支えあい」「つながり」「協働」「自治」の5つの点を大切にしながら、大田区の地域福祉の推進に取り組んでいる。

若年性認知症

65歳未満で認知症を発症した場合、「若年性認知症」とされる。身体は若くて元気なのに、記憶することや考えること、話をするのが難しくなっていく病気である。症状に気づかず診断までに時間がかかったり、仕事や家事が今よりできなくなったりすることで、医療・介護・経済面・就労などの支援が必要となる。

重症心身障がい者

重度の知的障がいと重度の肢体不自由が重複している障がい者のこと。

住宅確保要配慮者

高齢者、障がい者、子育て世帯、経済的困窮者、被災者等の住宅の確保に特に配慮を要する者のこと。

就労アセスメント

障がいのある人が自分自身の「働く力」を最大限に発揮できるように支援すること。

障害福祉サービスの利用の有無を決める単なる手続きではなく、利用者のニーズの実現と、そのための支援体制の構築に活用していく。

授産施設

心身に障がいがあり一般企業に就職することが難しい人が、自立した生活をめざして働く施設のこと。平成18年の障害者自立支援法の施行に伴い、就労継続支援施設や就労移行支援施設等に順次移行した。

障害児通所支援

障がい児を対象とした児童福祉法に基づくサービスのうち、通所による支援のこと。日常生活における基本的な動作の指導、生活能力の向上のために必要な訓練、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、社会との交流の促進などの支援を行うサービスで、具体的には、児童発達支援や放課後等デイサービス等がある。

障害者雇用促進法

障がい者の雇用義務等に基づく雇用の促進等のための措置、職業リハビリテーションの措置等を通じて、障がい者の職業の安定化を図ることを目的としている法律。

障害者虐待防止センター

平成24年10月に施行された障害者虐待防止法にもとづき設置された、障がい者の虐待に関する通報・届出等の窓口。大田区においては障がい者総合サポートセンター内に設置されている。

障害者差別解消法

すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的としている法律。行政機関等及び事業者に対し、障がいのある人への障がいを理由とする「不当な差別的取扱い」を禁止するとともに、障がいのある人から申出があった場合に「合理的配慮※の提供」を義務としている。

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法

すべての障がい者があらゆる分野の活動に参加するには、情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通が極めて重要とし、障がい者による情報の取得利用、意思疎通に係る施策施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資することを目的としている法律。

情緒障害

情緒の現れ方が偏っていたり、その現れ方が激しかったりする状態を、自分の意思ではコントロールできないことが継続し、学校生活や社会生活に支障となる状態をいう。

情報保障

年齢や障がいの有無等にかかわらず、実質的に同等の内容の情報が保障されること。障がいのある人の立場に立って考え、情報発信者側が行うことが原則です。必要な配慮や手段はその人ごとに異なることに留意し、柔軟に対応するよう心がけることが大切です。なお、情報発信者側が十分な配慮が行えない場合は、理由を丁寧に説明することが必要です。

自立支援協議会

障害者総合支援法に基づき、地域の障がい者福祉の課題について具体的な検討を行うことを目的として区が設置する協議会。大田区においては、全体会の他に、「相談支援部会」「地域生活部会」「防災・あんしん部会」の3つの専門部会を設置し、検討を行っている。

身体障害者相談員

大田区から委託を受けた民間の相談員で、身体障がいのある方やそのご家族からのさまざまな相談を受け、問題解決のための助言、相談を行う。

スクールカウンセラー

いじめ、不登校等の未然防止や解決を図るため学校に配置され、児童・生徒の悩みの相談に応じるとともに、教員や保護者に対して指導・助言を行う専門家。

精神障害者相談員

大田区から委託を受けた民間の相談員で、精神障がいのある方やそのご家族からのさまざまな相談を受け、問題解決のための助言、相談を行う。

成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がい等で、ひとりで決めることが心配な方々の財産管理、身上保護(介護・福祉サービスの利用契約や施設入所・入院の契約締結、履行状況の確認など)などの法律行為を支援する制度のこと。支援に当たっては、本人の意思を尊重した支援(意思決定支援)を行い、ともに考えることが重要です。

成年後見制度利用促進中核機関

区と大田区社会福祉協議会が連携するかたちで、令和2年4月1日に設置。成年後見制度[※]の理解と、利用の促進、関係機関との連携により権利擁護支援に取り組む地域ネットワーク構築を目的としている。

セルフプラン

計画相談支援の一つであり、指定特定相談支援事業所に計画を作成してもらうのではなく、利用者本人や家族、支援者などがサービスを作成するプランのこと。

相談支援専門員

障がいのある人が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスなどの利用計画の作成や、地域生活への移行・定着に向けた支援、住宅入居等支援事業に関する支援など、障がいのある人の全般的な相談支援を行う役割を担っている。

措置入院

精神疾患があり自傷他害のおそれがある場合で、知事の診察命令による2人以上の精神保健指定医の診察の結果が一致して入院が必要と認められたとき、知事の決定によって行われる入院のこと。

た 行

地域移行促進コーディネーター

いわゆる「社会的入院」の状態にある精神障がい者等が、円滑な地域移行やその後の安定した地域生活を送ることができるよう、病院と地域との連携強化を図るコーディネーターのこと。精神障害者地域移行促進事業として東京都が事業者に委託し実施している。

地域共生社会

制度・分野ごとの縦割りや、支え手、受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

地域生活課題

地域福祉の推進に当たって障壁となる課題であり、福祉、保健医療にとどまらず、住まい、就労、教育等の広範囲に及ぶ。社会福祉法が平成29年に改正された際に明確化された。

地域生活課題

地域における活動の活性化等を通じた、多様な地域活動が生まれやすい環境を整備する支援

地域力

大田区基本構想※においては、区民一人ひとりの力を源として、魅力ある地域を創造していく力と定義している。

地域包括ケアシステム

高齢者等が、尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを送れるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供する仕組み。

知的障害者相談員

大田区から委託を受けた民間の相談員で、知的障がいのある方やそのご家族からのさまざまな相談を受け、問題解決のための助言、相談を行う。

通級指導学級

通常の学級に在籍しているこどものうち、障がいの特性に応じた支援が必要なこどもについて、大部分の授業を通常の学級で受けながら、特別の教育課程としてその授業に加えて、あるいは一部の授業に替えるかたちで、障がいによる学習面や生活面の困難を克服するための指導を受ける学級のこと。

DX

digital transformation(デジタルトランスフォーメーション)の略称。自治体においては、自治体がデジタル技術を活用し、住民の利便性や行政サービスの質を高めることを意味する。

特殊詐欺

犯人が電話やハガキ(封書)等で親族や公共機関の職員等を名乗って被害者を信じ込ませ、現金やキャッシュカードをだまし取ったり、医療費の還付金が受け取れるなどと言ってATMを操作させ、犯人の口座に送金させる犯罪(現金等を脅し取る恐喝や隙を見てキャッシュカード等をすり替えて盗み取る詐欺盗(窃盗)を含む。)のこと。

特別支援教室(サポートルーム)

これまで情緒障害※等通級指導学級※として行ってきた指導を在籍校で受けれるようにしたもの。

障がいのある児童・生徒の自立や、社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、児童・生徒の一人ひとりの教育的ニーズを把握しそれに対応した適切な支援を行うために、設置している。

な 行

ノーマライゼーション

障がいのある人が障がいのない人と同等に生活し、ともにいきいきと活動できる社会をめざす考え方。

8050問題

80代の親が50代のこどもの生活を支えるために、経済的にも精神的にも強い負担を請け負う社会問題のこと。

パブリックコメント

区の施策、方針、計画、条例等を策定するときに、事前に案の段階で公表し、区民等から意見を求め、寄せられた意見を参考に決定するとともに、区民等から寄せられた意見と区の考え方を公表する制度のこと。

バリアフリー

障がい者、高齢者などが社会生活を営む上で支障となる物理的、社会的、制度的、心理的な様々な障壁を取り除くこと。エレベーターの整備等のハード面のまちづくりや、点字や音声、手話による情報提供等の情報面でのバリアフリー※のほか、人々の心のバリアの解消(心のバリアフリー※)がある。

ピアサポーター

自らも障がいや疾病等の経験を持ち、それらの経験を活かしながら、対人援助の現場等で働き、障がいや疾病等の中にある仲間(ピア)のために支援やサービスを提供する人材のこと。

PDCAサイクル

計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Action)の4段階を繰り返して、継続的な業務改善や目標達成を実現するためのフレームワークのこと。

ペアレントトレーニング

発達障がい(AD/HD、LD、自閉的傾向)のある児童の保護者を対象として、こどもとの関わり方を学ぶ学習会のこと。保護者が我が子の行動と、心と体の成長を正しく理解し、こどもとの好ましい関わり方を身に付け、こどもが家庭生活はもとより学校生活においても、より適切な行動ができるようになることを目的としている。

ペアレントメンター

自らも発達障がいのあるこどもの子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親のこと。同じような発達障がいのあるこどもをもつ親に対して、傾聴等を通じて共感的にサポートしたり、障害福祉サービス等の地域資源に関する情報提供等を行うことができる。

避難行動要支援者名簿

地震等の災害が起きたときに、自力で避難することが難しい高齢者や障がいのある方の安否確認や避難支援を素早く行うために、ご本人の同意に基づいて作成された名簿のこと。災害時にとどまらず、普段からの備えや、地域の防災活動等にも活用される。

複合課題(複合的困難)

障がい、高齢による介護、経済的困窮、ひきこもり、子育て、虐待や DV などの課題がからみあい、従来の縦割りの制度では対応が困難な、各世帯が抱える複雑な課題のこと。

福祉サービス第三者評価

利用者が主体的にサービス事業者を選択できるよう、また事業者がサービスの質の向上に向けて取り組めるよう支援するための評価制度。事業者自らが第三者である評価機関と契約し評価を受ける。評価機関は、専門的かつ客観的な立場から、サービスの内容や質、事業者の経営や組織のマネジメントの力等を評価する。結果は利用者に公表されるとともに、事業者にも還元され、サービス向上に役立てられる。

福祉避難所

災害発生時に、障がい者や高齢者、乳幼児などで、避難所での避難生活を送ることが困難な方が一時的に避難生活を送るために開設する施設のこと。

包摂(社会的包摂・ソーシャルインクルージョン)

すべての人々を孤独や孤立、排除、摩擦から擁護し、社会の相互的な関係性の中に引き入れていこうとする考え方。「社会的排除」の解消を表す言葉。

ま 行

耳マーク

聴覚に障がいがあることを示し、コミュニケーション方法に配慮を求める場合等に使用されているマークのこと。また、自治体、病院、銀行などが、聴覚障がい者に援助を示すマークとしても使用されている。

モニタリング

日常的、継続的に行なわれる検査、監督のこと。

や 行

ヤングケアラー

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面でのサポートなどを行っている、18歳未満のこどものこと。

ユニバーサルデザイン

年齢、性別、国籍、能力の違いにかかわらず、はじめからできるだけ多くの人が利用可能なように利用者本位の考え方に立って、快適な環境とするようデザインすること。

要支援児童

心身に障がい等を有し、保育を行う上で特別な支援を必要とする児童のこと。

要配慮者

災害から身を守るため、またその後の避難生活を送るうえで、一定の配慮が必要な人のこと。

要約筆記

主に人生の途中で聞こえなくなった方や聞こえにくい難聴の方のうち、手話でコミュニケーションの取りにくい方に対して文字で通訳する方法のこと。手書きとパソコンを使う方法がある。

ら 行

療育

障がいのあるこどもの発達を促し、日常生活や社会生活を円滑に過ごせるようにすること。将来てきに社会的に自立した生活が送れるよう、こどもの障がいの程度や特性に合わせて、さまざまな方法で支援を行う。

臨床心理士

臨床心理学に基づいた知識と技術で心の問題に取り組む専門職のうち、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定を受けている者のこと。

おおた障がい施策推進プラン(素案)

大田区障害者計画

第7期大田区障害福祉計画

第3期大田区障害児福祉計画

大田区発達障がい児・者支援計画

令和6年度～令和8年度

発行年月:令和6年3月

発行:大田区福祉部障害福祉課

〒144-8621 大田区蒲田五丁目13番14号

電話:03-5744-1700 FAX:03-5744-1592